

## 令和5年壱岐市議会定例会6月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第1日（6月15日 木曜日）	
議事日程表（第1号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再 開（開議）	7
発言の申し出（教育長の挨拶）	7
会議録署名議員の指名	8
審議期間の決定	8
諸般の報告	8
全国市議会議長会表彰の伝達式	9
行政報告	10
議案説明	
報告第3号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	18
報告第4号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	20
報告第5号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告について	21
報告第6号 令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	22
報告第7号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	23
報告第8号 令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	23
報告第9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	24
報告第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	24
報告第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	25
議案第33号 壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	26
議案第34号 壱岐市税条例の一部改正について	27

議案第35号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	28
議案第36号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	28
議案第37号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	29
議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	29
議案第39号	財産の取得について	30
議案第40号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	31

第2日（6月20日 火曜日）

議事日程表（第2号）	35	
出席議員及び説明のために出席した者	36	
議案に対する質疑		
報告第3号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	37
報告第4号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	37
報告第5号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告について	39
報告第6号	令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	45
報告第7号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	47
報告第8号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	47
報告第9号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	47
報告第10号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	47
報告第11号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	47
議案第33号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	47
議案第34号	壱岐市税条例の一部改正について	47

議案第35号  沓崎市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について .....	47
議案第36号  沓崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について .....	47
議案第37号  沓崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について .....	47
議案第38号  辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について .....	47
議案第39号  財産の取得について .....	48
議案第40号  令和5年度沓崎市一般会計補正予算（第2号） .....	48
委員会付託（議案） .....	48
予算特別委員会の設置 .....	48
市長提出追加議案の審議（説明、質疑）	
議案第41号  高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結について .....	49
委員会付託（議案） .....	50

第3日（6月21日 水曜日）

議事日程表（第3号） .....	53
出席議員及び説明のために出席した者 .....	53
一般質問 .....	54
8番  清水  修  議員 .....	54
3番  武原由里子 議員 .....	65
4番  山口  欽秀 議員 .....	79
2番  樋口伊久磨 議員 .....	91

第4日（6月22日 木曜日）

議事日程表（第4号） .....	103
出席議員及び説明のために出席した者 .....	103
一般質問 .....	104
14番  市山  繁  議員 .....	104

10番 音嶋 正吾 議員 .....	116
1番 森 俊介 議員 .....	126
第5日（6月29日 木曜日）	
議事日程表（第5号） .....	143
出席議員及び説明のために出席した者 .....	143
委員長報告、委員長に対する質疑 .....	144
議案に対する討論、採決	
議案第33号 沓崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について ...	146
議案第34号 沓崎市税条例の一部改正について .....	146
議案第35号 沓崎市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について .....	146
議案第36号 沓崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子 ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部 改正について .....	146
議案第37号 沓崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について .....	146
議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について .....	147
議案第39号 財産の取得について .....	147
議案第40号 令和5年度沓崎市一般会計補正予算（第2号） .....	148
議案第41号 高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結について .....	148
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）	
議案第42号 損害賠償の額の決定について .....	149
発言の申出（市長の挨拶） .....	152
散 会 .....	154

令和5年壱岐市議会定例会6月会議を、次のとおり開催します。

令和5年6月7日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和5年6月15日(木)  
 2 場 所 壱岐市議会議場(壱岐西部開発総合センター2F)

令和5年壱岐市議会定例会6月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	6月15日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	6月16日	金	休 会	○議案発言(質疑) 通告書提出期限(正午)
3	6月17日	土		(閉庁日)
4	6月18日	日		
5	6月19日	月		
6	6月20日	火	本会議	○議案審議(質疑、委員会付託)
7	6月21日	水		○一般質問
8	6月22日	木		○一般質問 ○予算発言(質疑) 通告書提出期限(正午)
9	6月23日	金	休 会	
10	6月24日	土		(閉庁日)
11	6月25日	日		
12	6月26日	月	委員会	○常任委員会
13	6月27日	火		○予算特別委員会
14	6月28日	水	休 会	(議事整理日)
15	6月29日	木	本会議	○議案審議(委員長報告、討論、採決) ○散会

## 令和5年壱岐市議会定例会6月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第 3号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 (6/20)
報告第 4号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	—	報告済 (6/20)
報告第 5号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第14号)の専決処分の報告について	—	報告済 (6/20)
報告第 6号	令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6/20)
報告第 7号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	—	報告済 (6/20)
報告第 8号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	—	報告済 (6/20)
報告第 9号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6/20)
報告第10号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6/20)
報告第11号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (6/20)
議案第33号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教厚生 常任委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第34号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教厚生 常任委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第35号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	総務文教厚生 常任委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第36号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生 常任委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第37号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生 常任委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	産業建設 常任委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第39号	財産の取得について	総務文教厚生 常任委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第40号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第41号	高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結について	総務文教厚生 常任委員会	原案のとおり可決 (6/29)
議案第42号	損害賠償の額の決定について	省略	原案のとおり可決 (6/29)

令和5年壱岐市議会定例会6月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	5	5			
予算	1	1			
その他	4	4			
報告	9	9			
決算認定 (内、前回継続)					
計	19	19			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)				
決議・その他				
計				
請願・陳情等 (内前回継続)				
計				

## 令和5年壱岐市議会定例会6月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
6月21日 (水)	1	清水 修	住み続ける三島地区への支援について	54～65
			滞在型観光の促進について	
			ふるさと教育と教育環境整備について	
	2	武原由里子	新教育長のめざす教育施策について	65～79
			未来へ遺すための有効な財産管理について	
			子育て世代や現場の生の声を活かした子育て支援の施策推進について	
	3	山口 欽秀	壱岐市の認知症への取り組みにおける難聴対策について	79～91
			認知症発症予防のために補聴器の使用をすすめるための支援について	
			離島留学生の死亡事件について	
			いきっこ留学生の受け入れについて	
	4	樋口伊久磨	庁舎一本化と小学校の統廃合について	91～101
			市営住宅の入居について	
勝本ダム球場の改修について				
6月22日 (木)	5	市山 繁	滑走路端安全区域（RESA）リーサについて	104～116
			空家対策特別措置法の改正の施行について	
	6	音嶋 正吾	誰一人見捨てない政治の実現について	116～126
	7	森 俊介	壱岐っ子留学のこれまでについて	126～140
			壱岐っ子留学のこれからについて	
			小学校の統廃合、中学校のスクールバスについて	
			消防職員のパワハラ行為について	



令和5年 壱岐市議会定例会 6月 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和5年6月15日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	3番 武原 由里子 4番 山口 欽秀
日程第2	審議期間の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 説明
日程第5	報告第3号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第6	報告第4号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第7	報告第5号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第14号)の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第8	報告第6号 令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課長 説明
日程第9	報告第7号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第10	報告第8号 令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	建設部長 説明
日程第11	報告第9号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第12	報告第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	市民部長 説明
日程第13	報告第11号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	農林水産部長 説明

日程第14	議案第33号	沓崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務部長	説明
日程第15	議案第34号	沓崎市税条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第16	議案第35号	沓崎市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第17	議案第36号	沓崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第18	議案第37号	沓崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	市民部長	説明
日程第19	議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	企画振興部長	説明
日程第20	議案第39号	財産の取得について	総務部長	説明
日程第21	議案第40号	令和5年度沓崎市一般会計補正予算（第2号）	財政課長	説明

---

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

---

出席議員（15名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局次長補佐	松永 淳志君	事務局書記	山本 綾織君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部長	中上 良二君
企画振興部長	塚本 和広君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	平田 英貴君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	目良 顕隆君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	横山 将司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

今期、定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環として、クールビズを実施いたします。議場での服装につきましては、上着、ネクタイの着用は、各位の判断に任せるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年壱岐市議会定例会6月会議を開きます。

会議に入る前に、山口教育長から発言の申出がっておりますので、これを許します。山口千樹教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） 皆様、おはようございます。

このたび、教育長を拝命いたしました山口千樹でございます。

4月の臨時議会の折には、私の人事案件に関しまして、全ての議員の皆様から御賛同を得ました。本当にありがとうございました。また、重責に身が引き締まる思いでございます。

私自身は、この仕事をうまくやっていくだけの力量があるとは思っておりませんが、一旦引き受けました以上は、壱岐市民、そして子どもたちのために、これまでの経験を生かして力を尽くしたいと思っております。

議員の皆様のご指導、御鞭撻をお願いいたします。これからもどうぞよろしくお願いたします。

訂正をいたします。定例会でございました。失礼をいたしました。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これより本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、武原由里子議員、4番、山口欽秀議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

6月会議の審議期間につきましては、本日から6月29日までの15日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、6月会議の審議期間は本日から6月29日までの15日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

なお、本報告に記載しておりますとおり、全国市議会議長会第99回定期総会において、全国市議会議長会会長より表彰が行われ、本会議から議員表彰25年以上で市山繁議員が表彰を受けております。また小さく、私は全国市議会議長会評議員として感謝状の贈呈を受けております。

以上、御報告を申し上げます。

なお、これより表彰伝達式を行います。受賞者の紹介を事務局長より行います。

**○事務局長（山川 正信君）** 受賞者の御紹介をいたします。

市山繁議員は、昭和62年10月芦辺町議会議員に初当選され、市議会発足までの15年2か月間を町議会議員として勤続されました。その期間の2分の1が市議会議員の勤続年数に通算されます。老岐市議会議員を17年9か月勤続されておられますので、合計して市議会議員在籍25年以上となり、表彰を受けられました。

豊坂議長におかれては、全国市議会議長会の評議員として、会務運営の重責に当たられていることで、感謝状を受賞されております。

なお、豊坂議長は定期総会に出席され、感謝状を会場で受けられておりますので、本日の表彰伝達は市山繁議員に対して行われます。

14番、市山繁議員。

**○議長（豊坂 敏文君）** 表彰状、老岐市、市山繁殿、あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

令和5年6月14日、全国市議会議長会会長、坊恭寿。（拍手）

ここで、私から今回受賞されました市山繁議員へお祝いの言葉を申し上げます。

市山議員におかれましては、このたび全国市議会議長会会長から、長きにわたり地方自治の発展と、市政の振興に貢献された功績によりまして、表彰の栄に浴されました。誠にめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。輝かしい御功績に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

我々議会は、地方分権時代において、より重要な役割を担うことが求められておりますが、近年、地方議会に対する住民の関心や信頼の低下、議員の成り手不足、女性議員割合の低さなど、様々な課題が浮かび上がっています。このたびの栄誉を機に、これらの課題にも積極的に関与していただくとともに、市政発展のため、より一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お祝いの言葉といたします。おめでとうございます。（拍手）

**○議員（13番 市山 繁君）** 皆さん改めましておはようございます。

このたびの議員歴25年表彰に当たり、一言御挨拶を申し上げます。ただいま、議会を代表され豊坂議長様からお祝いのお言葉をいただき、誠にありがとうございました。今回、坊恭寿全国市議会議長会会長様より私の議員歴25年の表彰をいただきましたことは、身に余る光栄であり、感謝をいたしております。この表彰は私一人の表彰ではなく、日頃から御支援をいただいている多くの市民の方々、歴代の町長、市長をはじめ、職員方の御指導、御教授をいただき

勉強ができたこと、それに議員としてよい同僚に恵まれ、市民の代弁者として切磋琢磨し、活動ができたなどのたまものと深く感謝を申し上げます。

早いもので、市政5期目の令和3年の選挙から、来月末で丸2年となります。折り返しを迎えますが、残された2年間の市民の代弁者として市政発展のため、議員皆様とともに頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともより一層の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。非常に簡単ではございますが、議員歴25年の表彰のお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもちまして伝達式を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。行政報告をいたします。

本日ここに、令和5年竜崎市議会定例会6月会議に当たり、3月会議以降、本日までの市政の重要事項、及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、令和5年春の叙勲が発表され、本市から2名の方が受賞されております。元竜崎市議会議員町田正一様が旭日双光章を、保護司の榊原伸様が瑞宝双光賞をそれぞれ受賞されました。今日まで築かれた御功績に、深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの栄誉を心からお喜び申し上げます。

次に、このたび消防本部において、部下職員に対するハラスメント行為が発覚いたしました。平成25年から昨年までに、少なくとも7名に対し、業務上必要の相当の範囲を超えた言動、威圧的な態度で叱責する等が行われたものであります。

非違行為を行った職員には、任命権者である消防長から減給10分の1、3か月間の懲戒処分を行い、併せて上司に当たる職員4名に対し管理監督責任を問い処分を行っております。私からは、消防庁に対して、任命権者及び管理監督者としての処分とともに、服務規律の徹底と綱紀粛正を改めて厳しく指示したところであります。

このような不祥事を起こしたことは、全体の奉仕者たる公務員にあるまじき行為で誠に遺憾であり、市民皆様に心からおわびを申し上げます。今後、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止に取り組むとともに、職員一丸となり、市民皆様の信頼回復に努めてまいります。

また、竜崎イルカパーク&リゾートにおいて飼育しておりましたイルカ1頭が6月14日、昨日未明に死亡いたしました。本年2月のイルカの死亡事故を受け、指定管理者に対しては、

イルカの飼育管理に万全を期すよう指示しておりましたが、残念な結果となってしまいました。死因については、現在調査中であります。

本年に入り、イルカの死亡事故が続いており、施設の存続に危機感を覚えているところであります。今後は、一刻も早く死因を特定するとともに、指定管理者と協議を重ねながら、本市の主要観光施設として、飼育及び施設管理の改善策を講じてまいります。

それでは、3月会議以降、本日までの市政の重要事項について御報告申し上げます。

5月2日に、壱岐対馬国定公園の視察のために、西村明宏環境大臣が御来島されました。西村環境大臣との意見交換には、本県選出の加藤竜祥衆議院議員、山本啓介参議院議員も御同席され、本市の脱炭素の取組について説明と意見交換を行ったところであります。

内容としましては、水素貯蔵を活用した再生可能エネルギー導入拡大の実証研究、洋上風力発電導入可能性の検討、第三者所有モデルを活用した公共施設への太陽光発電設備導入、藻場再生とブルーカーボン活用の取組について御説明申し上げ、西村環境大臣には、特に藻場再生の取組について御興味を持っていただき、非常に有意義な意見交換となったところであります。

国を挙げて脱炭素の取組が進められている中において、西村環境大臣に本市の取組を目にいただき、様々な御助言等をいただきましたことは、今後の事業推進の大きな活力となるものであります。

次に、令和元年度から2年度にかけて行われた長崎県の洋上風力発電に関するゾーニング実証事業を引き継ぎ、令和3年度以降、本市周辺海域での洋上風力発電の導入可能性の検討を進めてまいりました。県のゾーニング実証事業で設定された周辺海域の候補エリアから、市内漁業関係者をはじめとする先行利用者等の皆様と意見交換を重ね、併せて利害関係者の皆様の理解促進に取り組んできたところであります。

本年3月に開催した洋上風力発電等導入検討協議会において、関係者の皆様との協議等で示された意見を配慮すべき条件として整理したものを付した上で、導入可能性エリアを県へ情報提供することについて、構成員皆様の御承認をいただきましたので、再エネ海域利用法に基づいて県へ情報提供を行いました。

次に、ふるさと納税の令和4年度実績は、寄附件数2万2,464件、寄附総額7億3,939万円、対前年比1万1,169件、約3億8,000万円の増となりました。増加の主な要因は、令和3年度から高い専門知識を持つ事業者へ業務委託したことによる効果が大きく、特に寄附される方のニーズに合った魅力的な返礼品開発に努めたこと、及び新規参画事業者の開拓を図ったこと等の成果と捉えております。

一方で、自治体間競争が年々激化しておりますので、委託業者及び壱岐市ふるさと商社との連携強化を図るなど、貴重な自主財源となるふるさと納税の本年度目標額10億円の獲得に向

け、さらなる推進を図ってまいります。また、ケーブルテレビや広報紙を活用して、制度の周知を積極的に行ってまいりますので、市民皆様には島外にお住まいの御親族や友人、知人の皆様へ寄附の呼びかけに御協力賜りますようお願いを申し上げます。

企業版ふるさと納税については、令和4年度に株式会社ファウンテック様、株式会社パークホームズ様、金子真珠養殖株式会社様、九州郵船株式会社様の4社から、合計1,400万円の御寄附をいただいております。その財源を壱岐ウルトラマラソンをはじめ、各事業の推進に有効活用させていただいております。本年度も、本市にゆかりのある企業、各壱岐の会の皆様をはじめ、本制度の幅広い周知に努め、さらなる寄附の推進を図ってまいります。

次に、市制施行20周年記念事業の一環として、NHK全国放送公開番組、「NHKのど自慢」が7月2日、日曜日午後0時15分から午後1時まで、壱岐の島ホールで開催されます。平成30年7月以来、5年ぶり4回目の開催であり、今回は石川さゆりさん、大江裕さんがゲストとして出演されます。300名を超える応募者による予選会及び当日には、市民皆様の御自慢の歌声を御披露いただきますとともに、壱岐市を全国、そして海外に広くPRできる絶好の機会と捉え、市制施行20周年記念にふさわしい番組として、市民皆様一体となって盛り上げていきたいと考えております。

このほかにも、市制施行20周年を記念した様々な行事、イベント等を実施し、島内外へのPRと交流人口及び関係人口の拡大につなげてまいります。

次に、5月20日から22日にかけて、在福岡モンゴル国名誉領事をはじめ、モンゴルでサービス業を営んでいる方々が、本市において研修ツアーを行われ、市内のスーパーなど商業施設を中心に視察され、意見交換の中で、福岡モンゴル国名誉領事から、チンギスハンの生誕の地であるチンギス市を御紹介いただきました。チンギス市は、平成25年に改称された市で、チンギス市長から、来年は元寇文永の役から750周年に当たり、そういった中で、過去の悲しい歴史を乗り越えて交流を深めたいとの考えの下、本市と姉妹提携ができないかとの文書が託されたとのことでありました。このことにつきましては、商工、観光等の分野をはじめ、まずは民間での交流を行っていただき、今後の動向等注視しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、交流人口拡大についてでございます。長崎県観光統計調査における本市の令和4年の年間観光客延べ数は、速報値で27万2,083人、対前年比120.3%であり、徐々にではありますが、ウィズコロナの考えの下、観光需要回復の兆しが見える結果となりました。

今年のゴールデンウィークの乗降客数は、対前年比124%超えの状況の中、本市の観光需要のさらなる起爆剤として、本年2月会議で議決いただきました観光需要喚起対策事業について、島外の方を対象に、額面3,000円の宿泊券を1,000円で購入できるプレミアムつき



宿泊券、「壱岐DEお得に泊まろう宿泊券」の利用を5月8日から開始し、5月末現在で4,000泊分を販売しております。また対馬市との共同事業である壱岐市・対馬市周遊ツアー送客支援事業についても、5月末現在で1万2,000人泊を超える申請をいただき、既に1,927人の方々が本市で宿泊していただいております、好調なスタートとなっております。

スポーツ合宿につきましては、女子バスケットボールの三菱電機コアラーズが高田紘久新ヘッドコーチの下、チーム16名で、5月27日から6月2日までの7日間、2年連続3回目となる合宿を実施していただきました。合宿期間中には、市内の小学、中学、高校生を対象としたバスケットボールクリニックを2回開催いただき、一流に学ぶ機会の創出と競技力向上に御支援いただいたところであります。今後も引き続き、積極的なスポーツ合宿誘致に努めてまいります。

次に、6月4日に開催しました本市の一大イベントである壱岐サイクルフェスティバルは、今年で第35回という節目に加え、壱岐市市制施行20周年を記念して開催する大会として大会名称を一新するとともに、招待選手及びツール・ド・沖縄参加権枠の拡充など、大会をより一層盛り上げる取組を行ったところであります。

大会名称につきましては、長い歴史を持つ本大会に新たな風を取り込み、10月に開催されるツール・ド・九州を共に盛り上げたいという思いから、ツール・ド・壱岐島へ改称しております。北は宮城県から南は沖縄県まで、島内外410名の選手がエントリーされ、昨年比89人増でありました。当日は一部交通規制を行い、市民皆様には御不便をおかけいたしました、事故等もなく盛会裏に終了することができました。壱岐市消防団並びにボランティアスタッフをはじめ、多くの皆様の御協力、そして御賛同いただきました各企業の皆様の御支援に対し、厚く御礼を申し上げます。

海外からの誘客については、私自身、5月9日から10日の日程で、壱岐市観光連盟会長とともに台湾、台北市へ出向き、本市への誘客セールスを行ってまいりました。現地では、訪問を大いに歓迎していただき、早速8月、9月、10月に本市への団体客を御送客いただく運びとなり、特に10月にお越しになる団体は、30人規模で10日以上滞在するロングステイの契約であるとのことでもあります。日本国内だけでなく海外においても、アフターコロナによる観光需要が高まっており、各地で激化する自治体間競争の中で、本市への誘客活動を活発化させ、本市経済のさらなる活性化に取り組んでまいります。

次に、産業の振興についてでございます。令和4年度の本市農業生産額は、前年比90.6%の56億7,100万円となり、そのうち畜産物が42億2,600万円で、水稻については、栽培面積776ヘクタール、販売金額は6億6,400万円となりましたが、高温耐性品種への作付け転換が進んでおり、つや姫、にこまる、なつほのかの生産面積は472ヘクタールと、全

体の約61%に達しております。アスパラガスについては、栽培面積12.9ヘクタール、販売金額は2億8,500万円で、平均反収2,404キログラムは16年連続県下1位であり、施設園芸振興作物の柱となっております。

畜産業につきましては、令和4年度の子牛平均価格は64万8,000円と前年比11万7,000円安となりましたけれども、子牛出荷頭数は4,152頭と前年度より171頭の増となっております。一方で、6月1日、2日に開催された子牛市では、4月の平均価格と比較し、5万1,000円安の57万5,000円となりました。また、JA壱岐市肥育部会の本年4月の枝肉単価は、前年同月と比較し、17円安の2,428円となりましたが、その後、枝肉単価は下落傾向にあります。畜産農家においては、飼料価格の高騰を受け、生産費の高騰による経営圧迫する状況となっております。

農業を取り巻く環境は厳しさを増している中、壱岐市農協においては農業者の所得安定・向上と生産拡大に向け、2030年の販売高100億円を目標とする第9次営農振興計画が策定され、目標達成に向けた各営農振興事業に取り組んでおりますが、この振興計画目標達成に向けた機運を高めるため、4月25日に壱岐農業振興大会が開催されました。ウクライナ情勢等に影響される物価高騰による生産費の増大は、全ての農産物への影響が懸念されることから、引き続き関係機関と連携し、国・県の緊急経済対策及び支援制度を最大限活用してまいります。

また、農業の持続的発展には担い手対策が最重要課題でありますので、地域農業の牽引者である認定農業者の育成、新規就農者の確保、集落営農の組織化、集落営農法人の支援等に継続して取り組んでまいります。

令和4年度の市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較しますと、漁獲量は8.7%減の2,327トン、漁獲高は27.6%増の26億4,000万円と、漁獲量は減少しておりますが漁獲高は増加しております。これはケンサキイカ漁が好調で単価がよかったことが要因であります。他の魚種については漁獲量も減少し、魚価についても低迷が続くなど、漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。

磯焼け対策につきましては、令和元年度から実施している磯根資源回復促進事業に加えて、令和2年度に設立した壱岐市磯焼け対策協議会が実施する各種事業により、この4年間で植食性魚類であるイスズミを2万7,455尾、アイゴを2万5,064キログラム駆除しております。例年実施している定点調査の結果、一部海域での大型海藻の再生など大きな効果につながっており、引き続きイスズミ等駆除の取組を進め、早期の藻場回復を目指してまいります。

意欲ある担い手育成支援事業の認定漁業者については、現在131名を認定しており、県の次代を担う漁業後継者育成事業による事業新規就業者は3名が研修中であります。今後も制度の積極的な活用により、漁家経営の改善及び新規就業者の確保につながることを期待しており

ます。

次に、国は新型コロナウイルスの感染が再び拡大する可能性があることから、重症化リスクの高い方々へ、重症化予防を目的として追加接種を特例臨時接種として位置づけ、令和5年度の接種に向けた対応を自治体へ求めております。

本市においては、5月から8月にかけて行う春開始接種について、彦岐医師会の御協力により接種体制を整え、既に5月から接種を開始しております。対象者は、初回接種を終了した65歳以上の方及び5歳以上65歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっており、対象となられる市民皆様へは、順次通知にて御案内を行っております。

また、9月から12月にかけて行う秋開始接種につきましては、初回接種を終了した5歳以上の方が全て対象となります。令和5年度接種に向けた年間スケジュールが示されたことにより、接種に係る経費について、今回、所要の予算を計上いたしております。市民皆様には、基本的な感染症対策を実施いただきながら、重症化を防ぐ観点から、ワクチン接種を御検討いただきますようお願い申し上げます。

次に、市税等の収入状況でございますが、令和4年度の市税の収入状況については、現年度分は、調定額22億8,420万円に対し、収入額22億6,094万円、収納率98.98%、前年度を0.22ポイント上回りました。滞納繰越分については、調定額1億4,612万円、収入額2,339万円で、収納率16.01%、前年度を0.66ポイント上回りました。

また、健康保険税については、現年度分が調定額5億6,265万円に対し、収入額5億4,704万円、収納率97.22%、前年度を0.88ポイント上回りました。滞納繰越分については、調定額1億4,858万円に対し、収入額2,376万円と、収納率は15.99%、前年度唯一0.49ポイント下回ったところでございます。

以上が、令和4年度市税等の収入決算額であります。

令和4年度から導入したコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの納付については、1万8,799件の利用実績でありました。さらに本年4月から、QRコード決済の導入により、クレジットカードを利用した納付も可能となりましたので、広報紙、ケーブルテレビ、各戸へのチラシ配布等によりお知らせをしております。

また、市では口座振替納付を推進しており、口座振替することで窓口に出向く手間が省けることや、現金を持ち歩く必要がないことで安全・安心な納付につながることで、また金融機関窓口やコンビニエンスストア等での納付時に、市が負担する手数料を抑制できることなどのメリットがありますので、市民皆様には口座振替での納付について御協力をお願いいたします。

今後も、市行政の基幹財源である税の確保と、公平・公正な税務行政の実現に向けて取り組

んでまいりますので、市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、長崎県壱岐病院の精神科病床の再開については、市内の精神科病床の休床を受けて、長崎県病院企業団との協議を進めております。長崎県病院企業団においては、令和7年4月再開を目途に準備をされており、その中で、精神科医の確保並びに看護師等医療従事者の確保、教育、研修等多くの課題解決に向けた取組がなされております。まずは、最重要となる精神科医師確保のために、向原院長とともに関係大学病院へ医師派遣要請を行ってまいりました。今後も、長崎県及び長崎県病院企業団と連携し、鋭意、課題解決に向けて取り組んでまいります。

次に、教育関係でございますけれども、3月27日から29日にかけて、熊本県益城町民グラウンドで開催された第19回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会において、本市から、芦辺中学校の井本康太さん、浜田竜成さん、郷ノ浦中学校の加勢田莉空さん、竹下瑛汰郎さんの4名が、長崎県選抜チームとして出場し、長崎県選抜チームの6年ぶり2度目の優勝に貢献されました。

令和5年度の市内小・中学校においては、適切に新型コロナウイルス感染症対策に努めることで、教育活動を維持することができております。学校行事について、5月28日に小学校9校で運動会を実施し、内容等についても、この数年間の経験を生かした取組がなされております。中学校では、5月20日に中体連球技・剣道大会を実施し、また陸上・相撲大会については、6月17日に実施予定であります。今後も、学校が児童生徒の学びを保障する場であり続けるため、第5類になった新型コロナウイルスを含め、感染症対策を適切に行っていくとともに、学校が大切な授業や教育活動に専念できるよう、引き続き支援をしてまいります。

次に、壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会の設置について申し上げます。

本年3月に発生した高校の留学生の悲しい事案を受け、長崎県は、背景に何があったのかを検証するとともに、改めてこの留学制度の運営上の課題について現行制度を総括的に検証し、必要な措置を講じていくため、これからの離島留学検討委員会を設置し、4月20日に第1回会議が開催されました。

本市といたしましても、県と連携し、壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会を設置し、本検討部会において、制度の現状と課題を検証しながら、離島留学生が安心した生活を送るとともに、制度が持続可能なものとなるよう必要な措置を検討していくため、5月27日と6月7日に部会を開催いたしました。委員の皆様からは、留学制度の課題や改善案について、多方面から具体的な御意見をいただいたところであります。高校の留学制度、そして壱岐市のいきっこ留学制度が、壱岐市での学校生活を望む子どもたちが健やかに成長できる制度となるよう、検討・協議を進めてまいります。

次に、防災対策につきましては、近年、地球温暖化に伴う気候変動により、台風の勢力が増大

するとともに、大雨の頻度も高まり、土砂災害等自然災害の増加及び激甚化が懸念されております。昨年9月には、大型台風11号及び14号が接近し、14号においては、県内全市町に災害救助法が適用されるなど、危機が迫る状況に見舞われました。災害の発生を完全に防ぐことは困難ではありますが、災害の発生に備え、災害対策業務の参考とするため、去る5月25日には、官民の関係者約40名の参加の下、市内危険箇所及び防災工事箇所のパトロールを実施いたしました。引き続き、危機管理は行政の最大の責務を念頭に、関係機関と十分連携を図り、市民の皆様の安全・安心を最優先として災害対策に万全を期してまいります。

消防・救急につきましては、本年度、消防本部等の現行の機器更新による消防指令センター総合整備事業を予定しております。このことにより、119番通報をはじめとするあらゆる通報への迅速な対応と、いち早く災害現場に到着し、安全で確実な消防救急救助活動への対応を図ってまいります。また本年度は、消防団の編成替えの年であり、4月1日、新団長に安川昭彦氏が就任されました。安川新団長からは、新しい体制の下、新しい感覚を持って壱岐の防災に当たるといふ並々ならぬ決意が述べられたところであります。

一方で、消防団員数は年々減少しており、前年同時期に比べ65名減の798名となっております。市といたしましても団員の確保に努めるとともに、消防団をはじめとする関係機関等とさらなる連携を図り、防災体制に万全を期してまいります。

本年5月末現在の災害発生状況は、火災発生件数15件、救急発生件数794件であり、先日、郷ノ浦町で発生した建物火災では男性1名が亡くなられました。お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様へ心からお見舞い申し上げます。

野焼き、しくり焼き等に伴う火災が頻繁に発生しております。草木を焼却する場合は必ず消防署に届出を行い、確実に消火を確認いただくなど、火の取扱いに十分注意していただきますようお願いいたします。

また今後、気温の上昇とともに、熱中症による救急搬送の増加が危惧されますので、屋外での作業の際は、こまめな水分補給を行っていただくとともに、室内においても熱中症のおそれがありますので、エアコンや扇風機を有効に使用し、体調管理に十分御注意されますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明をいたします。

本議会に提出した令和5年度補正予算の概要は、一般会計補正額1億3,070万3,000円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、245億1,845万5,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の専決処分の報告2件、令和4年度予算の専決処分の報告1件、予算の繰越計算書の報告3件、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告3

件、条例の一部改正に係る案件5件、計画の策定1件、その他の案件1件、令和5年度予算案件1件であります。

何とぞ慎重に御審議を賜り、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、3月会議以降の市政の重要事項、また政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時50分といたします。

午前10時41分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

**日程第5. 報告第3号～日程第21. 議案第40号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第3号から日程第21、議案第40号まで、以上17件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程の議案等につきましては、担当部長及び課長にさせますのでよろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 皆様、おはようございます。報告第3号及び第4号について続けて御説明申し上げます。

まず、報告第3号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について、説明申し上げます。地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決第2号専決処分書でございます。本件は、地方税法等の

一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、壱岐市税条例において所要の改正を行う必要があるため、令和5年3月31日をもって専決処分したものであります。

1ページを御覧ください。壱岐市税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては、記載のとおりでございます。また、議案資料の1ページから13ページに新旧対照表を記載しておりますので御参照願います。

主な改正内容でございますが、新旧対照表の4ページをお開き願います。附則第8条の改正については、個人市民税関係で、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例期間の延長に伴う改正で、個人市民税所得割の免除規定で、令和6年度までの特例期間を令和9年度まで3年間延長するものでございます。

次に、新旧対照表6ページから7ページをお願いします。附則第10条の2及び附則第10条の3の改正においては、固定資産税関係で、大規模な修繕が行われたマンションに係る税額の減額措置のわがまち特例の割合を市町村条例で定める規定の整備であり、附則第10条の2第24項で、減額特例割合を国に準じて3分の1と定めるものでございます。また、7ページの附則第10条の3第11項は、特例を受ける際の特定マンションに係る申告書の提出における規定を追加するものでございます。

次に、新旧対照表8ページから12ページをお願いします。軽自動車税関係で、附則第15条の2及び附則第15条の6第3項の軽自動車税の環境性能割の非課税、及び税率の特例規定については、臨時的軽減措置の期間が終了したため削除するものでございます。

次に、附則第16条の改正については、軽自動車税種別割の税率の特例で、より環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例、75%軽減及び50%軽減の対象車両を取得する場合については、適用期限を令和5年3月31日から令和8年3月31日まで3年間延長、また25%軽減の対象車両を取得する場合については、適用期限を令和7年3月31日まで2年間延長するもので、適用期間中に初めて車両の車両番号の指定を受ける減税対象車両を取得する場合に限り、当該年度の翌年度分について、それぞれ75%、50%、25%の軽減をするものでございます。

そのほかにつきましては、法律改正による納付書様式の追加及び字句や引用条項等の整備をするものでございます。改正文の4ページに戻りますが、施行期日につきましては、附則第1条のとおり令和5年4月1日でございます。附則第2条は、改正後の壱岐市税条例の規定中、固定資産税に関して必要な経過措置を定めるものでございます。

次に、5ページをお願いします。附則第3条は、改正後の壱岐市税条例の規定中、軽自動車税に関して必要な経過措置を定めるものでございます。

報告第3号についての説明は以上でございます。

続きまして、報告第4号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。専決第3号専決処分書でございます。本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行されたことに伴い、壱岐市国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要があるため、令和5年3月31日をもって専決処分したものであります。

次のページをお開き願います。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。改正文につきましては記載のとおりでございます。

また、議案資料1、14ページから22ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。主な改正内容でございますが、新旧対照表の14ページをお開き願います。第2条第3項及び第23条第1項の改正において、国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。国民健康保険税の課税限度額については、国の社会保障と税の一体改革の中で、負担能力に応じた応分の保険税負担を求める方針により、引上げが実施されました。これにより、後期高齢者支援金等、課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に2万円を引き上げ、全体の課税限度額は現行102万円から104万円に引き上げる改正を行うものです。

次に、新旧対照表14ページ下から15ページをお願いいたします。第23条第1項第2号及び同条同項第3号の改正においては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得基準額を見直すものでございます。第23条第1項第2号は、5割軽減世帯に係る基準額で、被保険者及び同一世帯所属者1人につき28万5,000円から29万円に5,000円を引き上げ、同条同項第3号は、2割軽減世帯に係る基準額で、被保険者及び同一世帯所属者1人につき52万円から53万5,000円に1万5,000円を引き上げるものでございます。

そのほかにつきましては、法律改正による字句や引用条項の整備をするものでございます。改正文に戻りますが、施行期日につきましては、附則第1条のとおり令和5年4月1日でございます。附則第2条は、令和4年度分までの国民健康保険税について経過措置を定めるものでございます。

以上で、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕



○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。報告第5号、第6号につきまして、続けて御説明いたします。

まず、報告第5号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願います。専決第4号専決処分書、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定による専決処分でございます。令和4年度壱岐市の一般会計補正予算第14号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億1,917万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億3,250万5,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条繰越明許費の変更は第2表繰越明許費補正によるものでございます。地方債の補正、第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。補正の主な内容といたしましては、地方譲与税、各種交付金及び特別交付税等の交付額確定に基づく補正、起債対象事業費の確定に伴う事業費の調整及びそれに伴う地方債の変更、特定目的基金充当事業の事業実績及び財源調整による基金繰入金の補正等を行っております。

次のページをお開き願います。2ページから3ページ。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。第2表繰越明許費補正の1、変更の漁港海岸事業は、箱崎前浦漁港海岸護岸工事における入札が不落となり、工事費を全額翌年度へ繰り越すこととなったため、繰越明許費の額を5,000万円に変更しております。

次のページを御覧ください。5ページから9ページにかけて、第3表地方債補正の変更について表に記載のとおり、実績に合わせまして限度額を変更しております。起債の方法、利率、及び償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書により主な補正内容について御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。14ページから15ページをお開き願います。2款

地方譲与税から7款地方消費税交付金は、令和4年度交付額の確定により補正をしております。

次のページをお開き願います。

16ページから17ページの8款ゴルフ場利用税交付金から11款地方交付税までにつきましても、交付額の確定により補正をしております。

18款寄附金のふるさと応援寄附金は、令和4年度ふるさと納税実績により、ふるさと応援寄附金を6,060万4,000円減額、企業版ふるさと納税寄附金を200万円追加しております。

19款繰入金、基金繰入金は、特定目的基金充当事業の実績及び決算額見込みによる財源調整により合計2億1,385万1,000円を減額しております。

次に、歳出につきましては、別添資料2、令和4年度3月31日、専決補正予算概要で御説明いたします。2ページをお開き願います。

2款1項3目財政管理費の基金積立金につきましては、一般財源の調整がなされたことによりまして、財政調整基金に3,000万円積立ての追加を計上しております。

2款1項6目企画費の交通対策費は、運航実績に基づきまして、長崎県離島航空路線加工対策補助金等の減額補正を行っております。

同じく6目の企画費のふるさと応援寄附金は、令和4年度のふるさと納税実績に基づき、積立金及び返戻金等の関係費用の減額補正を行っております。以下同様に歳出全般において、特定目的基金の充当事業の実績及び起債充当事業の事業費の確定により調整を行っております。

8ページをお開き願います。基金の状況見込みについてでございますが、今回の専決後における令和4年度末一般会計分の基金の現在高見込みにつきましては、95億7,662万円でございます。

補正予算書第14号の32ページをお開き願います。地方債現在高見込みに関する調書について記載しております。令和4年度末の現在高見込みは255億3,541万2,000円となっております。

資料2に戻りまして、9ページをお開き願います。参考資料といたしまして、上段に令和元年度から令和4年度末見込みまでの基金現在高の推移を、下段に公債費及び地方債現在高の状況の推移を記載しております。

以上で、令和4年度一般会計補正予算(第14号)について、専決処分の報告を終わります。

続きまして、報告第6号令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。令和4年度一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、令和4年度予算にて計上しておりました繰越明許費11億7,376万9,000円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は10億5,522万2,313円でございます。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした燃料油価格高騰等に伴う観光需要喚起対策事業などの経済対策事業、国の補正予算に伴う道路改良費補助のほか、農地及び農業用施設及び公共土木施設災害復旧事業などがございます。

以上で、令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 平田建設部長。

〔建設部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部長（平田 英貴君） 報告第7号、報告第8号を続けて御説明申し上げます。

まず、報告第7号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。内容につきましては、公共下水道施設改築改修工事に要する費用で、先に議決をいただいております繰越明許費4,770万円のうち、実際に翌年度に繰り越した額は4,180万円でございます。

以上で報告第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第8号令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について御説明申し上げます。令和4年度壱岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。内容につきましては、市道東水畑2号線配水管布設替工事で、繰越しの理由は、布設する道路の幅員が狭隘であるため、隣接する農地から重機等を進入させる施工方法としておりましたが、地権者が市外で仕事に従事されていたことから、現地協議に係る日程調整において不測の日数を要したものでございます。繰越額は430万円でございます。

以上で、報告第8号の説明を終わらせていただきます。

〔建設部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 報告第9号及び報告第10号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について続けて御説明申し上げます。

報告第9号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び老岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお願いいたします。専決第5号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和5年5月26日専決。

1、損害賠償の相手方は、老岐市郷ノ浦町の個人、2、損害賠償額は20万1,484円でございます。内訳として、治療関係費14万9,884円、慰謝料として5万1,600円でございます。3、損害賠償の理由でございますが、令和5年3月19日午後1時14分頃、老岐市郷ノ浦町柳田触851番地1店舗駐車場において、市民福祉課地域生活ホームひまわりの家職員が運転する老岐市公用車に施設入所者を後部座席に同乗の上、買物支援のため店舗の駐車場に駐車する際、ブレーキ操作を誤って店舗の外壁に衝突し、損害賠償の相手方である同乗者をけがさせたものでございます。まずもってけがを負われた相手方へ深くおわび申し上げます。

事故の発生状況でございますが、事故当日は日曜日であります。地域福祉ホームひまわりの家は、通常業務の中で買物支援のために職員が運転する老岐市公用車に、施設入所者1名を助手席側後部座席に同乗させ、午後1時過ぎに当該店舗へ向けて出発。店舗駐車場に到着し、駐車スペースを探しながら、店舗入口左側付近のスペースに前方方向で駐車しようとした際、ブレーキとアクセル操作を誤り、車止めを乗り越えて店舗の外壁部分に車両の左側、左前方付近を衝突させたものであります。車止めを乗り越える際の衝撃で、後部座席に同乗していた施設入所者が口腔内及び下顎部分を打撲し、けがをしたもので、長崎県老岐病院に救急搬送、老岐警察署へ通報の上、上司へ連絡を行い、相手方はレントゲン、CT検査とも異常なかったものの、口腔内挫創により3針と、下顎部挫創により1針縫合をしております。口腔内及び下顎部挫創部分については、抜糸後、治療は完了しておりますが、顎の痛みに対して歯科口腔外科の受診を勧められ通院、4月15日に口腔外科としての治療は終了となっております。

続きまして、報告第10号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び老岐市議会基本条例第12条第2項の

規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお願いします。専決第6号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和5年5月26日専決。

1、損害賠償の相手方は、老岐市郷ノ浦町の法人、2、損害賠償額は1万円でございます。3、損害賠償の理由でございますが、令和5年3月19日午後1時14分頃、老岐市郷ノ浦町柳田触851番地1当該法人店舗駐車場において、市民福祉課地域生活ホームひまわりの家職員が運転する老岐市公用車に施設入所者を同乗の上、買物支援のため当該店舗の駐車場に駐車する際、ブレーキ操作を誤って損害賠償の相手方である法人所有の建物外壁に衝突し、汚損させたものでございます。事故の発生状況につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、老岐市公用車が店舗外壁に衝突した際、外壁タイルの一部に、車両の塗装の色等が付着し汚損をさせたもので、当該法人との協議の上、汚損部分の補修費について賠償をするものでございます。

報告第9号及び第10号の専決処分を行った理由でございますが、今回の事故の責任は全て老岐市にあること、また相手方への損害賠償額の支払いを速やかに行うため、相手方から5月24日に示談の内諾を得たので、5月26日、老岐市損害賠償等審査会の審査に付し、同日、専決処分を行ったところでございます。

今回の事故発生時において、緊急通報等に御協力いただいた関係者の皆様に感謝いたしますとともに、大変御迷惑をおかけしたことに對し、深くおわび申し上げます。今後、このような事故が発生しないよう、当該職員に対して安全運転指導を行い、他の職員に対しても改めて安全運転に係る注意喚起を促すとともに、再発防止に向けた指導を徹底してまいります。

以上で報告第9号及び報告第10号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第11号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び老岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。専決第7号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。令和5年5月26日専決でございます。損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町、個人、損害賠償額は8万7,878円であります。損害賠償の理由でございますが、令和5年4月12日午前11時58分頃、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦405番地6郷ノ浦町漁業協同組合駐車場において、水産課職員が運転する壱岐市公用車が切り返すために車両を後退させた際、駐車場に駐車されていた損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し損傷させたものでございます。まずもって、相手方へ大変御迷惑をおかけしたことに對し、深くおわびを申し上げます。

今回の事故の発生状況は、運転者本人の後方確認不足と運転操作ミスによるものであり、相手方車両の前方ナンバープレートの変形並びにその周辺を損傷させてしまいました。なお、駐車車両であり人の乗車はなく、対物事故のみとなっております。損害賠償の内容につきましては、相手方車両の修理代が7万9,078円に、代車料8,800円を加えた合計8万7,878円で、本事故の責任割合は壱岐市が加入しております保険会社との協議の結果、壱岐市が10割負担であり、全額保険により相手方へ直接支払いされるものであります。

このたび、専決処分をいたした理由でございますが、今回の事故責任割合が全て壱岐市にあること、また相手方への損害賠償額の支払いを速やかに行うため、相手方から5月24日に示談の内諾を得たため、5月26日に壱岐市損害賠償審査会の審査に付し、同日、専決処分を行ったところでございます。

今後、このような事故を発生させないよう運転者本人に再発防止と安全運転の徹底について指導を行ったところであります。

以上で報告第11号について専決処分の報告を終わります。よろしくお願いたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上総務部長。

〔総務部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部長（中上 良二君） 議案第33号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、人事院規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例を廃止する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改正内容は、附則中第3項の前の見出し、同項及び第4項を

削るとしております。

資料1の議案関係資料23ページをお開き願います。附則第3項及び第4項には、感染症防疫作業等従事手当の特例を規定しており、新型コロナウイルス感染症から市民皆様の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者の身体に接触し、また長時間にわたり接して行う作業等に従事した場合にあっては4,000円の感染症防疫等作業手当を、令和2年2月1日から支給しておりました。

本年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、コロナ感染症に関連する業務に従事した場合に支給されていた国家公務員の特殊勤務手当である防疫等作業手当の特例支給を廃止する人事院規則の改正がなされております。このため本市においても、国の取扱いに準じた措置を行うため、所要の改正を行うものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用するとしております。

以上で議案第33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第34号から議案第37号まで続けて御説明申し上げます。

議案第34号壱岐市税条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市税条例の一部を改正する条例、改正条文につきましては記載のとおりでございます。

議案資料1、24ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

改正内容でございますが、軽自動車税の原動機付自転車に係る種別割において、令和4年4月の道路交通法の改正により、新たに電動キックボードが特定小型原動機付自転車として、車両区分の創設がされたことによる改正であります。

新旧対照表の24ページをお開き願います。第82条第1項第1号エ中、道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車を除くという条文が追加をされたもので、この改正により、特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードについては、二輪のもので定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のものに該当することとなり、税率は年額

2,000円となります。施行期日については、附則第1条のとおり、令和5年7月1日でございます。附則第2条で経過措置として、この条例による改正後の壱岐市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によるとしております。

議案第34号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第35号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、離島振興法に基づく税制特例措置等の対象地区から、過疎地域に係る措置等の対象地区が除外され、重複地区においては過疎法に基づく税制特例措置等のみが適用されるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、改正案につきましては記載のとおりでございます。

また、議案資料1、25ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照を願います。

改正内容でございますが、離島振興法第20条地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置に規定する製造の事業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業、その他総務省令で定める事業に係る機械及び装置、もしくはその事業に係る建物、土地に対する固定資産税の課税免除については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条にも、同じく製造業、情報サービス業、旅館業、農林水産物等販売業の用に供する固定資産税の課税免除規定があり、どちらの税制特例措置を活用するかは事業者の判断に委ねられておりました。

今回、離島振興法の改正により、離島振興地域及び過疎地域の重複する地域においては、過疎法に基づく特例措置のみが適用されることとなったものでございます。施行期日については、附則第1項のとおり、公布の日からでございます。附則第2項は、改正後の壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

議案第35号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第36号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。



提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正条文については記載のとおりでございます。

また、議案資料1の26ページから27ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

主な改正内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、厚生労働省令の整備に関する省令において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定に基づき、保育所における保育の内容について、厚生労働大臣が定める指針から内閣総理大臣が定める指針に改められたものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第36号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第37号壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正条文につきましては記載のとおりでございます。

また、議案資料1の28ページに新旧対照表を記載いたしておりますので、御参照願います。

主な改正内容は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、厚生労働省令の整備に関する省令において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定に基づき保育所における保育の内容について、厚生労働大臣が定める指針から内閣総理大臣が定める指針に改められたものでございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第34号から議案第37号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部長（塚本 和広君） 議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）

の策定について御説明いたします。郷ノ浦辺地（変更）、渡良B辺地（変更）、初山A辺地（変

更)、初山B辺地(変更)、布気辺地(変更)、深江辺地、諸吉辺地及び住吉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、郷ノ浦辺地ほか7辺地において、市道改良事業等の事業実施に当たり、その財源として辺地対策事業債を活用するため辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本市は、全区域が辺地の要件に該当し、市道等の公共的施設の整備については、辺地対策事業債を活用できることになっております。この辺地対策事業債は、その償還元金及び利子の80%が普通交付税に算入される有利な地方債の一つとなっております。

なお、本総合整備計画書については、議決をいただいた後、総務大臣へ提出することとなっております。

1ページから8ページは、各辺地の総合整備計画書で、各辺地で実施する事業内容、事業費等を記載しております。

また、議案資料4に各事業の事業名、位置図、平面図、写真等を添付しております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔企画振興部長(塚本 和広君) 降壇〕

○議長(豊坂 敏文君) 中上総務部長。

〔総務部長(中上 良二君) 登壇〕

○総務部長(中上 良二君) 議案第39号財産の取得について御説明申し上げます。

下記の財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

1、財産の種類は土地、2、財産の表示として、所在は壱岐市郷ノ浦町片原触2792番2ほか1筆、地目は雑種地、面積は1万6,364.89平方メートル。3、取得価額は6,136万8,337円。4、相手方は、長崎県知事大石賢吾。提案理由は本財産の取得に当たり、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

次のページに本財産の概要等を添付しております。なお、本財産の取得につきましては、先の令和5年市議会定例会3月会議に上程いたしました議案第24号令和5年度壱岐市一般会計予算に同取得価額を計上し、御審議をいただき可決をいただいたところでございます。

以上で議案第39号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第40号令和5年度老岐市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和5年度老岐市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,070万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245億1,845万5,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。第2表地方債補正1、変更の教育債は、盈科小学校特別教室棟、屋外非常階段の改修工事に充当する防災基盤整備事業債280万円を追加するもので、限度額を5,370万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により主な内容を御説明いたします。まず、歳入について御説明いたします。8ページから9ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税は、補正に係る一般財源として普通交付税466万6,000円を計上しております。

15款1項2目衛生費、国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費、国庫負担金の6,375万6,000円及び同じく2項3目衛生費、国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金4,401万1,000円は、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金及び補助金を計上しております。

15款2項2目民生費、国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費補助金は、令和5年10月からの生活保護基準改定等にかかるシステム改修に対する50%の補助25万7,000円を計上しております。次の保育対策総合支援事業費補助金は、民間保育施設における保育事業の改善及び事故防止に係るシステム導入費用に対する60%補助375万円を計上しております。

16款2項4目農林水産業費県補助金は、国、県の補助事業に採択された農事組合法人への機械施設整備に対する補助で、ながさき水田農業生産強化支援事業補助金22万1,000円及び集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金26万2,000円を計上しております。

18款1項2目指定寄附金の企業版ふるさと納税寄附金は、実績に基づき310万円を追加しております。

21款4項3目雑入のコミュニティ助成金は、自治総合センターから補助の採択を受けた自治公民館の備品購入、幼年消防用鼓笛隊セット購入、消防防災関係の資機材購入などに係る助成金、合計780万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。歳出につきましては、別添資料3、令和5年度6月補正予算（案）概要から、主な内容について御説明いたします。2ページをお開き願います。

2款1項6目企画費は、コミュニティ助成事業の補助金として、2、自治公民館への備品購入補助として440万円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、3款2項4目保育所費の保育所等業務効率化推進事業は、民間保育施設における保育業務の改善及び事故防止のシステム導入に係る補助金で、国の60%補助に市負担分20%を合わせまして、500万円を計上しております。

4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和5年度春接種及び秋接種にかかる費用として1億776万7,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ、5款1項3目、農業振興費のながさき水田農業生産強化支援事業は、農事組合法人の機械設備導入に補助するもので、事業費73万7,000円に対する県30%、市10%の割合で負担する補助金29万5,000円を計上しております。

次の集落営農活性化プロジェクト推進事業補助金は、事業費52万4,000円に対する国の50%補助金26万2,000円を計上しております。

6款1項2目商工振興費の商工施設管理費は、市有企業誘致施設の施設修繕費用として254万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ、8款1項5目災害対策費は、コミュニティ助成事業として採択された自主防災組織の防災資機材の購入補助200万円を計上しております。

次の9款2項1目学校管理費の小学校施設整備事業は、盈科小学校特別教室棟の屋外非常階段改修にかかる費用として、383万4,000円を計上しております。

以上で議案第40号令和5年度老崎市一般会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月20日火曜日午前10時から開きます。

本日は、これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 43 分散会

---

令和5年 壱岐市議会定例会 6月 会議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和5年6月20日 午前10時00分開議

日程第1	報告第3号	壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第4号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第3	報告第5号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第14号)の専決処分の報告について	質疑あり、報告済
日程第4	報告第6号	令和4年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑あり、報告済
日程第5	報告第7号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第6	報告第8号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について	質疑なし、報告済
日程第7	報告第9号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第8	報告第10号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第9	報告第11号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第10	議案第33号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第34号	壱岐市税条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託

日程第12	議案第35号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第36号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第37号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第39号	財産の取得について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	議案第40号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第18	議案第41号	高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結について	消防本部消防長、説明、質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

（議事日程第2号に同じ）

---

出席議員（15名）

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 中原 正博君	6 番 山川 忠久君
7 番 植村 圭司君	8 番 清水 修君
9 番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君  
事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部長	中上 良二君
企画振興部長	塚本 和広君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	平田 英貴君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	目良 顕隆君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	横山 将司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理しております。

---

**日程第1. 報告第3号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第3号壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで報告第3号の質疑を終わります。

---

**日程第2. 報告第4号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、報告第4号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告についてを議題とします。



質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 今回の国のほうの国民健康保険制度の改正で賦課限度額が102万から104万円へということで、引き上げられるということがあります。この引上げに伴って、国民健康保険税の負担がどのくらいの市民に老岐では影響が出るのか、その数字をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（豊坂 敏文君）** ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

**○市民部長（西原 辰也君）** 4番、山口議員の御質問にお答えいたします。

今回の国民健康保険税の課税限度額の改正により、税の負担増となる市民の人数は18人となっております。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 18人ということですが、国民健康保険税の状態を考えたとき、老岐市の場合、平成28年から令和2年まで、人数として1,298人減少しております。それから世帯数としては48世帯も減っていると。どんどん国民健康保険加入者の状況、人数が減っているわけですね。それに伴って、逆比例するように平成26年で限度額が81万だったのが85万に上がり、その次99万に上がり、令和4年だと102万に上がって、今回104万に上がると、このような状態でありますよね。このような実態の中で国保世帯の納入数に対する状況というのは、かなり厳しい状態になってるんじゃないかな。

特に今回18人の方がありますが、国保は、全世帯、均等割、平等割がありまして、子どもが増えれば増えるほど、国保税が増えますよね。未就学児でも国保税が取られると、一人前の。そういう状況の中で、国が今回の税の改正をしていますが、それに国に従って累々と改正するというのはいかがなものかと思いますが、そのあたり市のほう、市民の国保税の世帯の世帯状況、納入状況とか、今後、この負担に対する市の何らかの一般会計からの繰入れ等、それから国への改正の申入れとか、そのあたりの考えがあるかどうかお聞かせください。

**○議長（豊坂 敏文君）** 西原市民部長。

**○市民部長（西原 辰也君）** ただいまの再質問にお答えいたします。

現在、令和4年度の国保税の納入状況でございますが、市長の行政報告でもありましたように現年度分で97.22%でございます。それから世帯の状況でございますが、加入世帯が令和4年度におきましては4,284世帯でございます。そのうちの軽減世帯、2割軽減、5割軽減、7割軽減と、この軽減世帯が2,803世帯、65.43%の方が軽減の措置がっておるといような状況でございます。国へ対しての要望事項等につきましては、今後、確認をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、いいですか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今、2割軽減、5割軽減とか言われましたが、軽減に対して、やっぱり生活実態と十分合っていないということで、私が今やっている暮らしのアンケートには税負担が大きいと、そういう声が満ちあふれておりますので、市民の実態をやっぱり把握されて、国への声をぜひ上げていただいて、市民負担を軽減するような取組をしていただきたいということをお申し述べて終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで報告第4号の質疑を終わります。

---

### 日程第3．報告第5号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、報告第5号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず1つは、旧かたばる病院の関連施設の解体工事のところですが、実績減によるものだというふうであります。実績減になった理由と今後この解体が行われてどのような利用計画があるのかをお答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 中上総務部長。

○総務部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

旧かたばる病院関連施設解体工事につきましては、当初、現在地域生活ホーム及び障害者地域活動支援センターが使用しております建物を残し解体する予定としておりましたが、外来ロビーのありました建物でございます外来管理棟には破損箇所がなく、平成27年度に実施いたしました耐震診断におきましても支障のない判定であったこともございまして、また外来管理棟と直接つながっている地域生活ホーム等への影響等を考慮をいたしまして、解体設計の段階で外来管理棟を解体区域から除外し解体工事を発注しましたことで、実績額に減額が生じているところでございます。

発注後に、解体工事の際に義務化されておりますアスベストの調査におきまして、アスベストが使用されていることが確認をされており、最終的な調査結果まではもう少し時間がかかる見込みでございますが、本予算が繰越しの予算であることから、現計予算内でアスベストの除去及び解体まで可能な範囲で工事することになるものと考えておきまして、最終的に調整を行ってまいりたいと考えております。

また、今回アスベストが確認をされ、その除去に多額の費用を要することが見込まれ、ただ

いま申し上げましたとおり、今回あるいは本年度のみでの解体が困難となることが想定をされますので、その場合改めて予算を計上させていただき、御審議をいただくことになるものと考えております。

今後の跡地利用計画はどうなっているのかということでございますが、跡地利用につきましては、このように利便性のよい広い土地につきましてはなかなかございませんので、現段階では具体的な計画はございませんが、有効に活用をしております。

なお、旧かたばる病院建物のアスベストにつきましては、建物の壁面より内部に使用されているとのごさいまして、飛散のおそれがない状況でありますので、施設の使用や近隣への影響等はないということをお知らせいたします。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** この解体工事については、令和4年の12月で本工事の入札が不成立で再入札にすると、そういうふうなことが報告されました。それから、その翌年の1月に補正予算で繰越明許費で、7,200万の繰越明許費ということで予算が出されましたね。

今聞くと、最初の工事からいくと、様々な見直し、それから急遽アスベストが発見されたとかそういう報告ですけども、そんなことが最初分からずに、本来この最初の入札が不成立でなければ工事が進んだということになるというふうに考えますが、そのあたりの見通しの甘さというのはあったんじゃないかなと思いますが、そのあたりどうですか。

**○議長（豊坂 敏文君）** 中上総務部長。

**○総務部長（中上 良二君）** 山口議員の御質問にお答えをいたします。

旧かたばる病院関連施設解体工事につきましては、令和4年12月に本工事の入札を実施をいたしました但不落となり、再度の入札に付するには適正な工期の確保が困難となったために、本年1月会議の折に繰越明許費の補正を計上し、承認をいただいているところでございます。

また、ただいまアスベストの件でございますが、実際アスベストが含まれているかどうかにつきましては解体事業者が行うこととされておりまして、解体工事費の中に調査費が含まれておりまして、工事の中において事業者が調査確認を行っているところでございます。そうした経緯もございまして、繰越しを行い、また今回のアスベストが分かったというような状況でございます。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員、いいですか。

2番目に、総務費の関係で、総務管理費の関係について質問があると思います。どうぞ。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 総務のほうの企画費で、特定有人国境離島地域社会維持推進交

付金事業ということで、具体的に言うと雇用機会拡充事業、これが商工費ですよ。それから農林水産のほうは、離島輸送コスト支援事業ということでもあります。

特に雇用機会拡充事業ですが、これは昨年度7,000万円の不用額が出ておまして、今回は5,000万円の不用額が出ると、そういう事態で、昨年と同じようなところでの質問で、コロナ禍でうまく事業が行われなかったようなということですが、今回のこの商工費の雇用機会拡充事業の交付件数と、それから採用人数あたりは昨年より増えたのか、その状況をお知らせ願えますか。

**○議長（豊坂 敏文君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部長（塚本 和広君）** 山口議員の御質問にお答えをいたします。

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の実績減となった理由の商工費分についてお答えをいたします。

今回減額する予算については、雇用機会拡充事業に係る予算となっております。令和4年度当初予算を3億円とし、事業を進め、申請書等に基づき、申請段階での補助金実績見込額を2億7,693万6,000円とし、不用となる2,306万4,000円について、3月補正予算において減額補正を行っております。

議員御質問の今回の専決理由による、まず減額理由につきましては、事業実施に当たっての設備投資や改修費等の経費について、その経費の4分の1は事業者自らの負担となることなどから、相見積りなどにより経費が抑えられたことなどの要因で、実績報告の段階で申請時点より補助金額についても減額となり、今回5,000万円を減額するものであります。

なお、申請の件数でございますけれども、今年度新規採択9件、継続事業16件、計25件となっております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 雇用人数というのは、昨年より増えて何人かとか、その雇用人数の変化も分かりますか。

**○議長（豊坂 敏文君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部長（塚本 和広君）** ちょっと今、資料が見当たりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** せっかくの交付金ですからね。有効に使って老岐の経済の活性化に回すべき事業として進めていくべきだと思うんですが、一方で、市民の中からこの雇用機会拡充事業がばらまきじゃないかという声も聞くわけですけど、実際にこの事業が3億円とい

う形で予算が毎年のように交付金が来てますが、多くの事業が進められながら実際に沓岐の経済の活性化につながっているかというところで、逆に言うと、この雇用機会拡充事業を受けて事業が後退した、この補助金交付要綱に反して返金を求めたという例は、この間あるんですかね、どうでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部長（塚本 和広君） すいません、その点についても後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この事業が実際行われた後、実際に5年間、事業が継続してきちっとやられてるかどうか、ちゃんとつかんでいるかということを知りましたが、やっていると、そういうふうな返答が前回ありましたが、その点でやっぱりしっかりつかんでいただきたいなということを改めて思いますので、実際、交付金が有効に使われるように市のほうがしっかりチェックしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に民生費のほうでよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産の関係はいいですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） 農林水産、いいです。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい。

○議長（豊坂 敏文君） その次、どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） すいません。じゃ、民生費のほうで、老人福祉費のところ、老人福祉事業が取り組まれています、敬老祝いの会がなくなって、こういう福祉事業になりましたが、2年間やられてどのくらいの団体で、どれだけの市民が1人当たり1,000円ということで、福祉のお金なんなりものが送られていますが、どのくらいの市民に行き渡っているのか、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 4番、山口議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度の敬老事業に取り組んだ団体でございますが、自治公民館単独で行われたところが121公民館、そしてまちづくり協議会が8協議会、そこに含まれる公民館は81公民館でございます。それから、高齢者施設で取り組まれたところが4施設でありました。

市民にどれだけ渡ったのかということでございますが、補助金自体は事業を実施した団体へ交付するものでありますけれども、令和4年度6,917名、87.7%の方に渡っております。それから令和3年度につきましては6,451人、81.4%の方がその敬老事業に参加をされ

たということになっております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 今言われたように、八十何%の方には行き渡ってる。逆に言うと、10%の方には行き渡ってないということで。いろんな老人会の話の中で、うちはもらってないよと、いいねと、そういう話は聞くわけでありまして。ぜひ、この予算が残ってるわけですから、予算をやっぱりきちっと使って、できるだけ市民に行き渡るような取組にすべきではないかなと。

とりわけ、公民館は全ての地区にあるわけですし、まちづくり協議会もかなりの普及というか、範囲であるわけですから、そこへ市の援助者も各まちづくりだと4人ずつ、ついてるわけですから、やっぱりそのあたりの事務的なところを含めたら支援できるんじゃないかなと思いますが、今後、これをもっと大多数の敬老者に伝わるような取組にしていだけないでしょうかね。

**○議長（豊坂 敏文君）** 西原市民部長。

**○市民部長（西原 辰也君）** 執行残が130万円ということで今回減額をしたところでございますが、自治公民館、全体の自治公民館数としては市内に241公民館がございます。そのうちに、先ほど申しました取り組んだところが、自治公民館単独、また、まちづくり協議会で取り組んだところを合わせまして202公民館ございまして、39の公民館は敬老事業を実施していないということになってくるんだろーと思いますけれども、各自治公民館の事情もあるかと思いますが、高齢者の皆様の長寿を祝う敬老行事になるべく多くの市民が参加しやすいように、単位自治公民館だけでなく、まちづくり協議会や高齢者施設などとしておりまして、70歳以上の高齢者の約9割の方が参加をされておるということでございますので、ある程度の事業の効果はあっているものと思っておりますが、今後も敬老事業については広報に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 予算があることですし、それからまだ10%ということですので、ぜひ努力していただいて、まちづくり協議会がかなりあるわけですし、公民館も含めてやっぱり地域のその団体をうまく市のほうが支援しながらやればできると思っておりますので、ぜひ努力していただきたいと思っております。

4つ目、衛生費のほうでお願いします。

母子保健事業費の中で特定不妊治療費助成金があります。この利用人数、それから実績減に

なった理由、とりわけ特定不妊治療費が令和4年4月からもう保険適用になったと。1年前からね。そういうことの中で壱岐市が一定の予算使ってますので、どういう点は使ってどういう点を使わなくなったのか、そのあたりの実績減の理由をお知らせ願えますか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

特定不妊治療費助成事業の実績につきましては、14件の88万2,000円の支給実績となっております。実績減となった理由につきましては、本市の特定不妊治療費助成事業の補助対象でありました全ての不妊治療が令和4年4月から保険診療に認められたことにより、令和4年度につきましては、国からの通知を受け、年度をまたぐ不妊治療についてのみ支給を行ったところでございます。

なお、令和5年度につきましては、少子化対策の一環としまして本事業を見直し、令和4年度までの特定不妊治療に代わり、不妊治療を受ける御夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、不妊治療にかかった治療費等の自己負担、1回の治療につき20万円を上限とし、高額医療費に該当する場合は、その補正額を除いた額を補正することといたしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 保険適用になって不妊治療が進むのではないかというふうに思いますが、何せ30万とか40万とか治療がかかるわけですし、それから治療が保険適用になる部分と保険適用外のやつがかなりありますよね。保険適用外の治療を進めるという考えでの支援というのではないのでしょうか。それをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の質問にお答えをいたします。

山口議員が言われているのは、恐らく混合診療のことを言われているのかなと思っておりますけれども、不妊治療の中には一般不妊治療、それと生殖補助医療というものがございます。生殖補助医療につきましては、一部患者の状況等により追加で実施される治療がございます。その部分が先進的医療に位置づけられるものとなっております、これは保険診療と併用が可能となっておりますところでございます。

そういったことで、市のほうには今後、医療に対する補助はございませんけれども、長崎県のほうでは、今後、診療に対する補助制度を設けられているとお聞きをいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 保険適用になったのは、基礎的部分のところ、入院の基本料金とか一般診療と共通部分が保険適用になってますよね。それ以外で、今言われたことと重なると思うんですが、先進医療部分は患者負担ということで、これはもうかなり高額になるということですので、引き続き不妊治療の支援というのは、保険適用だからまんまと収まったというんじゃないで、やっぱり支援を続けるという立場でぜひお願いしたいということで質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、これで報告第５号の質疑を終わります。

---

#### 日程第４．報告第６号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第４、報告第６号令和４年度一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 繰越明許費のところですが、特に燃料油価格高騰等に伴う観光需要喚起対策事業と、国会で３月に補正予算が通った後、市のほうへ下ろされて一定低所得層への支援の事業がなされましたが、その後、４月会議にも出されず、５月会議にも出されず、予算だけが残っていると。

国民生活からいうと、緊急な事態の中で事業が求められているのに、具体的な計画がまだ示されていないんですが、そのあたり、なぜこの繰越しであって、新たな事業の提案がなされなかったのか、そのあたりの理由をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本企画振興部長。

○企画振興部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

すいません、先ほどの雇用機会拡充の件なんですけども、雇用の予定が２８人、それからこれまでの補助金の返還については、御承知のとおりあっておりません。

ただいまの御質問の件なんですけども、令和４年度の経過等からお答えをしていきたいと思えます。令和４年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付については、従来の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に加え、原油価格、物価高騰等への対応のため、国から配分を受けた５億６,３８６万２,０００円を活用し、随時必要な事業を補正予算計上する等しながら取り組んできたところでございますが、このうち燃料油価格高騰等に伴う観光需要喚起対策事業などの６事業について、繰越明許費として令和５年度へ繰越しを行っております。



本交付金の活用に当たっては、国に実施計画を提出して承認を得た事業に対して充当を行っており、制度上、国の令和4年度予算については令和5年度への繰越しが可能となっております。

このような中、令和4年度に本交付金の執行状況を確認しましたところ、国の燃料油価格激変緩和措置補助金の延長や、他の交付金対象事業の減額等により、国費ベースで約7,500万円程度の執行残が見込まれたことから、令和5年度予算で予定しておりました第一次産業に対する支援事業や、地域経済の早期回復を目的とする事業等について、いわば先回りして令和4年度予算の繰越しを見据えた事業計画の手続きを取り、令和5年2月補正に予算計上を行い、交付金の有効活用を行ったところであります。

なお、令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、1億2,618万8,000円と、令和4年度に比べ減額されておりますので、島内の情勢を見極めながら物価高騰の対策に効果的な事業に充当をしまいたいと、現在のところ考えております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 今言われましたように、2月の補正予算で、これと同じ繰越明許費が出されております。その後、例えば米販売価格緊急対策事業は令和5年の8月31日を完了予定というふうに2月の時点でなされておりますが、こういう、その下の農産物出荷資材価格高騰対策事業も8月31日までと、そういう予定であります。

いずれも、その燃料の問題でも、今後電気代が上がるとかいうことでいくと、やっぱり市の緊急な事業への取組が必要だと思うんですが、今後ということで、今後の6月会議にないというわけですから、今後、9月会議に提案がなされるというふうなことでいくと極めて不十分だと思いますが、8月会議でもやってという構想があるのかどうか、お聞かせください。

**○議長（豊坂 敏文君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部長（塚本 和広君）** 今、用途については調整してるということで御答弁させていただきましたけども、この交付金につきましては年度途中で国のほうに計画を出しまして、年度当初から対応できるようになっておりますので、今後また状況が変わるやもしれませんので、今の予定では10月の申請に間に合うように考えておりますので、9月会議ではどのような事業に充当していくかというのをお示しできるのではないかと考えております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員、3回目。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 3回目ですね。

分かりました。ちょっと、もう少し緊急性を持って早く取組が必要ではないかと思えます。

もう一つ質問、最後の質問ですが、3月の国のほうの予備費から出た重点交付金、そのうちの7,000億円が推奨事業メニューとして壱岐市にも交付金に来ていて、自治体から国への推奨事業のメニューの第1次の提出期限が5月29日が締切りということになっておりますが、壱岐市としては国へどういう事業をやるというふうに出されているのか、最後お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部長（塚本 和広君） 先ほど申し上げましたように、10月の予定で提出をするようにしております、5月の段階では今のところ調整をするということで見送っております。以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） いいですね。以上で、通告による質疑を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、これで報告第6号の質疑を終わります。

---

#### **日程第5. 報告第7号～日程第9. 報告第11号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第7号から、日程第9、報告第11号まで5件を議題といたします。

これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、以上で報告第7号ほか4件の質疑を終わります。

以上で、9件の報告を終わります。

---

#### **日程第10. 議案第33号～日程第14. 議案第37号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第10、議案第33号から、日程第14、議案第37号まで5件を議題として、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第33号ほか4件の質疑を終わります。

---

#### **日程第15. 議案第38号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第15号、議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

---

#### **日程第16. 議案第39号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第16、議案第39号財産の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

---

#### **日程第17. 議案第40号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第17、議案第40号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

これより委員会付託を行います。

議案第33号から議案第39号までの7件を、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りします。議案第40号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号については、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8号第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員

に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に山川忠久議員、副委員長に森俊介議員と決定いたしましたので報告をいたします。

---

### **日程第18. 議案第41号**

**○議長（豊坂 敏文君）** 日程第18、議案第41号高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 本議案につきましては、消防長に説明をさせますので、よろしくお願ひします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

**○消防長（山川 康君）** 議案第41号について御説明いたします。

議案第41号高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結について。

高機能消防指令センター総合整備事業請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

1、契約の目的、高機能消防指令センター総合整備事業。2、契約の方法、制限付一般競争入札。3、契約金額、1億5,253万8,100円。4、契約の相手方、福岡市南区横手1丁目12番45号、株式会社富士通ゼネラル、九州情報通信ネットワーク営業部部長小美濃幹則。入札結果につきましては、次のページに記載しておりますので御確認をお願いいたします。

提案理由でございますが、老岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

**○議長（豊坂 敏文君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 今提案ありました高機能消防指令センターということですが、これまでの機能に対して、どのような機能を持たせて、どういう目的でどういう機能を持たせて、どういう消防の機能を向上させるという、そのあたりの機能と目的と狙いをお聞かせくだ

さい。

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

○消防長（山川 康君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

今現在あります消防指令センターの機器は、平成26年4月より運用を開始しておりまして、9年を経過いたしております。今回の、メーカーによりますと大体10年ぐらいで更新をするようになっておりますが、途中6年目に中間更新を行えばよかったですけど、金額的にも新規と全更新するにも金額的にも差がないということで、今回更新をすることになりました。機能的には今までの機能とほぼ変わりはありません。

119番通報を受信し、災害地点を地図上に落として、車両等を選別し、迅速に出動ができるような機能もついております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 高齢者が増えていく中で、深夜の救急車の出動というのは増えているというふうに思うんですが、その点での迅速な救急車の出動、それから現地へという、そのあたりも今の言われた地図へということで可能になって、迅速になるということによろしいんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

○消防長（山川 康君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

今ある指令センターの機能も、地図、タブレットに地図を落として指令を出せば、その地図のところの家が分かるようになっております。また、先ほど言い遅れましたけど、今回の指令台には電柱番号で目的地が分かるように、対応できるような機能もついております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号につきましては、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日6月21日水曜日午前10時から開きます。

なお、6月21日、22日の2日間是一般質問となっております、計7名の議員が登壇予定となっております。

壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては御視聴いただきますようお願いをいたします。

本日は、これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時47分散会

---

---

令和5年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第3日)

---

議事日程 (第3号)

令和5年6月21日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

8番 清水 修 議員

3番 武原由里子 議員

4番 山口 欽秀 議員

2番 樋口伊久磨 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番 中原 正博君

6番 山川 忠久君

7番 植村 圭司君

8番 清水 修君

9番 赤木 貴尚君

10番 音嶋 正吾君

11番 小金丸益明君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君

事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部長	中上 良二君
企画振興部長	塚本 和広君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	平田 英貴君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	目良 顕隆君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	横山 将司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧の順序により、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、8番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、おはようございます。

今日から6月会議の一般質問が始まりました。今日は、1年で一番長い昼、夏至であります。このような日はなかなか巡ってこないと思いますが、久しぶりの一番くじを引き当てておりますので、今まで以上に緊張しておりますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、8番議員、清水修が通告に従いまして、大きく3点について質問させていただきます。

1つ目は、住み続ける三島地区への支援についてですが、自動車税の納付についての相談を受けました。先月の5月は、自動車税の納付期間でありましたので、相談が寄せられたと思います。二次離島での暮らしを維持するためには、島で1台、本島で1台車がないと仕事や用件を済ますことができないので、車2台分の2倍の維持費がかかるけん、自動車税だけでも半額納付とかできんとやろうかという、年金受給の方からのお声をいただきました。すぐに税務課



を訪ねてみましたが、現状ではそのような助成はないと分かり、またすぐの対応もできないことも理解しました。

これまでは、できなかったこと、支援していただけなかったことも、年齢とか所得とかそういった制限があってもよいと考えます。これからますます高齢化が進む中で、二次離島の三島で、住み続けようと頑張っておられる方への助成の検討はできないでしょうか。

御答弁をお願いします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

〔総務部長（中上 良二君） 登壇〕

**○総務部長（中上 良二君）** おはようございます。

8番、清水議員の住み続ける三島地区への支援について、ただいま御質問のありました税の関係につきましては市民部となりますが、本内容をはじめ、住み続ける三島地区のために積極的な活動を行っていただいております三島地区のまちづくり協議会の取組等を含めまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、二次離島である三島地区での生活と壱岐本島での活動に必要な複数の自動車の自動車税納付に対する助成の検討はできないかとの御質問につきましては、市としては、軽自動車税についてお答えをいたします、

議員御指摘のとおり、現状では、納付に対する助成制度はございませんが、壱岐市税条例第8条におきまして、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法を定めており、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月における分割納付を認められております。

この件に関しましては、三島にお住まいの方のみならず、壱岐市内にお住まいの方に共通する課題であると認識をいたしております。また、まちづくり協議会においては、コミュニティバスが運行している地域もございますので、高齢化が進行している壱岐市全体の課題として捉え、今後あらゆる方策を模索したいと考えております。

次に、三島地区のまちづくり協議会の取組についてでございますが、令和元年10月1日に本市第1号として立ち上げられ、積極的に地域の課題解決に向けた取組を進めていただいております。

その一例を挙げれば、三島地区には島内に商店がないため日用品の購入に支障を来している状況にあるため、令和元年12月から高齢者の見守りと併せた買物支援として、一人暮らしの方に限らず、車をお持ちでない方を対象に利用者が電話注文した商品を店側がフェリーみしまへ積み込み、各港に到着後、その商品を集落支援員が自宅まで届ける取組を行い、さらに令和4年12月からは新たな買物支援事業として、移動販売車を誘致し、日用品の買い出しに加え

まして、見守りの機能も踏まえた取組を実施し、三島地区皆様の日常生活を支える取組を進められるなど、まさに三島で住み続けられるように協力し合いながら積極的な活動が行われております。

本市といたしましては、こうしたまちづくり協議会における地域の自主的な活動等につきまして連携を図りながら、引き続き後押しをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。私もいち早く設立された三島地区のまちづくり協議会のことを、少し御答弁の後に言おうかなと思ってましたら、もうほとんど言っていただきましたので、本当、地域の方は、今、総務部長が言われましたように、一生懸命住み続けようということでの取組、それに対するSDGs未来課等の支援等もあっておろうかと思えます。

ただそういった検討の中で、何とか分納あれこれの措置もしていただけるようには、今ではなっているとは思いますが、やはりどうか2台分を払う税とか、維持費とかのことを考えていただいて、二次離島に住まわれる方の御支援も、先々というか、検討の一部に、また支援の一部の検討にしていいただければと思います。

私も4年間、原島と長島に、住宅に住まわせていただいてきましたので、もう大分前のことです。今とは本当に違う状況に置かれているんだなというようなことを、一昨年、三島地区を訪れたときに強く感じました。その当時、御父兄だった皆さん方も、本当に私と同じように年を取っていかれているんだなと思いつつ、いろいろ考えたりしたものです。相談を受けた方は、自分の義理のお母さんを面倒見るために島外から島に帰ってきて面倒見てますと。そこに車がこういった生活を維持するために、2台かかるものですから、何かどうかならんとすかねという切実な部分もありましたので。やはりそれぞれの平等という部分も、公平平等なことも行政では一番大事だとは思いますが、個々にそれぞれの実情なり、いろんな課題を抱えられている方々も少なからずおられますので、そういったことも含めて今後の検討にしていいただければと思いますので、次の質問に移ります。

2つ目は、滞在型観光の促進についてです。このことは令和2年3月会議において、スポーツ合宿などをもっと盛んにするとか、使われなくなった施設を有効活用すれば、もっと観光が推進できるのではというお尋ねをしておりました。

今回は、私たちにも観光の復興に向け何かできないか、地域で取り組んでいるまちづくり協議会の活動を生かすことはできないかと考えました。そこで観光促進の取組について調べてみ

ましたので2つお尋ねします。

1つ目は、滞在型観光商品等造成支援事業について、この事業のこれまでの実績と滞在型観光促進についての今後の課題、見通し等があれば、まず教えてください。

2つ目は、市内にある小学校区単位のまちづくり協議会においては、様々な取組がなされています。住み続ける地域のまちづくりを目指して、地域の名所や文化財などをつなぐ散歩道やトレッキングコースがつくられています。近年、全国的には、各地で、主要道路をあまり通らずに歩いたり走ったり、時には公共機関を使ったりして楽しむジョグトリップやラントリップ、またマラソンとピクニックを組み合わせ、エイドを地域の食材を生かして豪華にしておもてなす、食べ歩きみたいなマラニックが行われています。

私も5月末に、福井の東尋坊を目指す、そういったマラニックがあったんですけども、ちょっとどんなものか参加してみました。その辺は後でまた申し上げます。

ほとんど速さを競わないので、計測システムがなく道路使用許可申請も困難さが少ないようです。沼津まち協でも、箱崎トレッキングコースを見習って、沼津ならではのコースづくりを始めました。そして、できたら並行して、ながさき健康づくりアプリ等を活用してミニイベントから始めてみようかと計画中です。

このような取組が増えれば、それぞれの地域でのコースをつなぎながら、観光メニューが、より詳しく分かりやすく情報発信できることで、滞在型観光が増えるのではないかと思案していますが、いかがでしょうか。

まずは、この2点、滞在型観光の造成支援事業と、まち協との協力についてお尋ねします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 塚本企画振興部長。

〔企画振興部長（塚本 和広君） 登壇〕

**○企画振興部長（塚本 和広君）** おはようございます。

8番、清水議員の御質問にお答えします。

1点目の滞在型観光商品等造成支援事業のこれまでの実績と今後の見通しについてですが、本事業は、令和4年度から令和7年度にかけての4か年事業であり、壱岐市の滞在型観光を促進し、観光産業の振興と地域経済の活性化を目的として宿泊につながる体験プログラムの造成、磨き上げ、販売等の取組を行う団体に対する補助事業でございます。

補助割合につきましては、消費税を除いた事業費の9割を壱岐市が補助し、市補助金の財源として、長崎県国境離島地域滞在型観光促進事業交付金を充てております。

令和4年度の実績につきましては、郷ノ浦ツーリズム及びたちまちの2団体の採択を行っており、郷ノ浦ツーリズムにつきましてはSDGs関連の探究学習メニューの需要に対し、弥生時代から島内で自然との共存で育んできたライフスタイルを基に、SDGs探究学習を商品と

して確立し、教育旅行を中心としつつ一般企業向けプログラム造成を行っており、8件の商品を造成し、令和4年度中、造成初年度にもかかわらず、8校の学校が、本市での教育旅行に本商品を利用されました。たちまちにつきましては、都市部に暮らす子どもに自然体験をさせたい親をメインターゲットとし、子の預かり及び壱岐の自然と触れ合う壱岐の生活を学ぶ体験プログラムを1件造成されました。

この2団体につきましては、本年度が2年目の事業年度となりますので、継続申請をされる場合は、体験の磨き上げ、または情報発信について事業を展開することとなり、この2団体のほか、今年度新たに3団体程度の新規採択を行う予定でございます。

今後につきましては、滞在型観光につながりやすい夜型または朝型体験プログラム、閑散期である12月から2月の誘客に寄与する体験プログラム、教育旅行をはじめ、需要が高いSDGsを体感できる体験プログラムの造成に向けて、引き続き本事業を通して、新たな滞在型観光商品造成、長崎県観光連盟事業である長崎しま旅事業の体験に登録することで、体験の利用促進及び滞在型観光の促進を行ってまいり、平均宿泊数、平均滞在数及び観光消費額の増加を図ってまいります。

次に、2点目のイベント等の御提案の件ですが、議員の御発言のとおり、箱崎地区まちづくり協議会のトレッキングコースであったり、勝本地区の勝本浦まち歩き体験であったり、地域活性化のすばらしい取組が各地域で行われています。このような取組を10月に台湾からロングステイで来られるお客様に、壱岐の楽しみ方の1つとして提案してはどうだろうかと考えております。

議員御提案の各地のコースをつなぎ合わせたマラニック等の取組でございますが、近年では健康志向の観点から、歩いたり走ったりしながら、観光や名産品を楽しむイベントの需要が非常に強いとお聞きしており、すばらしい御提案であると思います。

現在の本市のスポーツイベントは、初夏にツール・ド・壱岐島、秋にはウルトラマラソン、冬には新春マラソンがあります。現イベントとの関係性もありますので、今後、関係団体に提案し、意見を聞いていきたいと考えています。御提案ありがとうございました。

以上でございます。

〔企画振興部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

私もこの滞在型観光商品と造成支援事業の簡易版とか、いろんな要項とかを見させていただきました。なかなか商品にするというのは、そして、それを申し込んでいくとか、そういうのを市で認めてもらっていただけて助成していただくというのは、かなりハードルが高いなど

正直思いましたが、自分たちにはまち協があるじゃないかと。

取りあえずは、まずまち協で、そういったのを、民意的なものを積み上げていって、いわゆる沼津であれば、昨年、沼津秋まつりをすることができました。予想以上の来場で、地域で取れたお米とか、野菜とか、ある程度は用意してたんですけども、ある意味あつという間に売れてしまって、ほかにトラック市の方とかがおられたから、それはそれで賑わいはできたわけですけども、やはり地域で取れた、そういった品物とか、または食材であったり、または、何か作り物であったり、そういったのが、ああ、こういう場があれば、皆さんもそれを目指して1年間頑張られるんだなと考えてみたり。

また、桜の記念植樹も行いました。沼津中学校跡地のところから、すぐ登った丘の上に、麦やらけという展望台があります。これまでは、もう草ぼうぼうで、ちょっともう誰も見向きもしなかったような場所なんですけど、そこをみんなで草払いをして、そこをとにかく取りあえず整地しようということをやってみたら、これはなかなかいいね、ここを起点にずっと散歩コースをつくったら、みんなが活用するとかいう、そういう、だんだんにいろんな話が広がっています。有安には、いわゆる御手洗水とか鬼屋窪、爾自神社とか、波多隆の墓とか、いろいろありますし、小牧崎、猿岩、砲台、本当にこう巡れば、ウルトラマラソンでは猿岩しか行けなくても、このまち協のそういったミニイベントではいろんなところに回っていける、そういった体験をしていただきながら、下準備といいますか、そういったのをしていきたいと。

このまち協の資金等につきましても、予算の使用にいろんな制約がありますから、なかなか十分に活用できてない、使い切れてないという部分も正直、いい悩みとしてありますので、やはり何かをみんなで取り組んでいく、そこに地域の方もいろんな形で参加できる、そういった沼津まち協の3年目にしていきたいなと思ってます。

箱崎トレッキングコースも、私も4回ほど、自分の自主トレを兼ねて、ショートもロングも走ってみましたけれども、本当に、私も箱小にいたんですけど、そのときでも行ったことのない場所というのが何か所もありました。やはり巡ってみているいろんな経験もできました。

私も、先ほども言いましたように、東尋坊に、勝山市から東尋坊まで走ったんですけども、そのときは自分はちょっとガチで走りを目指しましたので、なかなか周りの様子は見てないんですけども。正直言って、周りは着くまで何も無い、ただ田んぼのあぜ道とか川とか、私が見慣れたような風景しかないんで、ちょっと正直言って、あれ、こんなのって思ったんですけど。

驚いたのは、エイド、いわゆる食材を賄う場所がとて多くて、そして、ある意味、それを完食して楽しみなさいというのが、そののマラニックの売りだったわけです。だから、その地域の方がおすしを作ったり、ぜんざいを作ったりなんかして、やはり直接商売というわけではないんでしょうけれども、そういった関わりをされている雰囲気はよく分かりました。

計測はありませんでしたので、何時間かかるだろうなんかも分からない。でも、最後には完走賞というか、一応ゴールに着きましたという賞状を、後日、送ってきました。それにもある意味びっくりしましたし、あそこ恐竜の町なんですけども、恐竜のペンダントが、木でできた、本当、ああ、これ、みたいな感じがしないでもないんだけど、何かずっと見ていると、その思い出がよみがえってくるというか、そういうやはり体験を求める方々は少なからずおられると思います。

確かに壱岐ウルトラマラソンは、あれだけの規模で、あれだけのステータスで速さを競うすばらしい大会。でも、それだけではなかなか壱岐の魅力というか、そういったのが十分体験しただけなので、こういったことを取り組みながら、まち協も関わり合える部分は関わり合って進めていくというのが、私のある意味、未来につなげたい取組として頑張っていきたいと思います。

先ほどの御答弁でも、十分いろんな面で考えていただけるということでしたので、共々に協力し合って、壱岐の魅力というか未来に向けての希望、そういったのが少しでも前向きに広がるように、これは大事な取組にしていきたいなと思っておりますので、どうか、どっかの片隅にでも留めておいていただいて、幸いです。

それで観光協会のメニューを見たんですけど、もうたくさんあって、ああ、ちゃんとかうやってあるから、やはりこうやってしてあるから、観光客の方もいろんなことを探しながら訪れてあるんだなあと思ってるんですけど。

これ、私、昨日、たまたまある方から、こういう置物を頂きました。これは月讀神社にしかない、ムックリコックリという廃材で職人さんが作られている置物だそうです。やはりこういう方々が、まだ壱岐にもたくさんおられると思います。いろんなことにつながっていけるように、改めてエールをいただいたような気持ちですので、お伝えをしておきたいと思います。

もう一点、今度、自治基本条例の見直しということで、いろんな委員さんの募集とかもいろいろありますので、やはりこの壱岐市基本条例、そしてまちづくり協議会の設置条例辺りを見直してみても、やはりそういった壱岐のよさをしっかり発掘して、またそれを未来につなげるようにというようところが一番大事な部分のようですので、その辺の取組にも見守っていきながら今後につなげたいと思います。

それでは3点目の質問です。教育長就任に向けてのインタビュー記事からの2点お尋ねします。

このことは、これまでの壱岐市の取組から、ふるさと教育の評価もしていますし、陸上競技場や野球場の充実についても、これまでに何度もお願いしていますので、市も何とかしてあげたいけど、これまでの議論では、場所の問題やほかの競技との兼ね合い、造った後の費用対効

果等を考えるとなかなか難しいというある一定の結論であったかなと思っておりましたが、このたび山口教育長の思いに感銘をしたものですから、その本意をもう少し伺いたいと思って、2点お尋ねします。

1点目のふるさと教育については、これまで壱岐市では、学校支援会議や学校運営協議会を本市の実情に合った立ち上げをし、地域と連携しながら有意義な取組が実施されています。昭和の時代は人口も多く、地域での公民館や子ども会の活動がよくなされ、地域でみんな一緒になって育った時代と、今を考えると、公民館や子ども会育成協議会が十分には機能できない難しい現状もありますから、先ほども言いましたように、壱岐市基本条例の見直しなどにも大いに期待しているところです。

教育長がインタビューで答えておられる、ふるさとを応援する子ども、壱岐を愛する子どもを育てるとの思いを、できればもう少し具体的にお聞かせください。

2点目は、教育環境の整備。タータントラックの検討につきましては、前の3月会議でもお尋ねしましたので、続けてこのようなことを聞くのはと思いながらも、教育長の思いには、勝本ダム球場の改修と併せて、必要性を感じておられ、どうすれば実現できるか研究していきたいとの記事に、ある意味驚きました。その思いを、私たちも何かできることがあれば協力していきたいという今後のためにも、もう少しその思いを聞かせてください。

よろしく御答弁をお願いします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** 清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初のふるさと教育のことです。

私が考えておりますふるさと教育で目指すのは、本市の高校生が高校を卒業したときに、できれば、できるだけ壱岐市に残る、あるいは大学や専門学校等に進学して壱岐の外に出ていくわけですけれども、その後、チャンスを見て壱岐に戻ってくる、そうでなくても、福岡とか東京とかで暮らしながらも、壱岐の特産品を買うとか、ふるさと納税で壱岐を応援する、そういう人間を育てていくというのが、私が思っているふるさと教育です。

そのためにはまず最初に、小学校、中学校段階で壱岐のことを理解し、壱岐を愛する教育を行う。これは大事なことでございまして、これは清水議員が御指摘のとおり今学校でやっております。また小学校や中学校の教科書を読みますと、カリキュラムの中にも、地域を理解するとかいうものは今ふんだんに取り入れてあります。ただ壱岐の場合は、さらにコミュニティ・スクールというのが小学校区にございまして、地域と学校が協働しているような事業をしております。これは県内見渡してもよくできてるほうでございまして、教育効果も高いと思っております。

す。

しかしですね、実はそういうような現状があるんですけれども、今年の3月に壱岐高校と壱岐商業を卒業した高校生の進路状況をちょっと調べてみましたところ、卒業生が204人いるんですけれども、壱岐市内に就職とか進学した生徒は22人でございます。それから、昨年はどうだったかといって調べてみますと、216人卒業したうち27人しか残っておりません。なかなか厳しい状況だと思います。

このほか、専門学校や大学に行った学生さんがどれぐらい壱岐に戻ってきているか、これはちょっと私のほうでは調べることができなかつたんですけれども、そんなに楽観できるような状況ではないだろうと思っております。

ここがですね、私は、現在行われているふるさと教育の問題点というか、足らざる点だと思っております。何をしたらいいのかと、るる考えるわけでございますが、まずは小学校や中学校で、つまり私が所管している学校で行っているふるさと教育をもう一回点検したいと思っております。つまり、今は本当にふわっとした楽しい、壱岐っていいなという、そういう教育に終始しているわけなんですけれども、できれば、そうか、ちょっと牛を飼おうとか、漁業をやろうとか、かのような気持ちになれるような要素を、もう少し加えられないかと思っております。

そういう方向で、私は、今年、教育長になったばかりですから、これから校長さんたちと話をしながら、次年度以降のふるさと教育を、そういう方向に持っていけないかなと思っております。

それからもう一つ、御存じのとおり私は高校の教員でございますので、壱岐高校や壱岐商業の校長とも連絡を取っております。御存じと思いますが、壱岐商業、壱岐高校、どちらも高校の中でやはりふるさと教育をやっているわけなんですけれども、壱岐高校の校長と話しますと、やはり壱岐をテーマにしたことはやってると、やってるわけですよ。しかし、それが進路の選択にはまだ直接つながっていないというところでございます。壱岐商業の校長とお話しますと、こちらのほうは、起業家をつくる教育をしたいんだと言っておりました。何か株式会社もやると言っていました。恐らく、事業者として壱岐に残るというイメージを持ってらるようでございます。

そういったこともありますので、壱岐高校や壱岐商業の校長とも意見を交わしながら、繰り返しますけど、できたら卒業時点で壱岐に残る生徒を少し増やしたい、あるいは大学に出た後、戻ってくる学生を増やしたい、そのように考えているところでございます。

これがふるさと教育に対する私の考えでございます。

次に、教育環境のほうについて述べさせていただきます。

まずは、あの新聞の記事で議員を驚かせてしまって大変申し訳ございませんでした。これは、私が辞令をいただいたのが5月22日だったんですけど、その後、庁舎でインタビューを受け



たものですから、実は私の部下の、教育委員会の部下の皆さんとか、あるいは市長部局と全く打ち合せておりません。過去の答弁書を読んでなかったので大変申し訳ないんですけど。ですからそういうことで、市の対応というのはこれまでどおりだということは御理解いただきたいと思います。

その上でちょっと私の考えを述べます。3月まで高校の教師、高校の校長をしておりました。去年の夏に、徳島県でインターハイが行われたんですけれども、私が校長していた学校からもインターハイ、幅跳びで選手、生徒が出ました。それで、私は応援に、徳島県の鳴門市にあるポカリスエットスタジアムに参りました。そこでずっといろいろな競技を見ていたんですが、そこでちょっと気がついたのは、長崎県内の離島の小さな学校からもいっぱいインターハイに来てるんですね。みんな陸上なんですけれども。そのとき私思いましたのは、チームスポーツでインターハイに出る、あるいは甲子園に出るというのはなかなか大変なことなんですけども、陸上という競技は、やはり本人が持っている能力を伸ばしていくことができれば、こうやってインターハイに出ることができるんだなと強く感じました。すごく魅力のあるスポーツだと思いました。

一方で、壱岐は本当に清水先生をはじめとして、陸上、非常に盛んですので、ああ、壱岐の子どもがこれからもどんどんインターハイに出ていくことができるんだなということを思ったわけでございます。そう思って県内の陸上競技場の整備状況を見ますと、御存じのとおり諫早にございます県営の陸上競技場、ここは大変立派なものです。そのほか、長崎市のかきどまり、佐世保市、島原市にはいわゆるタータンの陸上競技場がございます。そのほか五島にあるんですね。そして対馬にございます。

対馬市のは300メートルトラックで、400メートルが標準のトラックではございませんから、タータンではございますが、少しランクが下がったものではございます。そういうものです。

一方、この陸上が盛んな壱岐の子どもたちはどこで走ってるかというと、大谷の土の上で走っておりますね。何とかしたいなと私も思っております。本当に、そこは壱岐の陸上を指導されてる方々と同じ気持ちでございます。

ただ、壱岐市の財政状況が豊かでないということはよく分かっております。そして、これまでの答弁なんかも見えておりますと、簡単にはできないであるということを私もよく分かっております。ですが、私の気持ちとしては、何とかどこかに財源がないか、もう一回、私自身の手で探していきたいと思っております。

また、逆に、限られた財源ですけれども、壱岐の子どもたちが、とにかく形はどうであれ、タータンでリレーの練習ができるとか、200メートル走ることができるとか、400メートル

走ることができるのか、そんなことができるようなことができないか、これもちょっと部内で検討していきたいと思っております。

そういう気持ちを込めて、研究をしていきたいと申したところでございます。

以上、私の考えを述べさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。

この後、勝本ダム球場については、樋口議員さんも同じ質問されてますので、そこで詳しく、建設課さん等は御答弁されると思いますので、私は、今、教育長が言っていただきました2点についての思いの確認じゃないけど、深さというか、そういったのをしっかり聞くことが、正直言って自分の目標に今日はしております。

教育長、言われましたように、私も一応教職だったものですから、壱岐で育った子どもたちが壱岐に帰って来れるようにということで、何らかのお手伝いができないか、または子どもたちに夢や希望を持たせる、そういった教育環境づくりができないかというようなことを思いながら来てるわけですけど、いろんな状況から、やはり厳しい状況は、お互い持ち合っているわけでございますが。

先ほどふるさと教育について、山口教育長は、やはり高校とのつながりが、今度は新たにあらわれるということで、やはり実際的に、現実には22人、27人の方しかやはり壱岐には残れないという壱岐の実情というか、いろんな受入れの実情があらうかと思っておりますから、そういったことをより具体的に応援できるような形を共々に考えることができればと思います。

今年の4月から、この奨学金の返納については、いろんな助成制度を創設していただいておりますので、より追い風というか、そういったことに、島に帰ってきて何かに就業できるというプラス材料にはなるかと思っておりますので、そういった制度も紹介していただきながら、奨学金、半分支援してもらえよというような、そういったことも含めて取り組んでいただければと思います。

また、タータントラックの件ですけれども、いわゆる陸上競技場として考えるとなかなかハードルが高過ぎて、ちょっとやっぱり無理ということになるかと思っておりますので、3月のときも、言葉少なく十分理解していただけなかったかもしれませんが、やはり壱岐のこの環境に合った中でのそういったトラックを自然の中に作り込むというか、そういうことも一つの、その後、管理はどうするのかとかいろいろあらうかと、考えれば考えるほどいろんなことが出てくるので難しいことは分かっていますが、少しでも子どもたちのそういった未来につながる、夢をかなえる1つの大きな、400メートルのタータントラックというのは夢の場所だと考えますので、

どうか研究を共々に、またはしっかりしていただいて、何かそういった道筋をつくれるようにと願っております。

最後になりますが、まとめます。

現在の壱岐市自治基本条例の初めに、こうあります。「この歴史遺産を守り伝えるとともに、先人が築いてきた文化と、海に囲まれた島ならではの風光明媚な自然を後世へ継承していくためにも、私たちはこの島に誇りを持ち、それぞれの立場で互いに協力し合い、より良いまちづくりに取り組まなければなりません。

また、学校・家庭・地域・行政がともに手を携えて子どもたちの健やかな成長に寄与するとともに、生涯を通じて学べる社会の実現を目指すことで、「教育のしま壱岐」を更に確立し、壱岐を担う人材を育てていく必要があります。

そのためには、私たち市民が主役であることを示し、自治の基本理念を確立することが大切です。」とあります。

やはり自治の基本理念を確立するのは、一長一短すぐできることではないと思いますが、この思いを、少しでも、一つでも具現化できるように、私たちも、自分もしっかり取り組んでいくことをお誓いして今回の一般質問を終わらせていただきます。

御答弁ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。

〔武原 由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原 由里子君） 3番、武原由里子が通告に従って、大きく3点質問いたします。

まず1点目です。

新教育長の目指す教育施策についてです。令和5年度、こども基本法が施行され、こども家庭庁が発足いたしました。国の動向を踏まえ、壱岐市自治基本条例の精神に基づいた壱岐なら

ではの個別最適な学びと、協働的な学びの推進を目指すための施策が必要と考えますが、教育長の方針について、以下3点について伺います。

まず、老岐市における教育振興基本計画の策定の見通しについてです。

2点目、第2次老岐市子ども読書活動推進計画の策定の方向性について。これは今年度までの計画になっておりますので、今どういう状況かということをお願いいたします。

3点目は、いきっこ留学についてです。今検討されてるさなかの状況ではありますが、今の見直しの現状と今後の見通しについて、まず御答弁をお願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** お答えいたします。

まず最初に、教育振興基本計画のことについてお答えいたします。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項において、地方公共団体の努力義務として規定されております。本市では、これまでに平成28年に老岐市教育大綱というのを策定しておりまして、それをもっていたようでございますけれども、今般、子どもを取り巻く状況が非常に多様化しております。また、教育課題も複雑化しているということでございまして、こういう中で市民の皆様が市が行う教育政策を御理解していただくためには、計画をつくって数値目標等を掲げる必要があると考えております。

県のほうが、第4期長崎県教育振興基本計画を今年度中に策定するというのを聞いております。また、市のほうも来年度、第4次老岐市総合計画をつくるようになってるようでございますので、それと併せまして令和6年度末を目途に、老岐市教育振興基本計画を策定したいと考えております。

次に、第2次老岐市子ども読書活動推進計画についてでございます。

これも今、議員が御指摘されましたように今年度が5年目を迎えておりまして、策定のタイミングでございます。我々としましても今、策定の準備をしてるんですけども、現在の老岐市、老岐市だけでなく離島部の図書館等の状況を見ますと、県立図書館のサービスがどんどん変わっておりまして、新しいサービスがどうなるかというのを見極める必要がございます。それと、県のほうがやはり、令和5年度の末までに第4次長崎県子ども読書活動推進計画をつくっております。したがって、それを少し情報を集めまして、今年度策定を始めますけれども、完成は令和6年度の半ばというようなタイミングでつくるというふうに考えているところでございます。

3番目でございます。いきっこ留学のことについてでございます。これについては、今般の経緯と、これからのことについてお答えをしたいと思います。

令和4年3月30日に開催されました総合教育会議において、壱岐市が主体的に第三者を含めた客観的な視点から、制度の見直しを行う方針を打ち出しました。それと同じタイミングで、県のほうもこれからの離島留学検討委員会を設置して開催するということになっております。その中で、この県の組織の下部組織として、壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会を設置することとし、壱岐市が事務局となって制度の見直し等を県と連携して進めております。

委員は、臨床心理士、社会福祉士、各協議団体の代表者、公募委員や里親などからなる17名の委員で構成されておまして、第1回の検討部会では制度の概要や課題等について、第2回では課題及び改善策を、各委員より専門的かつ具体的な意見をいただくという形で開催しているところでございます。今後は、今月下旬に第3回の検討部会を開催いたしまして、壱岐の部会の意見をそこで取りまとめて県に報告することにしております。

それを受けまして、県のほうでは7月中旬から下旬に第2回の検討委員会を開催し、壱岐、対馬、五島、各市の検討部会からの報告を基に、今後の方針や手立て等を検討することになっております。その後、8月下旬に第3回検討委員会を開催し、そこで改善策や支援内容の取りまとめなどが発表されることになっております。

私ども壱岐市教委としましては、この8月に県が示す改善策を受けまして、9月以降にいきっこ留学に特化した改善策を検討していただく会議を開催する予定でございます。私どもとしましては、現在のいきっこ留学をしっかりと改善して、持続可能な制度としたいと考えております。

以上でございます。

すいません、訂正をいたします。一番最初に、総合教育会議のことを申しました。令和4年と申しました。令和5年3月30日でございます。訂正いたします。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原 由里子君） 丁寧な答弁を承りました。

まず、1点目について御確認いたします。

現在は、壱岐市においては教育振興基本計画はないということで、次の令和6年度につくるということのお話でよかったですでしょうか。確認です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） そのとおりでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原 由里子君） ありがとうございます。

実はこれは努力義務なんですけれども、先ほど教育長の答弁にもありましたように、やはり

ぜひつくっていただきたいという思いがあって今回御質問いたしました。そういう、もうつくるといふことを言っていたいただいて大変ありがたいです。

実際にはこの教育計画、今は、教育大綱は壱岐市はあるということですが、この基本計画がなかったということで、なかなか具体的な計画というか、中長期的な計画というところがこの辺りにも必要になってきますので、ぜひお願いいたしたいと思います。

実際には、教育大綱自体は地方自治体の長が策定する義務があるということなんですけれども、それも踏まえて、その場合、やはり先ほど言われました壱岐市総合教育会議というところで恐らく検討されると思います。ぜひすばらしいものができるのではないかと、また期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目についてです。

今の御答弁によりますと、本来であれば今年度が最終計画年であるが、県の動向も踏まえて令和6年度中に策定するというので、今承りました。

実際、今の第1期の計画がなかなかパブリックコメントもないまま策定されておまして、一部、やっぱりちょっと修正が必要な箇所も何か所かございましたので、やはり余裕を持って、委員さんも今から選ばれるということを知っております。ぜひ、その中に公募委員さんをぜひ入れていただきたい。特に今、島の中でも子どもたちの読書活動推進を實際されてる方たちもたくさんおられますので、そういう方を公募委員等していただいて、またパブリックコメントもぜひやっていただきたい。それも踏まえて、また今の壱岐市の子どもたちの読書活動をよりよく推進するために、学校だけではなく地域も図書館も一緒になって進めていこうというところの計画だと思います。

そういう形で、ぜひ公募委員等の考えについてお聞かせください。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 公募委員、パブリックコメント共にやらせていただきたいと考えております。

**○議長（豊坂 敏文君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原 由里子君）** 大変前向きでありありがとうございます。

また、そのときに公募委員さんにそういう方たちがいらっしゃればいいんでしょうけれども、もし実際にやってる方が委員さんとして少なかった場合には、やはりそういう聞き取りとかも必要になってくるかと思っております。ぜひ実効性のある計画ということ、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして3点目です。

いきっこ留学についてなんです、今回この件を取り上げるに当たって、やはり3月に、大

変もう悲しいというか、もう残念で仕方のない事案が発生しております。実際にはいきっこ留学から高校の離島留学というところで、初めての生徒さんだった。なかなかそういう状況の中で、地域の人たちも本当に何かサポートできなかったかなと、今でも皆さん心を痛めながら過ごされているというのを、先日の集会でもお聞きいたしました。

また、今も現場の対応されてる職員の方、本当に少ない人数でたくさんの留学生を対応されてるのを聞いております。本当に無理をされてないのかな、それが心配するぐらい頑張っておられると聞いております。やはり、特定の方がされるのは本当にもう限りがありますので、実際に本当に壱岐全体でそういうお子さんたちも見守る体制が、やっぱり必要だったかなというのをすごく思っております。

今答弁いただきました中で、私どうしても今回、いきっこ留学についての検討が薄いなど思って今回質問いたしました。どうしても県の主導というか、県の中の部会であると、県のことを中心、だから高校のことを中心になされてるよう感じましたので、今回はぜひ壱岐市のいきっこ留学、小中学生についての制度の見直しをとということで思って今回の質問いたしました。

そんな中で、先ほどの教育長の答弁では、9月以降に8月の結果を受けて、いきっこ留学についての見直し検討の部会をまたするというを明言されましたので、大変私としては安堵しております。その折にというか、こちらのほうから、4点、ぜひ考えていただきたいなと思うのがあります。

まず1点目です。

実際に今3つの留学制度があるんですが、一番多い里親留学の方たちですね。定員20名で、今年は今22名って聞いております。その中で里親さんは5件ですね。実際には、その5件のうちの2件は高校生も一緒に受け入れておられるんですね。また、そのうちの3件は単身で見られる。なかなか今まで、こういう具体的などころまで私も調べてなかったもので、今回初めて聞き取り等したときに驚く事実もありまして、実際にこの受入れの里親さん1人に対して、子どもたちを、里子って言うんでしょうか、子どもたちの受け入れる人数制限が必要ではないかなと1点考えております。

これが、その根拠となる数字をちょっと探してみました。この児童福祉法あると思うんですが、児童福祉法での通常の里親は人数の上限がありました。何と1件当たり4名ですね。この児童福祉法のいわゆる里親では、まず里親になるための調査、そして研修、そしてその後に審査があります。そして登録。そしてまた更新という、この5つの段階をクリアして、初めて里親として子どもを受け入れる。その対応は児童相談所の保健師さんがきちんと、もうプロとして、プロの目を持って対応されております。そして、上限は4名。

いきっこ留学の里親と言われる方は、児童福祉法ではないと言われればそうですが、実際に

やはりいろんな課題を抱えてるお子さんも来られているというふうにお聞きしておりますし、なかなかこう素人で、誰でも、それも大人数、6人、7人、8人とか、もう高校生まで合わせたら、やはり7人、8人って見てらっしゃる里親さんもいらっしゃいますので、それが本当にどうなのかというところをぜひ検討していただきたいと思います。

高校生のほう見ますと、上限4名で受け入れてありました。高校生だけを見るとですね。高校生だけの里親さん見ると、4名が上限で現在受け入れてあります。今の人数制限ですね、受入れの件が1点です。

2点目は、その里親さんというか、元々留学生を受け入れる体制、審査というか、まず問合せがあって受け入れる。人数制限が今あるとは聞いておりますが、その辺りの審査の体制はどうなっているのか。

高校の場合は、高校受験という一応線引きがございます。しかし小中学生の場合は、書類と面談とお聞きしております。このときに、やはり先ほど児童相談所の保健師さんではないんですけれども、やはりそういうプロの方がきちっと、もう最初の受入れのときからやっぱり一緒に話を聞くなりしていただいたほうがいいんじゃないか、それを専門的な観点から本当に壱岐で受け入れて大丈夫なのか、ここの里親さんと、素人の里親さんで大丈夫なのかとか、そういうところも含めて検討していただきたいというのが2点目です。

実際に、やっぱり課題を抱えてくる児童生徒の方、本当に難しい状況の中で途中でリタイアされたというデータを見たときに、実は里親留学だけ取りますと23.9%が途中でもうリタイアされてました。この事実はやはり重く受け止め、途中でリタイアされた方の声ですね。それがまだどこにも反映されてない。高校が取ったアンケートですかね。県教委が取ったアンケートには、いきっこ留学、小中学生で途中でやめた方のアンケートが取られておりませんので、ぜひこれは本当に生の声が出てくると思います。3点目が、その途中でやめた方のアンケートの調査をお願いしたいということですね。

4点目ですね。これもとても大事です。市長の行政報告でもありました。危機管理は行政の最大の責務だと。まさに今回の事案についてもですが、危機管理や安全管理のマニュアルがあったのかどうかというところを強く感じております。

実はお隣の対馬市では、島っこ留学安全管理マニュアルというのがございます。対馬では、民間の一般社団法人の方が寮を運営されて、離島の留学生を受け入れておられます。また、以前からございます山村留学ですね。あれもきちっとしたマニュアル等がございまして、本当にガイドブックみたいなものもあります。この山村留学の場合は、文部科学省がやっぱバックでついでおられます。

そこが、その辺りがきちっとできてないと、実際現場で誰が判断するのか、何かあったとき



に結局誰がその一番頭で判断して対応するのかというのが、今回恐らくなかったのではないかとちょっと考えておりますが、その辺りがマニュアルがあったのかどうか、なければ作っていただきたい。そこで、現場の責任を判断する方がというところまでしていただきたいと思うのが4点目です。

一応提案として4点挙げさせていただきます。もし何か今の4点について、逆質問でもよかったですらお願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 今4つございました。まず、答弁する前に1つだけ御指摘しときますが、児童福祉法の里親といきっこ留学の里親は全然違うものですから、お分かりだと思えますけど、向こうはいろいろなことを抱えた子たちですから、それから国から出ている里親に出てるお金とかもありますんで、そこは混同されない方がいいと思っております。

まず最初の定員のこと、それから2番目のアセスメントのことですね。ここに関しては、今度の検討会の中でも話題に上っております。県教委のほうも、我々もそうですけれども、どれぐらいが適正なのかというのは考えていきたいと思えます。

ただ、里親さんの環境が全然違いますので、5人とか4人とか3人とか決めたところで、この家はここ、こうだろうけど、こちらのおうちは10人いいよねというのもございますんで、そういう何人という決め方ではないですが、我々としても、里親さんが十分目が届くであろうということを考えたところを一定の数字にしていくことになるだろうと思えますが、これは部会とか県が出すものをお待ちください。先ほどのこと、アセスメントも一緒です。どういう子どもを受け入れるかということは今話題に上がっておりまして、専門家の意見を聞くべきだという声も上がっております。何か答えが出ると思えますので、9月以降にお答えしたいと思えます。

それからリタイアのパーセントでございませけれども、これはいろんなものを書いてあるんですけど、私も壱岐高校で離島留学やっております。それから県教委で離島留学の担当もしておりましたけれども、いろいろ何が適正なのか、20%リタイアするのが悪いのかどうかというのは何とも言えません。

例えば、具体的には言いませんが、県内で、ある学校で、ある高校でやってる離島留学では、不登校の子どもを専ら集めてわけですが、ここではリタイアの率が50%でございませ。つまり、もともと不登校であった子が来た場合、その辺になることもあるということですね。

私たちは小学生、中学生で、現状もそういう子がおりまして、学校も、里親も、実親も、本当に苦労しながらやっております、その結果どうしてもそうなってる数字でございませから、この数字がどうこうということは、ちょっと何とも言えないと思えます。が、思いは一緒でございませ。

ざいまして、何とかそうならないようにしていこうというところでございます。

最後、危機管理のことも、これも会議の中で挙がっておりまして、現状しっかりとしたものがないということでございますから、今般のことを受けて、しっかりとしたものをつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原 由里子君）** 現在の検討委員会でかなり議論されてるところ、なかなか表に出てきませんので、今回答弁をいただいて、少しはほっとしております。結果は8月末にしか出ないということですので、ちょっとやっぱり壱岐島民だけではなく、今回、本当に全国からも注目されてるといふ心配されてる、本当に壱岐のことを思って心配されてると私は思っておりますので、何らかの形で公表して、早い段階で、最終的なよりもちょっと中間報告的なのがどこかでできれば、もう皆さん少しは安堵されるのではないかと感じております。

やはり本当に今回の事案があって、初めていろんなことが分かってるところもありまして、今回補助金が国土交通省からだったというのはすごく衝撃でした、私自身も。実際に議会で出たんですけれども、本当にか自分ごととして考えてなかった。それがどういった意味を持つのかというところまで、何か感じ取れてなかったなど。国土交通省であれば、なかなか子どもの教育という視点には立ってないということが、どうしてもあるんでしょう。

そのために文部科学省や厚労省とか、今度こども家庭庁もできておりますので、その辺りも含めて今回の離島留学生に対する、これは長崎県だけではないと思うんですね。ほかの地域でも、やはりこうやって子どもたちは島で学び、で、何かを得るものがあると、やっぱり希望を持ってきておりますので、その子どもたちの命や人権を守るというのは大人の責務だと感じております。ぜひ子どもを中心としたサポート体制を、これからも全体ですね。行政だけではなく、民間も含めて、手を取り合っていけたらいいなと思っております。ぜひ期待しております。最初の質問はこれで終わります。

続きまして2点目です。

未来へ残すための有効な財産管理について。壱岐の未来を担う子どもたちにツケを残さないためにも、外貨を稼ぎ、市民と協働したまちづくりをするための方策について、提案いたします。3点あります。

1点目です。市長の行政報告でありましたように、令和4年度は前年度の2倍近くの7億3,939万円のふるさと納税ということでした。また、令和4年12月22日に条例ができておりますが、4年度、3か月で4件の企業版ふるさと納税、1,400万円の実績があるということでした。大変頑張っておられるなと思います。このような中で、今回企業版ふるさと納税

の拡大のための方策についてお聞きいたします。

2点目は、この増えておりますふるさと納税なんですけれども、お隣の佐賀県ではNPO等にも支援をする地域活動等の支援ということで、ふるさと納税の枠があるということです。壱岐市でもそういう検討をされてはどうかと提案いたします。

3点目です。これは廃止した公共施設を含む遊休不動産の活用についてということで、壱岐風土記の丘の跡地、及び壱岐対馬会館の跡地についての質問です。

以上、3点お願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 塚本企画振興部長。

〔企画振興部長（塚本 和広君） 登壇〕

**○企画振興部長（塚本 和広君）** 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。私のほうから1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず1点目の、税収の確保のための企業版ふるさと納税拡大のための方策はどの御質問ですが、企業版ふるさと納税制度は平成28年度に創設され、国が認定した地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に法人税等から寄附額の最大6割が税額控除される制度でありましたが、令和2年度の税制改正によって、地方創生のさらなる充実、強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、第2期総合戦略の策定期間と合わせ、税額控除の特例措置期間が令和6年度まで5年間延長され、また税額控除が最大9割まで拡充となり、実質的な企業負担が1割にまで圧縮されたことで、企業側にとっては少ない負担で新たな自治体とのつながりのほか、企業のPRやイメージアップが図れ、自治体にとっては政策実現のための貴重な財源となり、双方にとってメリットのある制度となっております。

一方で、企業版ふるさと納税は、原則寄附の受領年度に実施する施策事業に充当が必要であること、また個人で行うふるさと納税の人気理由の1つである、自治体の魅力的な返礼品のような経済的な利益を受けることができない制度となっております。本市へのこれまでの寄附実績は、令和3年度に3件、1,530万円、令和4年度に4件、1,400万円、本年度は既に2件320万円の寄附を受領しております。また、本年5月29日には株式会社ファウンテック様から1,000万円の寄附申込みをいただいておりますので、合計10件、4,250万円となっております。壱岐ウルトラマラソンや藻場再生事業、誘客事業など、御寄附いただく企業様の御意向を確認の上、事業実施に当たっての貴重な財源として有効に活用しております。

また、御寄附いただいた10件全てが本市出身の方が代表をされている企業様のほか、本市に関わりのある企業様であり、トップセールスなどの成果により御寄附いただいております。

議員御質問の税収の確保のための企業版ふるさと納税拡大のための方策につきましては、昨年度に企業版ふるさと納税基金条例を整備したことで、寄附を受けた翌年度以降に実施する事

業に対しての積立てが可能となり、より柔軟な受入れ環境となっておりますので、本市との関わりのある企業様を中心に積極的な営業を行い、寄附獲得を目指してまいります。市民の皆様、そして議員の皆様におかれましても、お知り合いの方などで可能性のある企業様を御紹介いただければと思っております。

また、令和4年度に新たに構築したエンゲージメントパートナー制度によって、壱岐市に共感し、愛着を感じ、壱岐市に主体的な貢献を行っていただける16の企業と協定を締結しており、今後もこのような、本市に有益となる企業を増やしていくこととしており、協定を締結した企業と、お互いの未来のあるべき姿の実現に向け、信頼関係を深める中において、企業版ふるさと納税についても積極的に推進してまいります。

2点目の、ふるさと納税においてNPO等指定寄附を導入してはどうかとの御質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度は平成20年度に開始された制度で、市の貴重な自主財源となることから、令和3年度より高い専門知識を持つ事業者へ業務委託し、特に寄附される方のニーズに合った魅力的な返礼品開発に努めたこと、また、新規参画事業者の開拓の成果として、令和4年度実績は、寄附件数2万2,464件、寄附総額7億3,939万円。対前年比1万1,169件、約3億8,000万円の増となっております。

議員御提案のふるさと納税へのNPO等指定寄附導入につきましては、県内での導入事例はないものの、近隣では佐賀県、また、全国においては幾つかの自治体で既に導入されており、地域課題のために活動するNPO等の資金調達的手段として活用されております。寄附の流れは、寄附される方は一般のふるさと納税同様に、ふるさと納税のプラットフォームから寄附額と寄附したいNPO等を選択する流れとなっております。

メリットとしては、寄附される方側としては賛同するNPO等の活動に対し直接的に資金支援ができ、かつ、ふるさと納税同様の優遇措置が受けられること。一方、NPO等側は、活動資金が増えることでより充実した活動ができることに加え、活動内容等を広く発信できる機会の創出となること。また、自治体にとってはイメージアップにつながることを考えられます。

一方、デメリットとしては、寄附される方側への自治体からの返礼品がないことがあります。また課題としては、NPO等側としては、市へ活動等の報告が発生する点だと考えます。先進的に取り組まれている自治体に、実施状況等を確認しましたところ、ふるさと納税の魅力である返礼品がないことで寄附実績は少額にとどまっているとのことでありました。しかしながら、第3次壱岐市総合計画の基本理念であります、誰一人取り残さない協働のまちづくりのためには、NPO等の活動充実もその1つでありますので、議員御提案のふるさと納税へのNPO等指定寄附導入に向けて、他自治体の取組状況確認し研究してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上総務部長。

〔総務部長（中上 良二君） 登壇〕

○総務部長（中上 良二君） 3番、武原議員の3つ目の、廃止した公共施設を含む遊休不動産の活用についての御質問でございますが、全体的なことを含めまして、また個別の、ただいまお話ありました、壱岐会館用地、壱岐風土記の丘の件につきまして、私のほうから一括して答弁をさせていただきます。

廃止した公共施設を含む遊休不動産の活用ということでございますが、壱岐市公共施設等総合管理計画、及び個別施設計画におきまして、公共施設の保有総量の抑圧と圧縮を目標に掲げておりまして、維持管理経費の縮減に向け取り組んでいるところでございます。利活用可能な施設につきましては、例えば旧勝本学校給食共同調理場を株式会社マツオ様に、そして旧まなびの館を壱岐市農協様に貸付けを行っておりまして、遊休施設を誘致企業や市内民間事業者への貸付施設として、利活用に取り組んでいる状況でございます。そのほかにも、旧芦辺町老人憩いの家を令和3年度に公募により払い下げた実績もございますので、今後も引き続き、施設の利活用や払下げ等に取り組んでまいりたいと考えております。

個別の施設の内容でございますが、御質問いただきました、通称壱岐会館用地と言っております土地につきましては、福岡に経済拠点となる施設を建設することを目的として、合併前の昭和53年に旧4町で取得をされておりまして、合併により壱岐市が引き継いでおります。場所は、福岡市の福岡国際センターに隣接をされておりまして、駐車場となっております。

合併時から令和2年度までは、一般財団法人福岡コンベンションセンターに年間300万余りの契約で賃貸をしておりましたが、令和2年5月に国際会議場横に立体駐車場が開業されたことから、令和3年3月31日をもって契約終了となっております。令和3年度からは、国際センターでの催物などの際、主催者からの使用申請に基づきまして、その都度使用許可書を交付をいたしまして使用料をいただいているところでございます。

本用地の利活用につきましては、現状ではただいま申し上げましたとおり短期の貸付けを行っている状況でございますが、今後も財源確保につながる取組など、模索をしてまいりたいと考えております。

次に壱岐風土記の丘についてでございますが、風土記の丘をはじめとする社会教育課文化財班が所管する文化財展示施設の取扱いにつきましては、令和3年度に実施をされました壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会において各施設の方針が示され、壱岐風土記の丘は経年劣化による修繕に多額の経費を要していること、維持管理経費に見合う収入が確保できていない

ことなどから、令和4年度末で閉園との結果が出されました。よって、本年3月末をもって休園しており、現在は資料等の確認作業を行っているところでございます。風土記の丘に所蔵、または展示している貴重な民具や資料等は、今後、体験活動など、教育分野などでの有効活用をしていきたいと考えております。また、閉園後の施設跡地につきましては、民間利用に向けて貸出しを行うなど有効な活用を視野に入れ、今後検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原 由里子君） ありがとうございます。

まず、1、2点目のふるさと納税について、大変前向きな答弁いただきました。企業版ふるさと納税について、もう一つ追加でよろしいでしょうか。

今年度の目標件数と、金額まではあれでしょうけれども、意気込み等お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部長（塚本 和広君） 武原議員の再質問にお答えをいたします。

企業版ふるさと納税の目標額ということでございますが、目標は特に定めておりません。とにかく市の有効な財源となるように営業をしまして、たくさんの寄附をいただければと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原 由里子君） 目標はないということですが、1件でも多くということで、していただきたいと思っております。

2点目は、また答弁とおりによろしくお願ひします。

3点目です。今、御説明ありましたが、ちょっと見にくいでしょうけど、こちらが現場ですね。駐車場22台分ございました。もうこの当日も利用されておりました。今ほど御説明があったように利用料がかなり安く、今の実績で計算いたしますと、1日1台当たり427円での貸出しになっております。やはりもう少し単価を上げるとか御検討いただければ、税収等上がるのではないかと思います。また、ある福岡の駐車場管理事業者にお問い合わせしましたところ、年間約300万円の一括で、サブリースということもできるという回答もいただいております。その辺りも含めてぜひ御検討いただきたいと思っております。

以上で、2点目はこれで終わります。

3点目の質問に行きます。子育て世代や、現場の生の声を生かした子育て支援の推進についてということで、3点お聞きしております。ちょっと時間がございませんので、すいません短

めに回答もお願いいたします。

1点目、第3期壱岐市子ども・子育て支援事業計画に向けた準備状況についてお願いいたします。

2点目、今年3月上旬に民間法人が撤退いたしまして、その後の認定こども園の整備方針とへき地保育所の今後の在り方等、その後の説明がまだございませんので、その辺りの市の方針等もお聞かせください。

3点目が、保育所等における使用済みおむつの処分の壱岐市における実情についてお答えください。

**○議長（豊坂 敏文君）** 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

**○市民部長（西原 辰也君）** 武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在の第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が令和2年度から令和6年度までの5年間となっております。議員御質問の第3期壱岐市子ども・子育て支援事業計画について、令和7年度から令和11年度までの計画の策定に向けた準備状況でございますが、本年度中に市民及び子育て世代等へのニーズ調査等を行い、その実情の把握に努め、併せて今後の保育の量の見込みと提供体制の確保量を見極めることで、令和7年度からの第3期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて調整を図ってまいります。

次に、2番目の今後の認定こども園の整備方針と、へき地保育所運営についてでございますが、子育て政策の実現に向けて、壱岐市総合計画並びに壱岐市子ども・子育て会議の答申を基本とした壱岐市子ども・子育て支援事業計画に沿って、子育て世帯への保育支援の拡充と、幼児教育、保育の量の確保と質の向上のため、教育委員会と連携を図りながら、政策目標である各町1か所ずつの認定こども園の整備を引き続き進めてまいりたいと考えております。

御存じのように、令和元年度には石田町に石田こども園を整備し、令和4年度より、筒城保育所を石田こども園に統合いたしました。残る3町について、郷ノ浦町は3月に民間事業者の認定こども園整備事業撤退の意向が示されたばかりであり、また、勝本町、芦辺町についても、現時点での認定こども園設置の具体的なスケジュール等の整備までには至っておりませんが、今後とも壱岐市子ども・子育て会議の答申を尊重しながら、幼稚園、保育所の施設設備の整備を基本に検討してまいります。

また、へき地保育所の運営につきましては、継続的に財源率が5割を下回っていくことが予想され、児童の大幅な増加が見込めないことや、児童の減少により、集団生活の中での学びや活動が制限されてしまう状況となっていることのほうが大きな問題と考え、施設の集約化を行い、健全な保育運営と幼児教育、保育の量の確保と質の向上、よりよい保育サービスの提供に

努めてまいりたいと考えております。

これまでも御報告のとおり、令和5年度、令和6年3月末でございますが、渡良、沼津、初山のへき地保育所3園の閉園手続を行い、残る柳田、志原のへき地保育所2園についても、令和6年度、令和7年3月末で閉園の手続を行う方向で、保育の量の見込みと提供体制の確保量を再度確認するとともに、壱岐市子ども・子育て会議に諮り、進めてまいります。保護者の皆様、子育て世帯の皆様には混乱と不安を招くことがないように、今後とも丁寧な説明に努め、引き続き御理解と御協力をいただきながら手続を進めてまいります。

次に、3番目の保育所等における使用済みおむつの処分については、壱岐市の公立保育所、こども園においては、本年4月から全て自園で処分をしております。また、壱岐市内の私立保育所や小規模保育施設においては、以前より各施設で処分されていると伺っており、現在壱岐市の全ての保育施設で使用済みおむつの保護者の持ち帰りはないと認識をしております。

公立の保育所、こども園では、昨年度までおむつを保育所で処理している施設と、保護者に持ち帰って処理をお願いしている施設があり、施設ごとの対応が違っていたため、使用済みおむつの処分の方法の統一について以前から検討しておりました。そのような中、今年1月、国から、保育所等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨するとの方針が出され、壱岐市においても使用済みおむつの持ち帰りがなくなることは、保護者にとっては大きな負担軽減になるとともに、保育士等にとっても使用済みおむつを子どもごとに振り分ける業務負担軽減にもつながると考え、既に本年4月から対応しているところでございます。なお、使用済みおむつの処分の方針に関わらず、各保育所、こども園においては、便の状態や回数等を保護者へ伝えるなど、子どもの健康状態等の共有に引き続き配慮してまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原 由里子君）** 答弁いただきました。

ぜひ1点目は、ニーズ調査等で声を拾っていただきたいと思います。

なお2点目なのですが、今回へき地の2園が今休園ということで、その中の1園の保護者から、やはり本来は通わせたかったんですって、すごく後から声があっておりました。やはり十分なその辺りの調整が、やっぱりまだまだ納得されてなかったところが後から出てきたのかなと思いますので、本来、決める前にきちんと十分な当事者とか、協議をしていただいた上で子ども・子育て会議等もされているとは思いますが、やっていただきたいと思っております。

それと、こども園については答申に基づいてということでしたが、なかなかやっぱり答申が



今のこども家庭庁ができたり、子ども基本法ができておりますので、やはり見直す時期にもなっているかと存じますが、その辺りも子ども・子育て会議等で協議していただきたいと思えます。

3点目については、今年度からお持ち帰りはないということで大変いい取組というか、変更されたなど考えております。1点だけ、その中で、実際に使用済みのごみ箱、おむつを入れる保管用のごみ箱の購入費用等、国からの補助が出るというふうに伝え聞いております。これは申請方法が、どうしても市を通して出すということです。民間の事業者等も、それは利用できるということでした。ぜひ民間さんたちも自前でやられておりますので、そういう補助を使えるような手続等、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りますか。

○議員（3番 武原 由里子君） ちょっと一言お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） どうぞ。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまのおむつの回収箱につきましては、今年当初予算で市のほうで予算計上いたしております。民間の保育施設のおむつ処理のためのおむつボックス購入費補助ということで予算を確保しておりますので、今後、施設のほうにも周知をしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原 由里子君） ありがとうございます。ぜひ周知等をお願いいたします。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

〔武原 由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口が一般質問を行います。

まず、老岐市認知症への取組について伺います。難聴対策についてとりわけ伺いますが、認知症の数は、65歳を超えると高齢者の5人に1人に達するというふうに言われているわけで

あります。その取組について伺います。

まずその1つ、壱岐市がつくっている高齢者福祉計画の中に、福祉、介護計画、その中に補聴器の位置づけはあるのかどうか。

それから2番目に、国は認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランをつくっておりますが、そこにおいては、難聴についてどのような考えがなされているか。

そして3点目、壱岐市における様々な健康診断において、難聴検査、聴力検査は実施されているのか。

この3点をお伺いします。よろしくお願ひします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

**○保健環境部長（崎川 敏春君）** 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、壱岐市高齢者福祉計画、介護保険事業計画における補聴器の位置づけについての御質問ですが、現行の壱岐市高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画において、補聴器は介護保険制度が活用できる福祉用具として現状認められていないため、位置づけはありません。

本市の認知症への取組につきましては、令和元年7月1日に、壱岐医師会・エーザイ株式会社及び壱岐市の3者で認知症とともに生きる地域づくりに関する連携協定を結び、認知症医療予防連絡会を開催し、認知症の早期発見、早期受診、早期介入を実現する環境構築に向けた仕組みづくりを行っています。具体的には、介護予防教室や高齢者サロンなどにおいて、認知機能チェックを行い、その結果から早期受診、早期介入を図り、関係機関と連携し適切な支援につなげているところでございます。

次に、国の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおける難聴の考え方についての御質問ですが、新オレンジプランは平成27年1月に厚生労働省と関係省庁が協働で策定し、認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進していくために7つの柱が掲げられ、柱の1つに認知症の発症予防の推進があります。また、難聴は加齢により聞こえが悪くなることでコミュニケーションができなくなり、社会参加が減り、孤立し、認知症の発症につながると言われていますが、発症予防については運動や口腔機能の向上、栄養改善、社会交流など、日常生活における取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、住民主体のサロン活動などの取組を推進していくよう進められています。引き続き、壱岐市としましても高齢者サロンや老人クラブなどで様々な内容を盛り込み、認知症予防教室を行ってまいります。

3つ目としまして、壱岐市の健康診断に難聴検査はあるのかとの御質問ですが、75歳以上の方々の後期高齢者健康診査につきましては、長崎県後期高齢者医療広域連合から市が受託し

実施をしております。検査項目の中に難聴検査は含まれておらず、国保の特定健診を含め、老  
岐市独自の検査項目としましても追加いたしておりませんが、問診項目にフレイルに着目をし  
た質問内容があり、食習慣、口腔機能、運動のほか、認知機能や、社会参加などを総合的に見  
て、介護予防、認知症予防の取組につなげているところでございます。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 老岐市の福祉計画の中に補聴器は位置づけられておりませ  
ん。ぜひこれを今度の、今後検討していただきたいというふうに思ってるわけです。特に新オレン  
ジプランですね。今言われませんでした。認知症の危険因子の中に、加齢とか位置づけ言  
われましたが、難聴も位置づけていると思いますが、それは確認してよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

新オレンジプランの中に、認知症の部分で難聴も含まれていることは確認をいたしておりま  
す。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 新オレンジプランの中に、難聴、特に危険因子の中で一番の危  
険因子と言われているのが、この難聴なんです。高血圧とか加齢とか糖尿病とか様々な9つ  
の因子の中で最大の危険因子は難聴だと、そう言われております。これは2017年の国際会  
議、アルツハイマー病会議の中でも認知症の35%がこの危険因子を取り除くことで、認知症  
の予防が可能だというふうに言われている1つの中の難聴があるわけですね、危険因子ね。そ  
ういう意味で、認知症を予防するためには難聴をどう早期に発見し予防するかということが大  
切であるということをおっしゃるわけですね。

介護予防の最大の要因として、認知症が一番介護予防になって介護の必要性になるというこ  
とが言われてるわけで、認知症を防止し、そのために難聴を早期に解決するということが求め  
られるのではないかなと。そういう意味で老岐市の取組、補聴器の位置づけとか、健康診断が  
75歳以上のところで聞き取りということになっている点では、ちょっと改善の余地があるん  
ではないかというふうに思うんですが、高齢者の聴力検査を実施しようとすると今のままだと  
老岐市はできないんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

本市の高齢者の方々は、かかりつけ医で健康診断を受診をいただくことがほとんどでござい

ます。難聴の検査につきましては、検査設備がある専門外来や総合病院での実施が見込まれております。仮に実施をするとなった場合につきましては、今後医師会や広域連合との調整が必要かと考えておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐病院とか、それから一部病院では検査できるというふうに分かっているんですが、高齢者が、やっぱり運動不足だとか食事とか、それから、ヨガの活用とか社会参加の中で認知症を防止するというのは、医学的にも証明されてることであり、そういう意味で社会交流とか趣味の活動とか、日常活動をやっぱり推進するということを進める上で、早期の、つまり聴力検査で軽度、中度辺りから検査をすると。本人が自覚する前に、やっぱり検査をする必要があるんじゃないかと。

つい、私たちがテレビの音が大きくなったねって家で言われて、ああ、これは難聴の兆しがあるんじゃないかと。そういうところでの気付きじゃなくて、もう少しこう市がやる老人会の集まりなんかで、血圧検査はやりますよね。それと同じように、聴力検査の検討というのはどうなのかということですよ。

介護予防、認知症予防について、やっぱり危険因子が、難聴が大きな危険因子ですので、そういう検討ができないものなかと。大きな病院だと大きな設備ですから、僕らも教諭で聴力検査は必ずありましたので、音を聞いてピッとこうボタンを押すという、そういう検査をやりましたが、最近では携帯の割とコンパクトで持ち歩きできる聴力検査キットがあるようですので、その辺りの検討ができるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 今、山口議員が御指摘をされましたように、これまでは介護予防教室等につきましては、運動面を中心にしてきた経緯がございます。本年度は、介護保険事業計画の見直しの年度に当たっております。そういったこともありますので、介護保険事業計画作成委員会などに諮り、議論を重ねて、今後難聴対策につきましても進めてまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ、高齢者が聞こえないから社会生活の中で対話ができなくて、社会交流やいろんな社会参加がどんどん狭まっているという実態ですね。それから介護施設の状態を聞くと、ほとんどの方で言われましたが、介護施設で介護認定で入ってみえる方はほぼ聞こえづらいと。聞こえるのに大声を出してしまうと、介護する人がですね。介護される人が何でそんなに怒るんだと、そうやってこう帰ってくるほど、介護施設では難聴者の数がやっぱりこう気になると、そういう話でありますので、ぜひ早期に難聴の検査を行って、早めに

対応するようなことが必要であるということでの、やっぱり聴力検査を幅広くできるような形を取っていただきたいというふうに思います。

その次、2番目の質問に行きます。

認知症の予防のためにということを行いました、難聴検査をして早く補聴器の使用を始めれば、社会参加もスムーズにいくだろうしということで、余暇の活動もスムーズということでいきますと、やっぱり補聴器の購入を、やっぱり早期に進めることが今必要であるというふうに言われているわけですね。補聴器の購入についていくと、全国でいうと補助制度が、全国120の自治体で何らかの補助制度が行われております。

補聴器については、重度の身体障害者手帳を持っている人には公的補助ありますが、中度、軽度の方にはありません。ですから、つい補聴器は高額で20万とか30万とか、高いのだと50万もするそうなので、なかなか買えないというようなことで難聴を放置するということがあるわけでありますが、ぜひこの補聴器の購入補助を早期に考えていただきたい。

もう早期にやっている自治体も全国120ありますし、国際水準から言いますと、国際的に補聴器を使用している割合を見ると、イギリスは47.6%、フランスは41%、ドイツは36.9%、アメリカは30%と、こういうふうになっているわけですが、何と日本は14.4%というふうな実態であるわけですね。

ですから、結局は高いがために買わずに高齢になると聞こえない、社会出ない、そして介護施設へというふうな形で、医療費、介護保険ということで、結局は高くついているのが今の現状であると考えます。そういう意味で、補聴器購入の助成についてお考えを、市のほうはどう考えるかお聞かせください。

**○議長（豊坂 敏文君）** 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

**○保健環境部長（崎川 敏春君）** 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

本市における補聴器の補助制度につきましては、今、山口議員言われましたように、身体障害者手帳をお持ちの方につきましては補装用具として支給をしておりますが、加齢性の難聴に伴う補聴器購入の支援は行っておりません。また、一部の身体障害者手帳をお持ちでない高齢者への補助を行っている自治体があることも承知をしておりますが、今後は国において、新オレンジプランに基づき補聴器による認知症予防効果が確認をされ、補装用具の支給制度や介護保険制度の中で、加齢性難聴者への支援が制度化されることが望ましいと考えております。

先ほどお答えをいたしましたように、加齢によって聞こえが悪くなることでコミュニケーションができなくなり、社会参加が減り孤立し、認知症の発症につながるということから、リスクを回避するためにも、引き続き高齢者の皆様への啓発や介護予防教室などを通じて、聞こえ

にくいと感じておられる方々へ早期の専門医療機関への受診を促すとともに、本年度高齢者福祉計画の見直しと第9期介護保険事業計画の策定を予定しておりますので、今後開催予定の計画作成委員会におきまして、補聴器購入も含めた加齢性難聴者に対する支援につきまして議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 国の施策を待つことなく、市ができること、まず健診に聴力検査を入れていただく、そして先進的な自治体、120も全国的にやってるわけですから、補助、助成制度を早期に創立するというようなところへ行っていただいね。結局は、早期のケアをすることでその高齢になったときの介護医療費が減額されると、少なくなると。そういうことははっきりしてるわけですから、重症化を、リスクを、やっぱり早期に対応するということでの対応をしていただきたいと思います。ぜひ、第9期の介護保険事業計画が今後作られるわけですから、その計画ができてからじゃなくて、その前からぜひやっていただきたいというふうに思います。

その中で、最後に第8期介護保険事業計画の中身を幾つか見ておりますと、これでいいのかという点を申し上げます。

これは令和3年度につくられた、壱岐がこんな介護保険事業をやるよということで市民に示した内容でありますよね、市長。そういう面では、責任を持ってこれを実施するというのが市の役割じゃないですか。そういう点でいくと、市が約束した保険事業をないがしろにしている項目がこの中にあるじゃないですか。それは何かというと、高齢者の健康増進事業として入湯優待券の交付事業を半額にしたと。理由が、補助金をカットしなければならなかったからと。はり、きゅう、あんまの助成も減額したと。それからその他の事業で、祝金事業で77歳の敬老祝金をもう削除したと。そして昨日も論議しましたが、敬老行事事業については6,900人ですよね、昨日ね。

目標は8,200人を目標にしているという、そういう事業目標ですので、やはり市が目標としている計画事業ですから、しっかりそれは堅持すべきである。そして、やっぱり市民にしっかり約束というか、この初めのところに、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活を送るためにこういう事業するんだと。その能力に応じて自立した暮らしを営むように生活支援サービスは切れ目なく提供しますよと、そういう計画だというふうに言っとるわけですから、それはちよっとほごにしてもらっては困ると私は思います。

そういう面で、来年度予算、来期の8期計画に、今、ぜひこのような計画をもう一度見直し

て、しっかり市民に安心した政策を進めていただくことを最後に申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

では、その次の質問に移ります。壱岐高校生の死亡事案についてお伺いをいたします。

3月1日に壱岐高校生の椎名君が行方不明となり、3月20日に遺体となって発見されるという痛ましい事件が起きました。全国ニュースになりマスコミが大きく取り上げました。この事件について、きちんとした調査、検証が強く求められていると思いますし、その上に立って、やっぱり今検討が進んでいるいきっこ留学制度が、きちんとして見直されるということが求められるというふうに考えるわけですが、この事件についてのきちんとした調査、検証についてどうなのかということをもっと伺いたいです。その点で、市がつかんでいる壱岐警察署等が捜査していることに関して、現状、椎名君の問題については、どのような現状になっているというふうに壱岐市は認識しているのかということが1つです。

2つ目は、事件後、里親の方とか実の親とか等で、市も、警察もそうでしょうけども、市のほうも当然聞き取り調査をされたいというふうに考えますが、その内容、結果について公表できる分について、この場で市民の皆さんに公表していただけないか。とりわけ、いじめがあったとか、それから虐待行為があったと言われていたところ、それから食事の実態、それから入浴等ですね。里親のところでの日常生活のいろんな様子も聞こえてきて、その中で椎名君がいろいろ問題があったというようなこともありますので、この辺りのいきっこ留学制度の中で、この里親の中での生活についての、やはりどういう問題があったか、つかんでみえることをお聞かせください。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** まず、離島留学生のこの事件のことでございますけれども、壱岐高校のこの離島留学の死亡事案につきましては、壱岐市教委は本事案の当事者とはなり得ません。したがって、捜査状況とか、その事件に関することにつきましては、私どもは何も知りませんし回答することができませんので、御理解いただきたいと思います。

2つ目のほうの里親のほうでございますけれども、これも同じ理由で、事件が起きました当時とか、その後に私どものほうが直接里親に対していろいろ聞き取るということはやっておりません。理由は、先ほど申し上げたのと同じことでございます。ただ、今御懸念のことが市民の方々にあるということは私どもも知っておりますので、私どもがそれとは別にやっております聞き取りとか、そういったものが残っておりますので、今の議員の御質問というか、御疑問に対して、少し答えられると思いますので答えます。

まず、いじめがあったのかということでございますが、これについては当該の生徒が中学校

のときですね。中学校2年の9月に来て卒業するまでの間ですが、私たちのほうでいじめがあったということはつかんでおりません。

次に、虐待のことです。虐待については、今年、令和5年3月に、当該生徒と同じ里親宅に留学している児童の保護者に対して聞き取りを行っております。その結果を見ますと、その中に虐待があったというようなことは確認できておりません。

最後に、食事と入浴のことです。これは、当時のことはちょっと分かりかねるんですけども、たまたま今年の4月に当該生徒と同じ里親宅に留学している児童に聞き取りをしております。この中では、食事もみんなで一緒に食べているとか、入浴も思った時間に入れているというようなことが聞き取りの中で明らかになっております。

ということで、私どもが答えられることは以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この事件後、聞き取りもされていないということではありますが、今、現在いる児童に対してのアンケート調査がされたというのは、結果を見させていただきましたが、その後、元留学生、それから親、その辺りのアンケート結果というのは、アンケートは今されていると思うんですが、それはどのような見通しですか。

○議長（豊坂 敏文君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） まず、今は私どもは、まず子どもが大事ですから、子どもに対しての聞き取りを4月からアンケートを行い、そしてアンケートに基づいて児童と面談をしております。これが終わりましたから、今度は実親、里親、その辺とも今聞き取りとかを行っているところでございます。その結果はまだまとまっておりませんので、今日はちょっと申し上げることはできないということでございます。御理解ください。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このいきっこ留学制度は、平成30年度から始まってもう4年たっている。その中で、里親さん、それからそこに行ってる留学生の中で様々な声が上がってきていないのか、とりわけ食事の問題、それから入浴の問題、それから同じ里親のところによくの子どもが一度に生活していく中で、やっぱりトラブルとか、そういう声は教育委員会の中には上がってきてなかったと、そういうことなんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） 今おっしゃってるのは、椎名君がいた里親のことだというふうに理解している。（「それ以外も含めて、全体として」と呼ぶ者あり）

現状を申しますと、所々の里親のところではいろんなことが起こってるということは上がって



きます。食事がどうであるとか、里親との関係がどうであるとか、あるいは里親から実親の関係がどうであるとか、学校でどうだというのは上がっております。

上がっておりますが、それぞれについて、例えばいろんな起こった案件に関しては、食事のこととか入浴のことについては、市教委から里親さんに御指導というか御相談を申し上げたり、あるいは学校で起こってることについては学校に情報共有したりして、ほとんどの問題はその場で解決、あるいは解決の方向に向かっているというふうに理解しております。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 問題が起きたということがあれば、あつて改善はしながらずっと積み重ねてきて、現在もそういう状態だということであるわけですね。

ただ、日常的な食事についての、やっぱりいろんな声とか、それから入浴についてもシャワーだけだったとか、そういうところが改善されたのかとか、それから、あるところで里親さんの近所に電話を借りに来ると、しょっちゅう。そういう声を聞いたんですけども、そういう実態とかはつかんでいたのかというのは。食事、入浴の改善、それからいろんなそういうトラブルというか、地域でのトラブルというのは聞いていらっしゃいますか。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** まずその電話を借りに来るとするのは私は聞いておりません。がですね、議員さん。1人の子どもが他人の家で暮らすわけですから、自分の元のいた家のように暮らせないわけですよ。また、食事についてもこれは1つの例でございますが、実親のところではインスタントのものばかり食べてた子が、里親のところでは我々から見ると豪勢な食事を食べるわけですが、それが合わないということもあるんですね。

つまり、ですから、細々としたことについてはいろいろあつてるとは思いますけれども、繰り返しますが命に関わるとか、それから生活していけないとかいうような問題は、現在ないということで御理解いただきたいと思います。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 分かりました。

細かな里親さんでの生活の実態とか、それから子どもの生活を、やっぱりきちっとつかんでいただくことが今回の事件の防止にもつながるのではないかなということを思いますので、その点、支援員が2人に増えるということですけども、そのことを進めていただきたいと思うんですが、その点で、この間のいきっこ留学生の受入れについて、最後の4つ目についてお伺いします。

いきっこ留学制度が始まって、最初の頃からすると、人数もどんどん増えてきているということでもあります。この増加について、どのような議論されて、今年二十何人ですかね、20人か

そこから増えてきましたが、その辺りのその人数面での増加に対する検討が途中であったのか。

それから、小学生の低学年も受け入れるという、要綱にはそう書いてありますが、それこそ小学校2年生の子が親元離れてというようなところを考えたときの、やっぱり検討は受け入れるときになされたのか。

それから、同じ里親のところに、中学生、男の子と女の子が一緒に入っているというような受入れの実態については何らかの検討がされたのか、その辺りの受入れの検討についてなされたことをお聞かせください。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** ただいまの御質問につきましては、人数のことでございます。このようになっております。留学生の人数でございますが、当初の予定は5名ということで始まったようでございます。実際に平成30年度は5名受け入れております。

ところが、次の令和元年度は20名。そして令和2年度は30名。令和3年度は39名、令和4年度は42名、そして令和5年度は46名というふうに、年々増加しているということでございます。このように希望者が急激に増加しておりますので、その中で一々その子どもたちのことについては、内部では検討を行っております。

いきっこ留学に関しては、里親、親子留学、孫戻しの3つのパターンがございますが、その全てで実は希望者が増加しております。そこで市教委としましても、それぞれもともとこれぐらいかなというのあったわけですが、それぞれの年度に検討を重ねて、里親が受け入れることができるのかとか、親子で住むところがあるのかとか、そういったことを検討しながら諸所判断して、この人数になってきているというところでございます。

それからもう一つは、そのとき子どもの成長がございますので、小学生なんか、小学生と中学生と子どもの成長が違いますけれども、いろいろ多様性がございますね。小学生だけれども、すごくしっかりしてる子どももいれば、中学生だけれども幼い子どももおります。また、親がどういう気持ちでやってきてるかということもありまして、それぞれの場合、大体親と、そして里親と市教委で十分話し合いをした上で検討してきてる、受け入れてきてるということでございます。

最後に低学年のことがございましたけれども、一般的に見ると、さっきおっしゃったように小学校2年生が留学生になることが、すごく不安があるようにも見えるわけですが、例えばお姉さんと一緒に来るとか、そういったこともありまして、これも含めて親と十分話した上で、また我々の方で大丈夫かなということも判断した上で入れているというところでございます。

以上です。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） とりわけ里親留学のところ、最初は１人でしたが１３、１５、１７、２０、２２と、どんどん増えてきていると。途中で議会の中で市長も、多くの希望があるのでというようなことでしたけども、やっぱりその受入れに、やっぱりちょっと無理があったんではないかなと。

とりわけ今回の椎名君のところの受入れ人数は、ちょっと多過ぎるというようなのは、やっぱりこう常識的に考えるんですけども、その辺りの運営委員会等での検討というのは、まあ大丈夫だろうというふうになったということなんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 山口教育長。

○教育長（山口 千樹君） これ先ほど武原議員のところでも申し上げましたけれども、里親のキャパシティーがどうであるかという論理的な根拠はないわけですね。つまり、里親さんごとにお部屋の広さであるとか、担当されてる方の数とかも違います。例えば、お風呂を４つあるような家もあれば１個しかお風呂がないところもあるし、あるいは建物がどうであるというのがあります。

繰り返しますが、椎名君の事案はこれ高校で起こったことですから、あの子が中学校の時代は大きな問題はなくやってたんだろうと思うんですけども、例えばあそこの家庭にしても、実際に議員お行きになったことあるだろうと思いますけれども、大変広いお宅で、建物も２つあって、だからそれを人数だけを見て、多いとか少ないとかいうことではないと思います。

彼を受け入れたときの僕は教育長ではございませんが、ただキャパシティーとかなんとか見ますと、あの里親さんは大変人気がある里親さんで、あそこで暮らしたいと、あそこに入りたいという方もいらっしゃるような、いわばよい環境のところであったというふうに認識しております。したがって、十分議論したのかというところでは、議論した上での結果であったというふうな答えになります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 実態を事細かにどこまで見たのかという点で、男女が一緒に６人、７人ということを知りただけでも、やっぱり本当によかったのかという疑念が残るわけです。その点で、今後いろんな留学制度の検討がなされるわけですから、その辺りの受入れ人数についても十分検討されると思いますので、していただきたいというふうに思います。

その次ですね。聞きそこなっていましたね。②のいきっこ留学制度の実施要綱について、ちょ

っと最後にお伺いいたします。

実施要綱の中に、これはもう最初からですから、携帯電話の持込みは駄目、電話をかけるときは里親の承諾を得てからというような禁止事項が既に要綱の中にあるんですが、この禁止事項というのは、どういう趣旨で要綱に最初盛り込まれたのか、それをお聞かせください。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** お答えいたします。

携帯電話の持込みについてのことでございますが、まず結論から申しまして、以前は禁止しておりましたけれども現在は認めております。

留学制度が始まったのは6年前でございますから、その頃は携帯電話やパソコンが、今とまたちょっと環境が違うわけですが、そのときは原則的に禁止として、里親と実親が協議した上で、どういうふうにするかというのを決めるようになっておったと聞いております。

これは実親の目が届かないところで携帯電話やパソコンへの依存が高くなって、本来やるべきである学校生活などに悪影響が起こるのではないかとすることを危惧して、それを防ぐことが目的であったようです。また、実親さんの中には、携帯電話なんかの持込みを禁止しているところを評価して入ってこられるという方もいらっしゃったと聞いております。

ただ、今般は緊急時の連絡であるとか、それから子どもたちの中には、いつでも好きなときに実親に連絡ができるということで、安心して留学生活を送ることができるというようなことでもあるということを認識しましたので、現在は持込みを認めるということにしております。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 最初の頃はあったということで、今はないということで、それがやっぱり今の子どもたちとの、やっぱり里親さんとかの生活の中で十分話し合っ、生活の中できちりと位置づけるということで、やっぱり必要なことだと思っておりますので、要綱の今回の見直しも、今回の中であると思っておりますので、その点での修正等をしていただけたらと思っております。

特に里親さん、親とは違うんだけども親のようだというようなことで、つい手が出てしまったとか、つい怒ってしまったとか、そういうことがいろいろマスコミの取材の中で出ておりますけれども、やっぱり親とはやっぱり違った存在としての、やっぱり里親とかあるわけですから、やっぱりその辺りの関係性を今後の中でも、やっぱりきちっと検討していただけたらなというふうに思っております。

ぜひ、過去に遡って何が問題だったのか、それから、とりわけ椎名君がなぜ死を選んだのか、この辺りがやっぱりまだしっくりいかない。とりわけ、椎名君が死にたい死にたいとノートに

書いていた、それからスマホに書いていた。このときに発信した、この椎名君の思いを誰かが受け止めていたとしたら、里親さんが書くんじゃないよって破り捨てたという、そこ以上に何かこう食い込んでいたら、死を選ばなかったんじゃないかなというようなことも想像が難くないので、その点でのやっぱり反省というか、今後の在り方。

私たちが行政に携わるということで行くと、椎名君の深い悲しみとか苦しみに気づけない大人であったり、それから受け止めて理解することもできずに、寄り添うこともできなかった大人ということ、残念なことだと思います。

今後こういうことがないように、今後検討しまとめられるいきっこ留学制度が、二度と椎名君のような子を出さない、そのためのしっかりとしたものになるように、そして今後壱岐に来る子ども、壱岐にいる子どもたちが、この制度の中で本当に成長して壱岐を旅立てるような制度になることを期待をして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、樋口伊久磨議員の登壇をお願いします。

〔樋口 伊久磨議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 樋口 伊久磨君） 皆様、こんにちは。本日、最後の登壇となります。昼食後の非常につらい時間ですが、最後までよろしく願いいたします。

それでは、2番、樋口伊久磨が通告に従いまして、一般質問を行います。今回の私の質問は、大きく分けて3点です。

庁舎一本化と小学校の統廃合についてと、市営住宅の入居についてと、勝本ダム球場の改修について質問をさせていただきます。

まず、庁舎一本化と小学校の統廃合についてお尋ねをいたします。2004年の壱岐市合併から続く分庁方式は、メリットもあればデメリットもありますが、私は無駄が多いと考えております。

2015年に行われました庁舎建設の賛否を問う住民投票では、建設に反対が建設に賛成を

上回る結果となりました。その後、合併特例債を使い4庁舎の耐震工事が行われました。しかし、耐震工事は完了したものの、庁舎の耐用年数が延びたわけではありません。4庁舎とも建設後50年近くが経過し、老朽化が進んでいることは言うまでもありません。

2015年の住民投票後には、建設に反対をされた方の中には、後になって賛成をすればよかったと後悔をされた方もおられるようにお聞きをしております。

昨年の9月会議の一般質問において、土谷議員からも庁舎建設に関する一般質問があり、当時の総務部長の答弁では、いずれ庁舎整備にかかる検討を行わなければいけない時期がやってくる。壱岐市公共施設個別施設計画では、方向性としては統合と位置づけており、その時点において人口の状況、人口の分布、年齢構成などを十分考慮した上で、庁舎の整備について議論と行うものと考えているとのことでした。

合併特例債などの制度が見込まれない中、一般財源による調査整備に対する財源の確保は極めて厳しく、基金の積立てを行っていくことが1つの有効な手段であり、各年度の財政状況によって積立てを実施しているとの答弁がありました。

私は、2004年の壱岐市合併の当初の目的は、行政のスリム化、財政改革にあったと考えます。行政経費を抑える、行政が積極的にスリム化を図ることを目的にしていたのだと思います。

そこで、3つの質問をいたします。1点目に、令和5年度の現状での庁舎建設の見込みをお聞かせください。

2点目に、私は一昨年の8月の市議会議員選挙で初当選をさせていただいた後の一番最初の一般質問で、小学校の規模適正化について質問をさせていただきました。久保田前教育長からは、現在壱岐市では小学校単位でまちづくり協議会の設置がされ、活性化が図られようとしている。地域に小学校があることが大きな推進力になっている。子どもたちの学校生活を支えてくださる地域の力がある間は、急いで小学校統廃合をすることは今のところ良策ではないと考えるとの懇切丁寧な御答弁をいただきました。

本年5月に山口教育長が着任され、1か月を迎えようとしておりますが、山口新教育長の小学校統廃合の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

3点目ですが、小学校の統廃合が進んだと、これ仮定をした話になりますが、統廃合をした空き校舎を利用した庁舎建設を考えてはいかがでしょうかという質問というか御提案になります。中でも、郷ノ浦町の柳田小学校立地は、国道沿いでもありますし、市内どこからでも利便性のよい場所と考えます。近隣には広い土地もありますし、三島地区の立地を考えますと、柳田地区が島の中央部になるかと思っております。柳田小学校を近隣の盈科小学校、もしくは志原小学校、沼津小学校と統廃合をされ、柳田小学校の跡地を新庁舎の建設予定地とされてはいかがか

と考えますが、執行部の御答弁をお願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 樋口伊久磨議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 2番、樋口伊久磨議員の御質問にお答えいたします。

庁舎一本化と小学校の統廃合についてでございますが、私のほうからは、庁舎の建設に係る点についてお答えを申し上げます。壱岐市庁舎につきましては、議員おっしゃいましたように、平成27年4月26日の庁舎建設に関する住民投票の投票結果を受け、新庁舎の建設は行わず、各庁の4庁舎を改修して活用することを決定いたしました。

この各庁舎の耐震改修工事は、壱岐市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、合併特例債の活用期限を考慮して実施し、令和元年度までに4庁舎全ての工事が完了したところであります。ちなみに、4庁舎全ての耐震改修の費用は、当初16億1,000万円を見込んでおりましたが、実績では15億6,000万円を要しております。予定より5,000万円圧縮しておりますところでございます。

しかしながら、耐震改修はしたものの、樋口議員御指摘のとおり建物の耐用年数が延びるということではありません。が、耐震改修によって長寿命化は図られております。

とは申しましても、4庁舎分庁方式は、複数の用件で庁舎を訪れた方が、1つの庁舎では用件が済まされないこと、あるいは会議等で職員が移動する時間が物すごくやはりかかる、あるいは、4庁舎で68台の公用車を保有している等々、非効率であることは明確でございます。

したがって、いずれは庁舎整備にかかる検討を行わなければならない時期がやってまいります。その際、特に大きな課題となりますのが財源の問題であり、今後、合併特例債などの制度が見込まれない中で、一般財源による庁舎整備に対する財源の確保は極めて厳しく、基金の積立てを行っていくことが一つの有効な手段であります。各年度の財政状況によって積立てを実施しているところでございますが、現時点で2億5,000万円を基金として積立てしております。

壱岐市公共施設個別施設計画では、市庁舎について、その方向性は1か所に集約すると、統合をするということ、すなわち本庁舎一本化を図るという方向でございます。時期については未定でありますけれども、その時点において、人口減少、人口分布、年齢構成など十分考慮した上で、新庁舎の整備について議論を行うこととなるものと考えております。

平成27年の住民投票の際には、合併特例債の期限が迫ったということもございまして、市民の皆様へ十分な説明が行き届かなかったと考えております。今後、庁舎整備についての議論を進める際には、財政や効率性等を考慮して考える必要がございます。

令和3年に奈良県五條市に例がございすけれども、介意やはり国や県の庁舎と合わせた、いわゆる国、県、市の合同庁舎として建設する可能性とか、現在ウクライナ問題で大変大きく

取り上げられております防災機能としてのシェルターの必要性なども踏まえて、市民皆様が主体となった検討委員会等を立ち上げ、十分な理解が得られるよう進める必要があると考えておるところであります。

いずれにしましても、十分な市民の皆さんの理解の上で、庁舎の一本化を図っていきたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） 私への質問についてお答えいたします。

まず、結論から申し上げますが、小学校統廃合につきましては、今すぐ行うつもりはございません。

理由は2つございます。1つは、小学校の統廃合に関する方針というのが平成26年に出されておりました、そこにもろもろ書かれておりますが、例えば、児童数が全校で20名割り込んだところで検討を始めるというふうになっておりますが、現在、その状態になってる学校がないということが1つでございます。

もう一つは、先ほど議員がおっしゃった前教育長のおっしゃったように、人口がこれだけ減ってしまった段階で、地元から小学校がなくなるということは、本当に地域の活性化にとって、もう重大なものでございます。恐らく、そういう意見を表明したところで、地域からの大反対が起こると思いますが、そういったことも踏まえて、まず今はそういうタイミングにはないというふうに考えております。

今後、私も保護者とか地域住民と十分意見を重ねた上で、判断をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口 伊久磨君） 庁舎と小学校の統廃合に関して、御答弁をいただきました。

庁舎に関しましては、やはり分庁方式の今の4庁舎の耐用年数も非常に気がかりですし、早急に庁舎建設の議論から、まず始められることが早急に望むことかなと思いますし、小学校の統廃合に関しましては、教育長の思いもお聞きしましたが、よく最近取り沙汰されている数字の中で壱岐市の出生数が、令和4年の出生数が出ております。

令和4年の出生数が107名ということでお聞きをしていますが、これが令和4年度、年度ですかね。4月2日から3月31日にすると102人と、さらに5名減るんですね。1月1



日から12月31日の計算じゃない年度でいくと、102名ということになるかと思います。

この子どもたちが、7年後に小学校になるときに、18校をそのまま維持して受け入れるのかという議論にもなるかと思いますが、その辺は教育委員会の思いも分かりますけども、もう少し早めの統廃合の検討をしていただければと思います。

そして、私、仮定の話で3番目の質問に、合併後の柳田小学校の跡地に市の庁舎をというふうなお話もしましたが、小学校も大きい小学校から小さい小学校までありますが、年間の管理費なんか平均して、管理費とか光熱水費ですね。この辺を合わせると、年間の維持費とかかかる経費が5,000万とか6,000万とかいうふうな話を聞いております。その教育関連の予算を一般財源にと、いろいろ難しい面もあるかとは思いますが、その辺をできれば、庁舎一本化と小学校の統廃合、絡めて御検討をいただければと思います。

白川市長に、もう少し追加の質問であれですが、庁舎建設にかかる思いといいますか、ございましたらもう少しお聞かせをいただけませんかでしょうか。

**○議長（豊坂 敏文君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 樋口議員の追加の御質問でございます。

私は、御存じのように、庁舎は一本化しなければいけないという信念でずっとまいりました。しかしながら、住民投票であのような結果が出ました。少なくとも私の任期中には、ですから住民投票の結果を尊重すべきだと思っているところであります。

**○議長（豊坂 敏文君）** 樋口議員。

**○議員（2番 樋口 伊久磨君）** はい、分かりました。それでは、次の質問に移りたいと思います。

次は、市営住宅の入居についてお尋ねをいたします。2点ほど御質問をいたします。

1点目は、市営住宅の空室が多いと地域の方からお聞きをいたします。入居の率を上げる方策がないかということが1点目。

そして2点目は、市営住宅の家賃の値下げの検討はされないのかということ、この2点について御質問をいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 平田建設部長。

〔建設部長（平田 英貴君） 登壇〕

**○建設部長（平田 英貴君）** 2番、樋口議員の御質問、市営住宅についてお答えをいたします。

まず、本市の市営住宅の状況について御説明をいたします。現在、市営住宅の戸数は768戸で、そのうち618戸が入居中であり、率にしまして約80%となっております。空き部屋となっている150戸のうち、住戸改善事業用が47戸、これは改修予定のため入居を控えている部屋、並びに改修を行う際に一時的に引っ越し先として準備している部屋となります。

次に、政策的空き家が16戸、そして今後廃止予定などの部屋が56戸となっております。これらの空き部屋につきましては、ただいま申し上げました理由により、新たな入居募集は行っておりません。

結果、31戸が実際の空き部屋となっており、率にしますと約4%となっております。

御質問の空き部屋解消への方策についてでございますが、議員も御承知のとおり、市営住宅は住宅に困窮する低額所得者の方に対して、低廉な家賃で賃貸することを目的とするものであり、公営住宅法及び条例において、入居収入基準、同居親族要件、住宅困窮要件などが定められておりますので、空き部屋があるからといって、どなたでも入居ができるものではございません。

入居の申込みをされる方は、様々な家族構成や御事情があるため、多様な間取りや立地、家賃などを複数そろえ、入居申込者の選択肢を増やし、そのニーズにできる限り沿えるよう入居者募集を行っております。そのため、入居者募集は随時ではなく、空き部屋を一定数そろえて、年4回行っているところでございます。

また、現在、間取りにつきましては、入居相談の際に窓口にて紹介をしておりますけれども、室内写真などにつきましては準備ができておりませんので、今後、入居申込みの検討に活用をしていただくため、間取りや室内写真など、準備ができたものから順次ホームページにおいて情報を提供してまいります。

なお、内見につきましては、退去後の補修段階で、並行して入居募集を行っており、募集期限まで補修が完了しない場合などは内見ができない場合もあることから、今後の実施に向けて検討を進めてまいります。

今後も市民皆様が、健康で文化的な生活を送っていただくための住宅を整備し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与してまいります。

次に、2点目の市営住宅の家賃の値下げの検討についてでございますが、公営住宅の家賃につきましては、公営住宅法第16条において、入居者の収入及び立地条件、規模、築年数、その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で政令で定めるところにより、事業主体が定めるとされていることから、本市においては、壱岐市営住宅条例第17条で家賃を決定いたしております。そのため、それぞれの市営住宅によって、立地条件、規模、築年数や近傍同種の住宅など違いがあるため、家賃にも違いがございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、市営住宅は低額所得者の方に対して、低廉な家賃で賃貸することを目的としておりますので、安価な家賃設定となっております。また、入居者の収入に応じて家賃を定めることとなるため、所得の低い方は家賃も低く算定されるようになっておりますので、現時点での家賃の値下げについては考えておりません。

ただし、特定公共賃貸住宅、本市では新瀬戸団地B棟8戸、第2串山団地B棟6戸につきましては、中堅所得者向けの住宅となっており、家賃が新瀬戸団地B棟は5万円から、第2串山団地B棟は4万8,500円からと高く設定をされており、入居の状況も14戸中5戸と空き部屋が目立つ状況であります。市内では、民間の賃貸住宅の建設も多くあっており、中堅所得者の方は、同程度の家賃であれば、民間賃貸住宅を選択されているものと考えております。

議員御指摘のとおり、高めの家賃設定も応募者がいない要因と考えられますし、建築後25年も経過しておりますので、特定公共賃貸住宅の家賃設定につきましては、検討、検証を行い、見直しを行ってまいります。

以上でございます。

〔建設部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口 伊久磨君） 市営住宅の件に御説明をいただきました。

空き部屋の件に関しましては了解をいたしました。非常に何か聞いた感じでは、空き部屋が多いというふうなお声をお聞きしましたが、政策的住居とかに用意をされているということで、はい、理解をいたしました。すみません。

そして、ホームページで空き部屋の間取りとかの情報を提供していただくということや、内見も御希望があればしていただくということで、非常にありがたいことと思います。

再質問をしますが、単身の方が、なかなか単身では市営住宅に入れないというふうな話を聞いたんですが、その辺、単身者の入居は可能かどうかということと、今後、市営住宅の廃止の予定がある団地とか、建て替えがある団地とかの予定があれば教えていただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 平田建設部長。

○建設部長（平田 英貴君） 樋口議員の追加の御質問にお答えをいたします。

まず、単身での入居は可能かと御質問でございますけれども、入居の条件においては、壱岐市営住宅条例の第6条第1項第1号におきまして、現に同居し、または同居しようとする親族があることと定められております。ただし、特例も設けており、60歳以上の方であるとか、現に生活保護を受けられてある方などは、単身での入居は可能となっております。

次に、2点目の廃止予定の団地の後の活用、更地になるのか、または建築があるのかというような御質問だと思いますけれども、本市では、平成30年6月に壱岐市公営住宅等長寿命化計画を策定しておりまして、建て替え、改修、修繕、用途廃止など、適切な手法の選択の下、予防保全的な維持、管理に、そして長寿命化によるコスト縮減に努めております。廃止の予定の団地につきましては、解体費用などの財政的負担が伴うことから、跡地利用なども含めて計画的に行ってまいります。そしてまた建て替えにつきましては、現在の計画の期間では大久保団

地のみが建て替えというふうになっております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 樋口議員。

**○議員（2番 樋口 伊久磨君）** 今回廃止予定が大久保団地だけということですね。はい、分かりました。そして、特定公共賃貸住宅に関しては、御検討いただくということでよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、先ほども言いましたが、ホームページでの閲覧を、どなたが見ても見やすいような情報提供をしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

私、昨年9月の一般質問で、勝本ダム球場の改修について質問をいたしました。壱岐市軟式野球連盟からの要望書の提出もあり、今年度一部改修の予算がつき、改修工事が行われます。また、令和6年度の全日本学童軟式野球大会の長崎県大会が壱岐市で開催されることが決定しており、勝本ダム球場が開閉会式を含めたメイン会場となっております。

先ほどの清水議員の御質問にもありましたが、山口教育長が着任の際、地元紙のインタビュー記事で、勝本ダム球場の改修に言及をされておりましたので、長崎県高校野球連盟の会長を歴任されました山口新教育長の私見をお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** 先ほどの清水議員のことと同じでございます。勝本ダム球場の改修については、取材を受けましたのが、就任直後の5月22日でありまして、野球場の所管が教育委員会ではないということすら私は知らないで答えてしまいました。そのことで議員をはじめ関係の皆様にご迷惑かけて、本当に申し訳ないと思っております。そう言いながら、ちょっと私の考えを述べさせていただきます。

今、御紹介いただきましたが、私は長崎県高野連の会長であり、去年は九州の高野連の会長でございました。その私の目から見ると、この壱岐の島というのは、九州の中でもすごくこう珍しいところでございます。

九州では沖縄県が野球が盛んなんですけれども、その次が鹿児島県かなと思いますが、それに匹敵する、長崎はそれほどでもないんですけど、壱岐だけは、ソフトボールだとか野球だとかすごく盛んでして、子どもも熱心、指導者も熱心、応援する方も熱心、そして結果が出ているというところが本当に奇跡の島だと思います。先ほど陸上でも申しましたが、壱岐ならではのスポーツなのではないかなと思っております。

おかげで壱岐高校や壱岐商業も、県内ではそれなりに、それなりとか言っちゃいけないかな。

壱岐高校、壱岐商業の野球部も実力を備えてはおりますけれども、もうワンランク上に行ってほしいと思っております。もうワンランク上に行けば21世紀枠とか、そういったものが見えてまいります。

ただ、そのためには、やはり諸所で強いチームと練習試合をやる必要があります。そのためには、壱岐から出て行って、例えば熊本に行くとか、福岡に行くとか、山口に行くとかではなくて、時々その辺りの強いチームが壱岐に来てくれることが必要でございます。そうなったときに、壱岐で硬式の野球ができるのは、もう壱岐高校は狭くてできませんので、壱岐商業、そしてやはり勝本ダムの野球場が今、軟式仕様ですけど、硬式仕様になってくれたら、もう完全にしろとは言いませんが、少しネットが高くなったりしてくれると、あそこで硬式ができるようになります。

そうしますと、先ほど申しましたように、土日とか連休を利用して、県外から、あるいは島外から強いチームがやってきて、それを地元の壱岐高校や壱岐商業とやってくれる。そこに対馬とか五島からもやってきてくれる。そうやって壱岐で、そういう練習試合をすることで壱岐のレベルが上がって、先ほども言いましたけど、甲子園に行くことができたらいいなという夢のような話をしたところでございます。

本当に、私の発言でいろんなところに騒ぎを起こして、もう申し訳なくなっております。どうぞ私の思いを御理解ください。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 平田建設部長。

〔建設部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部長（平田 英貴君） 樋口議員の3番目の御質問、勝本ダム球場の改修について、建設部が所管部署でありますので、私のほうから整備方針をお答えいたしたいと思えます。

昨年9月会議でも同様の御質問をいただいておりますので、内容が重複する部分もあろうかと存じますが、御理解をいただければと思えます。

勝本ダム球場は、昭和60年に事業費約6,000万円をかけて、両翼90メートル、センター110メートル、内野黒土、外野真砂土1万299平方メートルでの整備を行い、その後、平成25年、6年にバックネット、トイレ、観覧席や管理棟の大規模改修を実施しております。また、令和4年度は、ソフトボール場の一部のグラウンド整備と外周の転落防止柵の改修を行ったところでございます。

今年度は、内野グラウンドが荒れてプレーに支障があるため、選手の安全面を考慮いたしまして、内野及びフェールゾーンの黒土入替え、ピッチャーマウンドの整備を行うよう計画いたしております。合わせまして、ベンチ内の整備を行うことで、球場の利便性向上を図ることとい

たしております。予算は、600万円を当初予算で計上をさせていただいております。

先月には、先ほど議員も言われましたけれども、壱岐市軟式野球連盟様より、本球場に関する16項目の要望事項をいただいた際、本年度の工事内容を御説明し、双方で確認を行ったところでございます。今後の工事工程につきましては、中学校の大会、高校の練習試合、一般の大会など、日程も調整する必要がございますので、梅雨明け後、現地測量を行い、内野グラウンドの整備計画を立て、関係団体と調整を図りながら進めてまいります。

また、昨年9月会議で議員から御提案いただきましたスポーツくじ助成金、いわゆるtoto助成金の活用について言及をいたしました。補助要件を満たすには、競技スペースや附帯設備、照明設備などの組合せや、それぞれの改修費など、条件が付されております。ただ、条件を満たしたとしても、助成金交付の可否については申請を行ってみたいと分からないという状況であります。このほかにも、活用できる国庫補助事業の調査をいたしましたが、当該施設に活用できる事業は現在のところございませんでした。

しかしながら、本施設は市内で最も利用される野球場で、関係団体からは毎年要望を受けておりますので、根本的な課題解決のためには、一定規模の改修が必要と考えますので、今後、関係団体の御意見をお聞きしながら改修計画を立て、大規模改修に取り組んでいければと考えております。

以上でございます。

〔建設部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口 伊久磨君） 教育長の思いも聞かせていただきましたし、建設部の対応も聞かせていただきまして、ありがとうございます。

今年も壱岐高校には、昨年中体連で全国大会に行った勝本中学校の選手とか、九州大会で優勝した郷ノ浦中学校の選手とかが壱岐高校に入部したと聞いております。もちろん商業高校も一生懸命頑張っておりますので、本当に対外試合を組んでも遜色のない球場というか、そういうことを目指していただきたいと思います。

そしてまた、totoに関しても該当がないということですが、もう少し粘り強く検討していただいて、totoも申請しないことには当たりませんので、その辺も含めて進めていっていただきたいと思います。

そして、ダム球場の大規模改修にも取り組んでいただくという御答弁をいただきました。関係団体と協議をよくされて、そして先ほど言われましたように、最も利用される方々の御意見が一番重要じゃないかと思っておりますので、その辺のことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

[樋口 伊久磨議員 一般質問席 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、樋口伊久磨議員の一般質問を終わります。

.....  
○議長（豊坂 敏文君） ここで15時まで、暫時休憩を取ります。

協議事項がありますから、全員協議会で諮りたいと思います。

午後2時36分休憩

.....  
午後3時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの件について、本日議員間の協議事項について、継続して事項を存続させていきたい  
というように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上をもって、本日の会議を終わりたいと思います。

午後3時01分散会  
.....

---

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 6 月 会 議 会 議 録 (第4日)

---

議事日程 (第4号)

令和5年6月22日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

14番 市山 繁 議員

10番 音嶋 正吾 議員

1番 森 俊介 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番 中原 正博君

6番 山川 忠久君

7番 植村 圭司君

8番 清水 修君

9番 赤木 貴尚君

10番 音嶋 正吾君

11番 小金丸益明君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君

事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名



市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部長	中上 良二君
企画振興部長	塚本 和広君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	平田 英貴君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	目良 顕隆君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	横山 将司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ただいま山口欽秀議員から、昨日6月21日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって明らかでないことについて発言したため、いきこ留学生の受入れについて一般質問の中の、「死を選んだのか」の部分と、「里親さんが書くんじゃないよって破り捨てた」の部分と、「死を選ばなかったんじゃないかな」の部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって山口欽秀議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

## 日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順序に従い、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さんおはようございます。

昨日もお疲れさんでございました。

5月8日にコロナの分類も2類から5類となり、イベントや観光客も増加し、社会的経済も

少しずつ回復をしております。マスクの着用も6月会議から自由となり、一般質問も楽になりました。

それでは、14番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。

質問は、大きくは2点ですが、要旨として何点か挙げておりますので、順次質問をいたします。

このRESA改正については、私の意見であり思っていることでありますので、市長も部長も答弁はなかなか難しいと思っておりますが、空港整備は県の事業ですので、直接関係がなくとも、空港所在地でありますので、空港滑走路延長の要望も提出されておりますので、答弁は難しくても御見解を承りたいと思っております。また、失礼な発言もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

それでは、1項の滑走路端安全区域RESAについての国の通達を、県は関係市町村へ説明の責務について、空港設備は県の事業であります。壱岐空港は管理空港でもあるのに、国の航空法省令の改正の説明が平成31年4月に施行されているのに、4年間も説明されていない理由について下記の質問をいたします。

(1) 国の滑走路端安全区域RESA改正の説明が、県下、空港所在地の市にあっていないが、国の通達の責務と理由について、まずお尋ねをいたしたいと思っております。

壱岐市では、御承知のように壱岐空港の滑走路延長について、平成28年度から連続して知事要望として、市長、議長が代表され要望書を提出されております。知事は、要望は、毎回、厳しい回答ばかりで、市長も議長も議会も島民も希望が持てない状況であります。RESAの改正のことは、本年3月会議で植村議員の一般質問での空港整備方針の早期決定を県の港湾課に問い合わせたときにRESA改正を知り、植村議員もびっくりされたと言われておりましたが、私もそのことを知り、調べてみますと、この改正は平成29年4月に空港土木施設設置基準で指針が示されており、平成31年3月に空港法省令の改正が公布され、同年4月1日に施行されております。この改正法の施行により、全国の各空港においては、安全性を保証するための改正であり、RESA改正基準の不足する空港では、延長されたり、RESA改正の基準確認に動いております。

このような状況の中、国からのRESA改正の通達は、平成31年3月の交付の時点で、県にはあっているはずであります。国のほうから4年も過ぎてもRESA改正の説明はされていないが、県は関係自治体には説明の必要はないと思っておられたのか。

先ほども申しましたが、知事要望は、毎年行っていることは県の港湾課も御存じのはずです。国と県及び自治体は、国の通達を信頼と協力と連携で成り立っており、特に離島は、離島振興法と国境離島新法の支援により恩恵をいただき、人口減少をはじめ島民一丸となって取り組ん

でおり、県は小さなことでも県民に説明され、県は現在は情報時代であり、いかに早く情報をキャッチするかが行政であります。今回のRESA改正は、令和8年までに少なくとも着工と期限付きの改正であり、壱岐空港は端長で、1,200メートル級の滑走路であり、基準を確保するための方向性もあり、県の事業であるだけの考えだけでは済ませないと思っておりますが、今回のRESA改正の説明が4年間もなかったこと、また期限付きという事情について、市長には直接の責任はなくとも空港所在地の長としての御意見を伺いたいと思います。

次に、県の港湾課が、2月28日に来庁され、滑走路端安全区域RESAの改正の説明内容についてでございますが、去る2月28日に県の港湾課が来庁されたとお聞きしておりますが、この来庁も、植村議員が県の港湾課に問い合わせたこともあって県から説明に来られたものと思われませんが、来庁の際、壱岐市にRESA改正の説明をされていない理由の説明をされたのかお尋ねをいたしたいと思っております。

また、RESA改正での、令和8年までに着工が緩和され、実施設計でもよいとのことをお聞きいたしました。来庁された際に、これは緩和の件を説明されたのか、また、後日連絡があったのか、2点をお尋ねしたいと思います。

次に、3項の空港滑走路延長の知事要望とRESA改正の関連についてでございますが、壱岐市では、先ほど1項の中で申しましたように、知事要望の御回答を私が昨年の12月会議の一般質問で知事の回答を求め、報告いたしましたように、中村知事は滑走路延長には莫大な費用がかかる、費用対効果を見て非常に厳しい。また、どのような機種でも離着陸できる滑走路延長では、知事は、今は各離島でもこのぐらいの滑走路が欲しいと要望するのは通用しないと回答されておられるが、この時点で私は、滑走路延長は考えてない、延長は無理だなど思いました。要望は続けなければ諦めたら終わりで実現ができないということから、新大石知事にも要望されましたけれども厳しい回答は同じで、莫大な費用と国の採択条件が非常に厳しいとの回答がっております。

今思ってみますと、両知事の回答から見て、国のRESA改正の平成31年4月1日に施行され通達があつていることを御存じの上での回答であつたと思われました。毎回、壱岐市の要望の内容と知事の回答は、港湾課には伝わっているはずであります。

令和4年8月23日の空港整備促進期成会議に谷川先生も出席されて御挨拶がございましたが、私たちが期待している空港整備の話もなく、RESAの改正のほうは谷川先生が一番御存じのほうでございますが、説明はありませんでした。このようなことを思っていますと、両知事はRESA改正をお知りになつての回答であつたと私は思っておりますが、難しい質問と思えますけれども、市長の御見解をお尋ねいたしたいと思っております。

次に、4項の空港整備は県の事業であります。RESAについての方向性の説明と、早期

の協議会の開催要望についてでございます。RESA改正は県の事業であります。令和8年までに少なくとも着工することの説明が緩和され、その後、着工が実施設計でもよいとお話をお聞きいたしました。着工と実施設計とは相当の余裕があるように思われますが、実施設計ができれば、あとは見積りと入札の指名と入札、着工となりますが、それまでの工程が実施設計であり重要であります。

空港の滑走路の方向性、滑走路の延長、調査、用地交渉が大事で、それができれば見積り設計となりますが、それまでが簡単にはいかないと私は思っております。県の事業とはいえ、空港所在地の市の協力がなくしてはできないと私は思っておりますし、そう短期間でできる事業はありません。彦根市の要望もありますので、いろいろな意見もあると思います。方向の説明や協議会を早期に開催されるよう要望されるよう考えておりますが、市長の御見解をお願いいたします。

次に、5項のRESAの改正による現航空滑走路の要望の1,500メートル滑走路延長の比較についてでございますけれども、国のRESA改正による彦根空港としての対策は、期間もなく、現空港を含め、私の見方では3通りしかないと思っておりますが、彦根市が要望している滑走路延長と比較しますと期間が限定されるのが厳しいかと思っておりますが、1つ目の方法は、現空港の滑走路でRESA改正の基準値を延長する方法が一つ。2つ目は、現空港滑走路内でRESAの改正の基準の確保をして対応する方法、現空港の中でRESAを確保することと、3つ目は国のRESA改正に合わせて、彦根市の要望どおり滑走路を延長し、基準を満たす方法の3通りが考えられますが、一応、現空港の滑走路の長さは1,200メートル、海側のRESAが35メートル、丘側のRESAが10メートルで、全長は1,245メートルであります。基準では滑走路が1,200メートル、RESAが前後で180メートルで、基準の総延長は1,380メートルが必要であります。135メートルの不足なので、その分をどうするか。海上へ延長するかになります。

2つ目の滑走路の1,245メートルの内に対応すると、RESA改正の両方で180メートルが必要であり、滑走路の長さは1,065メートルとなります。現在のATRが安全で正常な状態でフライトできるのかが不安であります。これは専門家しか分かりません。

次に、1番と2番の滑走路が1,200メートルクラスであり、滑走路の中の幅は30メートルであります。左右の着陸帯も30メートルで、現状で可能ではありますが、3の彦根市の要望の滑走路延長の1,500メートル級がRESAの前後の180メートルを加えると、滑走路延長は1,680メートルとなり、滑走路より435メートルの延長であり、滑走路の幅も1,500メートルクラスでは幅が45メートル、左右の着陸帯が両方で90メートルで135メートルとなり、その分も拡張することになります。

知事の要望の回答された莫大な費用がかかり、その採択条件が厳しいとのことであり、それがありますが、県は調査する気もなく、令和8年の期日をただ待っているように思われます。令和8年の着工を実施設計に緩和されたとしても、期間が同じであります。設計するには、海底の地質調査をはじめ、工事を関係する調査、海であれば漁協の了解など、それができなければ設計も見極めもできず、実施設計ができなければ着工は入札関係だけで基礎調査が日程を要するのであります。

一度、現空港の滑走路をRESA改正の基準値を延長しても滑走路は1,200メートルであります。周りの現空港滑走路よりRESA改正分を確保しただけで、空港整備の進展はなく、将来の展望は望まれません。県知事は県のトップであります。国の法改正の通達をお知りにならないはずがないと私は思っておりますし、お知りにならないのがおかしいと私は思っております。

RESA改正の期限も残り2年余りです。市長もおっしゃっているように、根気強く要望をされ、壱岐市の将来のために頑張ってくださいたいと思っておりますが、残念ながら期間がありませんが、市長の御見解をお願いいたしたいと思っております。

私の意見は以上ですから、ひとつ御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上総務部長。

〔総務部長（中上 良二君） 登壇〕

**○総務部長（中上 良二君）** おはようございます。14番、市山議員御質問の滑走路端安全区域RESAについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の長崎県からの説明についてでございますが、県としては、平成28年度から滑走路延長に関する壱岐市からの要望を受けていることもあり、RESAの配置と滑走路延長は密接に関連していることから、これまで説明ができていなかったというのが現状であるといったお話でございました。

これまで説明がなされていなかったことに対しましては大変遺憾に思っておりますが、今後は壱岐市と調整して進めていきたいとこのことでございますので、連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

次に2点目の、本年2月28日の県担当者、県港湾課からの説明内容につきましては、先の令和5年3月会議の植村議員からの一般質問の際にも申し上げておりますが、平成31年4月に航空法施行規則に滑走路端安全区域RESAの規定が新たに追加をされ、壱岐空港の滑走路長1,200メートルの場合、90メートル以上のRESA区域が必要となり、経過措置が設けられているものの、令和8年度末までには少なくとも工事に着手する必要があるとの内容でございましたが、このことにつきまして、県からの情報では、少なくとも令和8年度までに実施

設計などに着手する必要があるとのことをございました。

説明がなされなかった理由につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

次に、3点目の知事要望との関係でございますが、本市といたしましては、今回のRESA対応を一つの契機として捉え、これまでどおり、どの機種でも離発着できる最低でも1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に向け、引き続き積極的に要望活動を実施していきたいと考えております。なお、知事の認識につきましては、分からないところでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目のRESAについての長崎県の方向性につきましては、今後、本市をはじめ、対馬市、五島市とも該当する市と協議、検討を重ねていきたいとのことで、方向性の具体的な提示等はないところでございますが、県港湾課といたしましては、物理的に可能な方向へ延伸することを一つの整備案として持っているとのことをございました。

また、協議会の開催要望につきましては、議員のお話のとおり同意見でございまして、早期の協議の場を設定していただけるように要望をしているところでございます。

いずれにいたしましても、県要望事項であります1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に係る調査費の予算確保、このことを改めて強く求めてまいりたいと考えております。

最後に、5点目のRESA改正と県知事要望の滑走路延長との比較でございますが、本市といたしましては、RESAの対応として、滑走路の両端に90メートルを確保するだけでは、現在の滑走路長1,200メートルと何ら変わりはないとございませぬので、単なる対症療法にすぎないと考えております。そうではなくて、これを契機として、壱岐市にとって極めて大きな課題である滑走路延長を前に進めなければならないと考えております。

今後も壱岐市が目指す、どの機種でも離発着可能な、最低でも1,500メートル以上の滑走路を有する空港の整備に向け、引き続き取り組んでいくという考え方に変わりはないとございませぬ。

以上でございます。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 追加質問をいたしますが、先ほど述べましたとおり、国の通達は県は市町村へ説明すべきと私は思っておりますし、特に空港の所在地は市町村の協力なしでは県の費用であっても進めないと思っております。今後、そうしたことがないようにやっぱり各市町村の協力と連携が必要だと、大事だと思っております。

それから、2点目の3月会議の植村議員の答弁の中で、前久間部長は、県としましては、先ほど総務部長がおっしゃったとおりでございますが、壱岐市からの知事要望において平成28年度から滑走路延長に関する要望を受けていることもあり、RESAの配置と滑走路延長が直接

に関連することから、これまで話ができておらず、今後、壱岐市とも調整をしながら進めたいとの内容であったと説明されておりますが、国からの通達から4年も過ぎて、今後、調整をしながら進めたいとは、期限もないのにどのような調整をするのかと私は不思議に思っております。

計画があつてないのか、そうした計画をどういうふうに、いつから計画するというふうな説明があつたのかどうか、来庁されたときにですね。それをまず尋ねたいと私は思っております。

それから3項目の、両知事はRESEA改正のことは知り切つての要望の回答であつたと思うと、非常に残念であります。市長、議長の要望書を提出されるときに、RESEAの改正を含めて説明されるべきであつたと私は思っております。そうすれば、4年も検討して、言えは何かの方向性が出てくると思つていますし、悪く言えばそのまま説明せずに期限切れとなるのを待っているようなように受け止められますが、これについても御見解をお願いしたいと思つております。

それから、4項目ですが、2項で説明のように、壱岐市との調整をしながらというのんきな気持ちで話されておられますが、早く協議のほう要望して、これを方向性、そして時期も近まつております。そういうことを検討しながら、壱岐の要望をできるだけ受け入れていただくように、早く、せつかくの要望ですから、それを発言させていただきたいというふうに思つております。

それから、5項目は、期限が近づくと、現空港でのRESEA改正の基準確保の検討するようになりますが、それでは今までの要望は何のためであつたのかということになり、現空港での改正では将来の空港の展望がなくなります。市の要望だけは、可能な限り続けていただきたいと考えております。

先ほど部長が言われたように、壱岐の要望を実行できるように頑張つて、現空港は、さっき申しましたように1,065メートル、両方のRESEAを取ると65メートルしかないわけですから、それではRESEAを延長しても壱岐の空港ということは変わりはないわけですから、できるだけその方面に頑張つていただきたいと思つております。何かありましたら。

**○議長（豊坂 敏文君）** 中上総務部長。

**○総務部長（中上 良二君）** ただいまの市山議員の追加の御質問にお答えをさせていただきます。

市山議員、お話しのとおり、この件につきましては、やはり県としても空港所在地の市の協力と連携というものが当然重要になってまいりますので、そのことにつきましては、今回説明が遅れたということもございます、やはり今後、県と市といたしましても連携を図りながら、できる限りの体制協力をしていきたいというふうに考えております。

また、国から、いつからその計画をするのかということの内容につきましては、前回の県からのお話でもまだそういった具体的な内容はございませんでしたが、令和8年度までに何らかの着手をする必要があるというようなことの説明があっただけでございます。

そして知事の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおりということで、ちょっと御理解をいただきたいと思っております。

今後の方向性や検討、壱岐の要望を受けてと、そしてまた将来の要望についてのことについての御質問でございますが、やはりこれ、繰り返しになりますけれども、この空港の整備につきましては、大変、壱岐市にとっても極めて大きな課題でございますので、知事要望と、議員御承知のとおり要望事項の上位に位置づけをいたしまして、取り組んできたところでございます。この空港の整備については、結局、長崎県ということになりますけれども、繰り返しですが、滑走路の延長など空港の整備については、県への協力はもちろん、壱岐市といたしましても一体となって取り組んでいきたいと考えております。

また、平成30年8月29日に壱岐市国境離島新法制定民間会議の空港整備促進期成会を立ち上げていただいております。その目的といたしましては、空港の整備等について、その促進を図ることを目的とし、空港の維持存続の促進に向けた取組の事業ということでされてあります。

昨年8月23日に行われた壱岐市国境離島新法協議会、民間会議・空港整備促進期成会総会においても、有人国境離島法の期限延長に加え、空港の整備について、最低でも1,500メートル以上の滑走路長が必要であること、この整備について引き続き積極的に行い、壱岐の空港の維持存続及び地域振興のため全力で取り組むことが決議文として採択をされておまして、本期成会をはじめ関係機関と連携を図りまして、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（豊坂 敏文君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 市山議員の御質問でございますけれども、このRESAの確保については期限がございます。したがって、県としては何としてもその期限に間に合わせるように、何らかの解決策を求めてくると思っております。しかしそこで、そのことで終わるんじゃなくて、先ほど総務部長も申しますように、あくまで私どもは1,500メートルの滑走路の確保について要望していくわけでございますから、このRESAの問題だけで終わるのでなくて、この問題を通じて、この解決と併せて、次の私たちの要望しております1,500メートルの滑走路の延長について、それにつながるようなことで、そういったことを模索してまいりたいと思っております。



○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、市長も総務部長もおっしゃったとおり、私もそのとおりだと思っております。ただ、これは期間がないわけです。昭和31年に施行されているわけですから、そのときから、さっき申しましたように、市長さんたちが要望に行ったときに、実はRESAの改正の話が出ておると、それを含めて協議しようじゃないかと知事が言うべきですよ。そういうことを隠して4年間もやらなかったということは、期日を待って、これ1,500メートル滑走路は無理だと頭に入れての答弁と、私は、失礼ですけども、そう思ってるわけですね。

今から2年で、どこに435メートルを埋め立てて、幅135メートル、200メートルの、ちょっと防波堤やら延長せないけんわけですから、それが地質調査を含め、用地交渉を経てやって、それが実行できるかということが私、心配してるわけです。それ、期日が、8年が、例えば、おまえたちが交渉しよんなら10年で延べましようかというようなことができればいいですけど、これがもうこれまでに、実施設計でもいいですから提出してくださいとおっしゃっておるわけですから。実施設計というのは、もう既に実地着工されるまでの資料ですから、それまでが大変ですと私は言っておるわけです。

それでは、その点、さっき開催説明、要望の開催を、そういう協議会を早めにしてくれんかと県に強く要望して、自分たちの1,500メートル滑走路を、どの飛行機でも着陸できるような滑走路の建設の要望を一生懸命、壱岐のために、将来のために、頑張っていたきたいと私は思っておるわけですから、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。これ、何遍言うたち一緒ですから、これで終わります。

それでは、次に2項の空き家対策特別措置法の改正案についてでございますが、政府は空き家の増加による危険家屋に歯止めをかけようと、空き家対策特別措置法の改正案を3月の国会に提出され、4月末にも審議し、2023年度中の施行を目指すとしております。

政府は、人口減少と高齢化、後継者不足と、特に離島僻地は管理不十分で老朽化し、近隣圏で被害を与える家屋が増加しております。このような状況を考慮し、管理が不十分な建物を新たに管理不全空き家と規定し、税の優遇措置を解除できるようにする、所有者に空き家の早期処分や適正管理をする狙いがあるとしておりますので、次のことについて質問をいたします。

（1）の、壱岐市にはこの空き家対策特別措置法の改正案の管理不全空き家規定の施行について、情報はキャッチされておるのかどうかをまずお尋ねをいたします。

政府は2023年度中の施行を目指しているので、早く調査の準備に取り組んだほうが私はよいのではないかと思っております。

このことについて、（2）の、現在の特別措置法は2015年に施行され、倒壊のおそれのある建物を特定空き家と規定して、市町村の改善指導を行ってこられました。2018年の総務

省の調査では、居住目的のない空き家は、全国に349万戸もあり、1998年の20年前より1.9倍増加しておりますが、その内容管理状態の空き家は、20万個以上あるのではないかとされておりますが、実際はそれ以上あるだろうと言われております。

(1)の関連のようですけれども、詳しく調査するためには、居住目的でない空き家の数、老朽化により危険空き家の数、特に近隣から危険性を与える問合せが何件あって、そして市のそれに対する対応について、現在の措置法では十分な説明、回答は難しいと思いますけれども、改正後にどういうふうにやっていくかということをお尋ねしたいと思っております。

次に、(3)の固定資産税の改正と壱岐市の支援については、空き家が増える要因の1つが、1973年、昭和48年のオイルショックの年、今から50年前に住宅不足の解消を目的に導入された固定資産税の住宅用地特例で、住宅が建つ土地の固定資産税を最大6分の1に減額する措置法で、解体して更地にするよりもそのままにしておいたほうが税金が安くなるの特例が一因であると言われておりますが、次の要因は、所有者には解体して近隣や環境的には解体の気持ちはあっても、物価の上昇に、解体費も高額であり、多額の負担に応じきれず、そのままのうちに第2の要因であると思っておりますが、私が所有者から相談を受けてもどうしようもない、支援を求める声は多いようでございます。

この空き家対策特別措置法の改正案が施行されれば、この支援策に取り組んでいただきたいと思っておりますが、壱岐市でも壱岐市老朽危険家屋除却支援事業補助金を実施し、交付するようになっており、補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額として50万円を上限とされておりますが、東京都西東京市では、改正を前にして、今年4月に特定空き家の所有者に解体費の5分の4を助成する制度を実施し、神戸市は特定空き家でなくても、旧耐震基準の建物についても、解体費の3分の1を補助するとしておりますが、今後は所有者の解体が大きな負担であるので、壱岐市もこの改正に伴い、解体の補助金を、今、財政難で大変と思いますが、坪数にもよりますけれども、増額を予算化し、近隣にも危険が及ばない安全対策の支援も必要と思っておりますが、この点について市長の御見解をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 中上総務部長。

〔総務部長（中上 良二君） 登壇〕

**○総務部長（中上 良二君）** 市山議員の2番目の空き家対策等特別措置法の改正の施行についての内容につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1番目の国の空き家対策特別措置法の改正案の管理不全空き家の規定等の施行の情報等についてということでございますが、議員お話しのとおり、空き家対策をめぐっては、2015年に施行された空き家対策特別措置法で、放置すると倒壊のおそれがあるなど、特に危険性が

高い物件を特定空き家として認定し、除去することができるようになりました。

しかしながら、依然として空き家が増え続けていることから、特定空き家になる前の段階での対策強化を盛り込んだ改正法が6月7日の参議院本会議で賛成多数で可決成立をいたしました。このことにつきまして、3月3日付で、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定された段階で、県より周知文書が届いております。

改正法の主な内容の1つとして、放置すれば特定空き家になるおそれのある物件を管理不全空き家と指定し、状況が改善されない場合、固定資産税の住宅用地特例6分の1に減額の方を解除することとされております。

次に、2番目の総務省の2018年の調査では、居住目的のない家は増加している老岐市の老朽化による危険空き家の数、特に近隣に被害を与えるおそれのある危険空き家等、また、危険性の問合せの数の調査についての御質問でございますが、本市におきましては2018年、平成30年3月に老岐市空き家等対策計画を策定をしており、その当時の調査結果では、1,017件の空き家を確認をいたしております。

その内訳といたしましては、居住不可能な物件が150件、一部修復すれば居住可能な物件が361件、居住可能な物件につきましては411件、確認不可につきましては95件という結果でございました。

居住不可能な物件150件のうち、特に近隣に被害を与えるおそれのある物件が46件でございました。また、これまで市に問合せや対応の要望が上がっております危険家屋の件数は133件でございまして、そのうち60件が修繕または解体され、解決をいたしておりますが、73件が未解決でございます。

なお、老岐市空き家等審査会で審査され、危険家屋に認定された物件で、建設課が所管する老岐市老朽危険家屋除去支援事業を活用され、解体された実績は、平成25年度から令和4年度の10年間で35件であります。

今後といたしましては、改正法の施行に合わせまして、これまでの手続の見直しを図り、加えて、老岐市空家等対策計画が策定から5年経過をいたしますので、空家等対策計画の担当部署である危機管理課、空き家バンクの担当部署である政策企画課、そして老朽危険家屋除去支援事業の担当部署である建設課、この3課でこれまでの取組状況や現在の課題について情報共有を図りまして、同計画の改定を図るところでございます。

次に、3番目の固定資産税の改正と老岐市の支援についてでございますが、1番目の答弁でも、最初の答弁でも申し上げましたが、放置すれば特定空き家となるおそれのある管理不全の空き家に対しまして、管理指針に則した措置を市町村から指導勧告を行い、勧告を受けた管理不全の空き家は、固定資産税の住宅用地特例である6分の1等の減額を解除することとなって

おりますが、今後、国からの詳細な通知により対応することになると考えております。

また空き家に関連して、法務省では、相続を契機に土地を望まず取得した所有者の負担が増すことで管理の不全化を招いていることから、所有者不明の土地の発生を抑えるため、相続または相続人への遺贈により取得した土地について、所有者の申請により承認された場合には土地を国に引き渡すことができる相続土地国庫帰属制度が創設されておりまして、法務局において詳しい内容のお知らせがなされております。

以上、3つの内容について答弁をさせていただきましたが、建設課における老朽危険家屋の除去に対する支援事業について、実績など一部触れましたが、その制度について引き続き私のほうからお答えをさせていただきます。

平成25年度から、老朽化し、危険な家屋などの除去を行う方に対しまして、壱岐市老朽危険家屋除却支援事業を実施しております。これ、先ほど市山議員のお話のとおりでございますが、支援の対象となる建物につきましては、木造または鉄骨造りで、過半が住宅として使用されていた建物で、壱岐市空き家等審査会が管理不全な状態にあると認め、指導または助言を行ったもので、なおかつ国が示す空き家実態調査票に基づき、現地において損傷状態を調査し、その結果、住宅の不良度判定が100点以上の建物に対し除去の支援を行っております。

補助額につきましては、除去にかかる費用の10分の4で、上限額を50万円といたしております。これまでの実績といたしましては、ただいま御説明いたしましたとおり、平成25年度から令和4年度までの10年間で35件の支援を行っております。

なお、本事業の補助の内容につきましては、今後、検討するということになろうかと思っております。

引き続き、安全かつ安心な住環境づくりを推進してまいります。

以上でございます。

〔総務部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 丁寧に説明をありがとうございました。

これだけの壱岐市にも危険家屋があるということで、私も今感じたところでございますが、都市部では、住宅の密集地の関係もあり、制度は地域の差はあると思いますが、国交省は、2019年度に実施した空き家所有者の実態調査では、約半数が解体費用をかけたくないとの声が多く、今後、団塊の世代が、先ほど言われましたけど、相続の問題ですが、団塊の世代が後期高齢者となり、子どもたちが島外に居住しているなどで相続が大量に発生すると予測される中、住まいの終活に向けた政策が重要になってまいります。

壱岐市では、集落の近隣の空き家の危険性も空き家対策特別措置法の改正案の施行に合わせ

て調査を実施することが必要と思いますが、それに空き家の老朽化は、2集落ではシロアリの発生、いろいろな害虫など、あるいは不良材料の不具合、悪臭など、衛生上にもよくないことが多くなっております。在部の空き家では野良犬の住みかやリスの住みかとなっており、農産物にも影響が出ております。それと火災にも用心しなければなりません。

そうしたいろいろな障害があつてまいりますので、空き家対策に老朽化で倒壊している家屋等の処分を進めていただきたいと思います。今後、なかなか難しいことがございますけれども、そういうことを今から実施していかないと、後継者不足の世の中でございますから、ひとつ市のほうも頑張りたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。いろいろ御答弁ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 音嶋 正吾君） それでは、10番、音嶋正吾が一般質問をいたします。

今日は久々の登壇でありますので、議長の呼名に大きく声を出しました。何ともすがすがしい気持ちであります。

今日は市長に対して、本日まで合併20周年を迎える中の15年6か月を、市政を担当してこられました。

その中で、非常に目まぐるしい社会変化の中、そしてそうした中、市長は人生の糧として、座右の銘として、進取というのを常日頃から口にされております。そして、市長のホームページもそのことが記されております。これを改めて、今、辞書で引いてみました。自ら進んで物事に取り組むことというふうになっております。そうした中、今、開発可能な目標として、将来目標として、SDGsが高く叫ばれております。

私は、この壱岐の島の中で、誰一人取り残さない、見捨てない政治の実現にはどうあるべきかということにスポットを当てて、今回は市長と論じてみたいと考えております。

通告書の中には、また音嶋正吾が嫌みを言うなというような通告の過激な内容もあろうかと思いますが、そんなことはありません。この15年6か月市政を担うにあたって、市民に対して税金を皆さんから徴収して、我々その税金で生活を立てております。我々議会、そして皆さん公務員というのは、その付加価値をつけて市民に返してこそ初めて誠意であると、私はそう考えております。その基本理念を、私はこの本で改めて確信をしました。これは、兵庫県明石市の泉房穂市長の本であります。

昨日、白川市長に、「市長さん、読んでみられませんか。」と言った。市長は何て言われたか。「私はけんかは嫌いです。」と。このタイトルは、「政治はケンカだ！」となってる。私は大いに議論の戦いがあってしかりと思います。そうした政治をすることにおいて、より市民に密度の高い、心から気配りのできる政治の醸成が図られるものと確信をいたしております。

今現在、特に、コロナ禍に入りましてから急激と申しましょうか、AI、デジタル社会の急速な発展を見るようになっております。市長も国の施策に準じて、どんどん進取の名にふさわしく、進取の名に恥じないよという事で、どんどん改革をされております。それはあくまでも行財政改革の一環であり、本当にその改革が壱岐市民の皆さんと響き合っているのかということには、私はクエスチョンを出したい、そのように考えております。

まず、第1点目に、私は壱岐市がどんなふうな島になっていけば一番いいのかというところ。それは当然のことで、壱岐市に住みたい、壱岐市に住み続けたいという人間が1人でも多くなれば、税収も増える、マンパワーも増える。そうした、私は住民満足度を高めることが一番その地域に対して寄与するものであると考えます。

それで、単刀直入に通告の件に関してお尋ねをいたします。

市長就任以来、幾多の苦難を乗り越えてこられました。私利私欲、既得権を有する団体と密になることを避け、密になることを避けですよ、市民ファーストの政治に専念されたかどうか。自分の自己評価というのは難しいものです。評価は人がするものでありますが、胸を張って宣誓をしていただきたい。

3点目。市長の政策手法として、政策の立案過程において、島外の企業、著名人材、大学等々との包括連携協定、提言を採用し、壱岐市に取り込んでいくという企画を私はつぶさに見てまいりました。そのことに対しては苦言を私は呈したい。日頃から疑心暗鬼に考えておりました。企画というのは、ここに住む人間が叡智を結集し、汗を出しながら、そして企画し、それを実行に移す。知行合一の原初こそ、私は身になるものであると考えております。今までの取組に対する市長の考えの一端をお述べください。

通告の4点目といたしまして、2000年に施行されました地方分権一括法では、地方への権限委譲が明文化されております。地方分権を推進するという国の中央集権体制からの脱却を

図ろうといたしました。それがそうではない。国、県、上に対してぺこぺこ、上下主従の関係が非常に密になっておるような感じがいたしてならない。対等協力関係は、この一括法の中に明記されております。国が市に対して、強権的に権力を行使することがあってはならない。

地方分権社会の今日、彦根市独自の政策提言、立案をすることが、本当のその地域の振興に寄与するのであると。そういう点からも、市長は今言いましたように、市小学校単位で、全て自治はその地域に任せますよという取組をされておるのではないですか。どんどんはっきり物を言っていたきたい。

この泉市長は、どれだけの条例をつくり、どれだけ国に刃向かって実現しておられますか。僕はね、本の中身から実績で勝ち取ったんです。3期間で勝ち取ったんです。暴言も吐いて、自分から辞職してでも、また次の選挙に勝った。これぐらいに腹を据えた地方自治体の長であるから改革ができるんです。私はそのように考えております。

そして、次にマイナンバー制度の件に関してお尋ねいたします。市長は肝煎りで大いに推進されておりました。それは、国が推進するから、市も当然協力、推進をせねばならないということがありました。

国はマイナンバーカードを推進するため、ポイントを出すと。その金はなんと2兆円ですよ。2兆円の金、あめをくれて、ほらどんどん加入しなさい。約、今、日本全体で9,000万ぐらい登録をされておるやに記憶をいたしております。正式な数値は私も頭の中に入れておりません。

そこで、現在の彦根市のマイナンバーカードの加入実績、そして彦根市は高齢化率40%にも近い。そうした高齢者が非常に多い。そして私たちも、このITとか、そういうのにね、おっくうでありまして、なかなか乗取りませんよ。果たして本当に実際にできるのかという不安があります。そのサポート体制についてお尋ねいたします。

仮に、これは電源や何や、要ると思います。地震国日本で、果たしてそういうパニックは起こらないのか。今の健康保険証をなぜ一元化しないといけんのか。そんなことも非常に不安でならない。どっかすぐ大臣は鬼の首を取ったように、免許証まで最終的には一元化しようと、恐ろしいことである。こんなことが許されていていいんですか。中央集権国家そのものでないですか。

以上の件に関して、市長、時間はゆっくりおあげいたしますから、自分の実績と至らなかったことを含めて、反省することも含めて、答弁をお願いします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 10番、音嶋議員の御質問にお答えします。

誰一人見捨てない政治の実現について、4項目でございます。1項目めから3項目めまで、私は御答弁申し上げて、4項目めについては担当部長の方から御回答いたします。

まず、1項目め及び2項目めは、誰一人見捨てない社会の実現に結果を示せたのか、またその具体例は。そして任期中、ただひたすら市民ファーストを貫徹したと自負できるのかという御質問でございます。

誰一人見捨てないということではなく、誰一人取り残さない社会の実現と表現させていただきたいと思いますが、これは政治家であれば、誰もが理念として持つべきものであると考えております。

しかし、世界の歴史において、誰一人取り残すことなくという目的を達成した政治家は、誰一人としていない究極の目的だと考えております。議員御承知のとおり、誰一人取り残さない社会の実現は、今や世界各国共通の目標として掲げられているSDGsの基本理念であり、本市においては、いち早く第3次壱岐市総合計画のスローガンとして取り入れ、積極的に取り組んでいるところであります。

そこで、このような社会の実現に結果を示せたか、具体的事例をとのことでございます。

私は、平成20年4月に市長に就任いたしました。平成23年にはテレビがアナログ放送からデジタル放送へ切り替わる直前のタイミングで、島内全域への光ケーブル網を整備し、同時に壱岐市ケーブルテレビ局からの再送信により、福岡放送、長崎放送ともに、難視聴地域の解消が実現できました。このことは市民生活の利便性の向上につながり、さらには企業誘致や、現在進めておりますテレワーク、DXの推進にも大きく寄与している事例でございます。

平成27年には、壱岐市民病院の長崎県病院企業団への加入が実現し、市民皆様の日頃の通院、入院等の地域医療を担う中核病院としての役割はもちろん、新型コロナウイルス感染症への対応では、国、県等との連携をはじめ、最前線でその対応に当たっていただくなど、市民の安全安心を担保する医療施設として、その存在がひととき重要なものであると認識をいたしております。

また、5年間の全国離島振興協議会会長在任の中で、国会議員皆様の御理解を得るために要望活動を繰り返し、衆議院議員谷川弥一代議士の強力なリーダーシップの下、平成29年4月、待望の有人国境離島法の施行による航路、航空路運賃の低廉化、いわゆるJR並み運賃が実現し、私たち離島民の市民生活に直結する施策の実現に寄与することができました。

このほかにも、一支国博物館の開館、イルカパークのリニューアル、認定こども園の設置、中学校統廃合による中学校規模適正化、自治基本条例の制定とまちづくり協議会の取組、特別養護老人ホームの民間への経営移譲、学校法人岩永学園こころ医療福祉専門学校開校等、実現したところであります。

また、産業の振興として、有人国境離島法による輸送コスト支援、農水産物全般の移出に係る輸送コスト低廉化や、壱岐市ふるさと商社の開設、壱岐焼酎ブランド化プロジェクトとして



のPR、販路拡大、ゆず生産組合等の6次産業化支援、和牛100頭規模の繁殖経営育成、漁業者への継続的な支援等、各種産業の振興へ取り組んできたところでもあります。

新型コロナウイルス感染症については、いち早く感染症危機管理対策本部を立ち上げ、対策を講じるとともに、緊急経済対策会議を開催し、経済団体等の御意見を受け、商工、観光等、各種経済対策に取り組んできたところでもあります。さらに、現在推し進めているエンゲージメントパートナー制度は、将来、必ずや壱岐市の大きな財産となり、本市の振興発展につながるものと確信しております。

種々申し上げましたが、私は、平成20年4月18日、市長就任以来15年間、壱岐市長として真摯に壱岐市発展のため、そして将来の壱岐市のために何でもやる。まさに進取の気持ちを心の大きな柱、信念として取り組み、同様に職員にもあらゆる機会を逸することなく、壱岐市のための施策に取り組むことを求め、職員も懸命に業務を遂行してまいりました。併せて、議会並びに市民皆様の多大な御理解、御協力を賜り、市政運営に邁進してきたところでもあります。

これらの根底には、常に市民皆様の暮らしの向上があり、全ての施策は、本市の振興発展につなげるためのものでございます。この信念は揺るぎないものでございまして、今後もこれまでと変わることなく、第3次総合計画に掲げる誰一人取り残さない社会の実現に邁進してまいります。

御質問の趣旨は、これまでの15年2か月間の自己評価とのことでございますが、ただいま申し上げたことが全てでございます。

3点目の、市長の施策は、島外企業、著名人材、大学との包括連携協定、提言受入れを主としたものが多い。壱岐市民に受け入れられる企画には程遠いものが多い。いかように評価されているのか。その実現実績についての見解はどの御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、壱岐市の根源的課題は人口減少と高齢化であります。しかし、これは本市だけでなく、日本全体が直面する課題でもあります。このような社会構造の中、第3次壱岐市総合計画で、本市が目指す基本的スタンスは、人口が減少しても持続可能で豊かに暮らせる社会経済をつくることでもあります。これを実現するためには、島外から人、知恵、金を呼び込むことが重要であります。そのようなことから、将来の壱岐市を見据え、持続可能な地域の発展や、さらなる産業振興を目指すため、島外企業、専門人材、大学との包括連携協定等を積極的に実施しております。

このきっかけとなりましたのは、御承知のとおり、平成27年に締結いたしました旧富士ゼロックス株式会社との地方創生に向けた連携協定がスタートであります。対話の手法を導入し、壱岐の未来について、壱岐市民皆様の意見を政策に反映する仕組みづくりを開始しました。初年度の対話会において、出てきたアイデアに対し対話を重ねた結果、壱岐テレワークセンター

の開設に至ったところであります。この施設は、新型コロナウイルスが世界的に流行し、これまでの生活様式が大きく変化する中、テレワークや在宅勤務といった新たな働き方改革に即座に対応できる施設として活用することができました。

さらにその後は、より有利な国の交付金を活用し、民設民営のテレワークセンターを含め、合わせて9か所にコワーキングスペースを開設するなど、場所にとらわれない柔軟な働き方、暮らし方を実現できる島として、企業誘致や関係人口の創出に大きく貢献できるものと考えております。

また、この対話会には、これまで参加者の5割を超える多くの高校生が参加しており、壱岐高校では、イノベーション教育、未来をつくるアイデアを創出する教育でございますや、探究活動。壱岐商業高校では、会社を起こす、いわゆる起業体験プログラムへと進化しております。若い世代の教育の質の向上にもつながっているものと認識いたしております。現在でも、多くの高校生や自分のやりたいことを実現したい市民の方など、様々なアイデアが発信される場として御参加いただいていることは、一定の評価ができるものと考えております。

また、全国1,788市区町村の競争が激化する中で、選ばれる自治体になるためには、知名度も必要でございますけれども、それ以上に何をしようとしているかを理解してもらう認知度の拡大が重要であります。その対策の一つとして、昨年10月から開始したのが、エンゲージメントパートナー制度であります。対価を支払い、業務契約する官民の関係性を超えて、お互いのため貢献し合う共創の関係性を築くことで、より効率的に人、知恵、お金を壱岐市に取り込んでまいります。現在、18組織とパートナーを締結しており、今後も順次締結していく予定であります。

制度開始から半年余りで、具体的な取組はこれからであります。幾つかの実績について御紹介いたします。

人の取り込みの事例といたしましては、株式会社ペンシル、株式会社n i j i t oの2社は、それぞれ70名を超える社員研修を実施しております。日本旅行は社員研修以外に、この7月20日から22日に、東京の豊島岡女子学園中学校3年生が来島しますように、関東、関西から教育旅行の誘致をいただいております。

知恵への取組事例といたしましては、慶應義塾大学SFC研究所玉村教授による職員の人材育成。日本郵便からは、社員を派遣して地方創生を研究いただいているほか、先日締結した(株)クボタは、これまでのスマート農業、アスパラでございますけれども、研究成果を本年度から石田町の遊休ハウスを利用し実装をいただくこととなっております。お金の取組事例といたしましては、富士フイルムイノベーションジャパンや、ナイスモバイル等が1,000万単位の企業版ふるさと納税を検討中でございます。

このように、島内への波及効果はもとより、J A 壱岐市が掲げております離島農業日本一等の高い目標も、パートナーの力を借りることにより、実現がより近づいてまいります。また、各分野において、強い発信力を持つ企業等から壱岐市の情報を発信していただくことも、本制度の大きな利点の一つと捉えております。

予算もマンパワーも限られた本市だけで課題を抱え込まず、豊かな人材と知見、資本力を持つ企業等と連携していくことで、市民お一人お一人の幸せの実現を目指してまいります。

4 項目めについては、担当部長がお答えいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 10 番、音嶋議員のマイナンバーカードに関する御質問ですが、甚大な災害発生時の対応については総務部となりますが、私のほうからまとめて答弁させていただきます。

本市のマイナンバーカードの加入状況でございますが、6 月 11 日現在、壱岐市の交付率は 79.5%でございます。ちなみに、長崎県としては 74.9%、全国におきましては 73%でございます。

次に、高齢者が多数存在するが相談窓口はということでございますが、カードの交付につきましては市民福祉課が所管であり、ほか 3 庁舎でも行っております。交付に関しましては、カードの性質上、本人確認が必須であり、困難事例も多くあっており、また運用に当たっても幾つかの問題が発生している事例が報道をされ、日々多くの相談、問合せ等っておりますが、その一つ一つに担当職員は丁寧に、そして適正に対応していると認識をしております。

次に、甚大な災害発生時の対応は可能なのかについてでございますが、マイナンバーカードは、社会保障、税、災害対策の 3 分野での活用が進められており、災害対策の分野では、被災者生活再建支援金の支給や、被災者台帳の作成での利用が認められております。しかし、これは災害発生直後の避難、安否確認、避難所生活、各種行政支援の手続、仮設住宅の生活、災害公営住宅の生活など、災害対応の全体工程のごく一部であり、災害発生直後の応急期から復旧、復興期までの時間の一断面にすぎないと考えます。現在、マイナンバーが防災上の効果を発揮するためには、災害発生後の対応を効果的にするとともに、どのように被害抑止や軽減に貢献できるのか、国または大学等で研究が進められているところであり、その動向に注視をしております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 市長から、実績とその評価がお述べになりましたが、皆さんはどういうふうに、市民の方は捉えられたのでしょうか。私は、市長が述べられるように、老岐市に住む我々には、ぴんときません。合併して本当に質のいい老岐市政が出来上がったなどというには程遠い感じがいたしました。相互間の触れ合い、そして住民とのディスカッション、そうした温かみがだんだん薄れていってると、そういうことが思われてなりません。

昨日、教育長のほうからお述べになりましたが、いろいろ島外から人間をぼんぼん入れたとて、どれだけ定着人口、交流人口は確かにね、定着人口が増えるのか。

高校生で老岐島内に、たしか私が、聞き間違いかもしれませんが、20か21名ほどですか、就職していないと。それはなぜか。やはり、この島に住んで生活をできる、これだけの生活ができるという、小さい頃からのやはり教育、そうしたものはね、もう高校になれば遅いんです。私はそのように思います。

都会の方をね、どんどん交流人口を入れても人口は増えません。その証拠に、老岐市で昨年お生まれになった子どもさんたちは122名ですよ。いいですか。日本でいいましたらね、昨年、お生まれになった子どもさんが77万747人ですよ、47都道府県の中で。政治家は何をしてあるのかと言いたいよ。ちゃんとね、データで載ってるんです。平成3年には何人になったと。こういうように先に手を打つべきでしょう、先に。これは老岐市のデータですよ。分かってるじゃないですか。

幾ら目先のことに捉われてやってもね、この島の持続可能性というのは、私は本当にね、危惧しております。最終的には、自分たちのふるさとがしょぼんでしまうんじゃないかと。このことをね、若い世代にもう少しね、言い伝えてくださいよ。きれいごとじゃ終われませんよ。包括連携協定を結んだからどうなる。ここに住む市民が本当に幸せを感じて、人は集まってくるんじゃないですか。

市長、今、市長は老岐に満足しておられますか。僕は風土的には満足してますよ。私はね。この老岐よりいい島はないと。私も学校に出た間以外は、全部老岐にありますから。どうかしたいんですよ、この島を。都会で企画した人間が、何が老岐の本当のことを分かりますか。ここに住みついてた人間が、一番本当のことを分かるとるじゃないですか。そうしたらみんなが集まって企画をつくって、初めて地域の振興発展に寄与すると、私は声を大にして言いたい。

市長の実績も一理あります。あります。それが市民皆さんと、果たして「おおい」と言えば「おおい」と答えるこだま、響き合うかどうか。自己満足では困ります。だから、いかに行政の中で住民満足度を高めていくかということをお大切に思う。どんどん市長、今後は住民満足度調査をしてね、住民に寄り添う施策を、そこに住んでる人間が豊かにする、そうした政策

を、対応をしていただきたい。それも総合計画に準じてお願いをいたします。

音嶋正吾が変なことと言うなど、あれ分かつたらんなど言っただ、私にとっては住みやすい島とは、皆がディスカッションをできて、余ったものは譲ってやる。例えば、トリクルダウンの法則とありますね。上にグラスを注ぐ、そしたらそれが昔は裾分けでずっと広がっていく。今そんなことはない。一部の富裕者は食たうえ食う、腹ん悪うなるだけ食う、そんな時代になつとる。情けない時代であります。自分さえよければ、そのときだけよければ、金さえよければ、三だけ主義、そんな島にしてほしくない。壱岐の島というのは、人情味厚い島であり、そして一人一人皆さんと手を携え、昔でいうと、結いをしながら皆さんで協力し合っ、今そんなことはない。自分さえよければ、金さえよければ、そんな社会と決別をしていただきたい。

私は今回の一般質問で思うことは、行財政改革の何、アナログがどうのこうの言われました。便利になります。便利な反面、仕事もなくなるわけでしょう。それは人間が少なくなるから、それに対応しているんじゃないかというような反論をされるかもしれないかもしれませんが、そうじゃない。私はそのように見ますよ。

光が当たるということは、影があるということですから、そうでしょう。世の中にもそうじゃないですか。先進国のおかげで後進国がどれだけ苦しい思いをしていますか。その基本姿勢は、SDGsにうたっておるじゃないですか。

くどくど申しません。私はもう少しね、人情味にあふれる、一人一人が主役の島であり続けてもらいたいと思うんです。そういう壱岐の島には、素晴らしい風土が残っていたんです。それをね、全てIT、AI、それが決めてしまう。イエスかノーか。人間を度外視するようなことがどんどん起こつとる。それを政治家が奨励をしようとする、恐ろしい時代ですよ。恐ろしい。

私ね、市長にもうこれ以上答弁を求めません。市民をね、もう少しここに住む市民を豊かに、そして思いのある壱岐市民に、もう一回掘り起こしてもらえませんか。そういう施策をしてください。あなたはね、総理大臣より偉いんでしょう。総理大臣は議員内閣制でなった人、あなたは大統領なんです。条例の改正から予算の調整、人事権まで、全てあなたは提案権あるんです。議院内閣制は、それはないんだよ。それぐらいのトップの指示というのは、皆さんの幸せに直結するんです。それを変なほうに使ったら、暴挙に使ったら大変なことになる。それは、そんなところではないかと信じておりますが。

市長、ここで答弁を求めましょう。私1人ね、わいわい、わいわいしゃべりますから、俺にも言わせろという気持ちがあるでしょうから、どうぞ。

**○議長（豊坂 敏文君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 再度、冒頭のフレーズと最後のフレーズを言わせていただきたいと思

います。誰一人取り残さない、市民皆さんが全て満足ができる、そういった政治をしたい。これは究極の政治家の目的、私の目標でございます。しかし、先ほど申しましたように、世界の歴史の中でそれを成し得た政治家は誰一人としておりません。しかしながら、私は市民皆さんが幸せになる社会をつくる。その信念は変わっておりませんし、もちろん変わることもございません。

そして最後に、最後のフレーズでございますけれども、音嶋議員は、壱岐のことは、壱岐の人間で解決するんだというお考えです。もちろんです。もちろんですけれども、申し上げましたけれども、限られた資源、人材で、あがいてもあがいてもどうしようもないんだと。だから、外からの知恵、人、金をお借りして、そして何とか現状を打破しようという、その考えが私の考えです。

もちろん音嶋議員がおっしゃるように一生懸命自分たちで考えます。しかし、それでは限度があるんだと。そこを私は外からの人、知恵、金に頼りたいと思って、今のエンゲージメントパートナー制度を構築をいたしております。

どうぞ、そしてまだ壱岐市が本当に明るい、楽しい島にしたいと。確かに私がさっきおっしゃいますように、一番の権限がございます。しかしなかなか、そうは思いながら、十人十色いろんな考えがございます。こうすれば、やはり反対もあります。当然です。政治はけんかでございます。

しかし、もし音嶋議員が、こうだ、こうすればいいんだ、特効薬的な妙案をお持ちだったら、ぜひお教え願いたい。私はそれを実現できる力がありますから、どうぞおっしゃってください。よろしくお願いします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 音嶋議員。

**○議員（10番 音嶋 正吾君）** 市長が言われるよう、外部の皆さん方の博識、見識から、やはり学ぶということは必要です。それは、私は否定はしません。しかし、そのバランス感覚ですよね。それをつくり上げる時の仲間、そういうのはこの壱岐の島の中で練っていただきたい。そのまま取り入れてどうします。逆参勤交代、なんな。もう言葉は本当に響きますよ。果たして本当にそうなとつとね、あんたって。あんたお金もろうて、幾ら還付しようとな、どれだけの経済効果があるとね、僕たちは言いたくなる。

自分たちの島は自分たちでつくりましょう。だから外から学ぶということに関しては、私は否定はしません。市長が言われる。

そして最後に、もう時間ありませんので、最後にこの本で一番大切なこと、しびれたことを言います。僕たちもそうありたいなと考えとる。こういう文脈を紹介します。

市民から預かっている税金を、そのお金で賄われている市長をはじめ公務員が知恵と汗を絞

り、市民に付加価値をつけて戻していく作業。これは、私は地方自治の今、姿ではないかと、皆さんも市民ですよ。そういうことです。だから全ての人がチームになり、よりよい自治をするためにやっていかねばならないと。

私たち市政の、市政に参画をさせていただき議員として、本当に一人一人の責任の重さ、重責を感じながら、今日も一般質問に立ちました。私も丈夫な体ではありませんが、力の限りを、情熱の限りを皆さんと、市民の皆さんと共に尽くしていきたい。そんな思いで一般質問を終わります。御清聴いただきましてありがとうございます。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時46分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、森俊介議員の登壇をお願いします。

〔森 俊介議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 1番、森が通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の質問です。いきっこ留学のこれまでについて。

いきっこ留学を始めてから今まで、老岐市にあった具体的なメリットについて教えてください。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

○教育長（山口 千樹君） メリットについての御質問でございます。お答えいたします。

いきっこ留学の目的が、まずは教育的効果を狙ったものでございます。それですから、なかなか具体的なメリットというのはお示しにくいところでございますけれども、老岐市への主なメリットとして、次の3つぐらい挙げられると思っております。

第1に、留学生が来なければ出会うはずがなかった市外の子どもたちと交流することが起こります。そのことによって、市内の子どもたちの視野や価値観が広がる、心が育つというような機会があるということでございます。

第2に、複式学級が解消されたり、クラス数が増加したりするということがございます。

第3に、部活動などのメンバーが増えて、活動が活性化することが挙げられます。

このほかにもたくさんあると思いますけれども、大きなものとしてはその3つでございます。

第1については、これは子どもの行動とか、それから発言からしか推測できないんですけれども、学校の先生などに聴き取りますと、非常に効果大きいということは見えております。

それから第2のほうは、この5年間に複式学級が解消された例が2例ございます。それから、学級数が増加した、1クラスのところが2クラスになったというのが2例ございます。計算上、複式学級が1学級解消されますと、先生が3人増えるということがございまして、そういったことも間接的な効果になると思います。学校としては、マンパワーが増加して教育の質が向上するということになります。

第3については、一つ一つ把握しておりませんので、数値的なことはお答えできません。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいた効果について僕も推測するところでありますし、恐らくそういった良い効果があったんじゃないかなというふうには思っております。

もし分かる範囲で構わないので、実際に金銭的な部分で、金額として、このいきっこ留学が行われることによって、このぐらいのお金が壱岐市に、存在しなかったお金が落ちましたよとか、そういったところで把握されている部分がありましたら、御答弁お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 目良教育次長。

○教育次長（目良 顕隆君） いきっこ留学における経済効果の額ということでございますが、ただ今正確な数字を示すことはできませんけれども、留学生の壱岐市での生活に係る経費で考えますと、市が委託料として、また補助金として、里親や保護者へ支給している額、令和4年度は、1,316万8,000円でございますが、これが留学生の食費などとして、市内で消費されていると捉えると経済効果と考えられます。

また、里親留学では、月額4万円の実親、保護者の負担もございます。令和4年度では660万円程度です。この額も留学生の生活費に充てられておりますので、市内の経済に回っていると考えております。また、いきっこ留学は事前見学をお願いしております、見学に来島される家族の宿泊滞在費についても、経済効果と捉えております。

令和4年度は25件の御家族に来島いただいておりますので、約100万円程度と試算しております。概算でございますが、合わせまして、令和4年度の経済効果は2,080万円ほど



と考えております。そのほかにも、保護者負担であります給食や教材に係る経費及び学校行事等による保護者の来島など、効果はさらに上がっているものと考えております。令和5年度につきましても、同額、またはそれ以上の効果があると見込んでいるところでございます。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** ありがとうございます。

今、御答弁いただいた内容をまとめさせていただきますと、いきっこ留学を行うことによりまして、市外との子どもの交流が増え、心が育つであったりだとか、あとは複式学級が解消されたり、クラス数が増加したり、あとは部活のメンバーが増えて活動が活性化したり、あとは経済効果として年間2,080万円ぐらいが、存在しなかったはずのお金というものが消費に回ってるんじゃないかろうかというお話だったかというふうに思います。

実際に、もちろん教育でございますので、一概に、一般的な事業と比べて投資対効果というふうに考えるのが正解かどうかということは難しい部分だと思うんですけども、やはり1つの事業として考えたときに、投資対効果というものを測る際には、今お話いただいた、良い部分と、あとは実際にそれに対して、壱岐市としてどのぐらいのコストを払っているのか、それもちろんお金だけではなくて、皆様の労働の時間とかもあると思います。

やはり、そんなに簡単なことではないと思ってるんですね。壱岐市側の里親の方、教育委員会の方、また教師の皆様が多大な労力を割いていらっしゃると思いますので、そちらの壱岐市として、支払ってるという言い方は語弊があるかもしれませんが、使っているコストというものをどのようにお考えかということについてお聞かせください。よろしく願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 今、壱岐市のほうからどれぐらいコストがかかっているかということでございますが、基本的には担当する職員の人数とか、それから担当する学校の先生方の御負担の率とかいうのになると思いますが、申し訳ございませんが、詳細に計算しているわけではございません。ただトータルで考えますと、何もしなければ、こちらも人手は要らないわけですけども、先ほども申したように、明らかに子どもたちが変わってるわけですね。そういう意味では、経済的効果よりも教育的効果という意味ではペイしていると、利益が出てるのではないかというふうに認識しております。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** ありがとうございます。

そうですね。実際に、コストを正確に測ることは難しいというのは重々承知しております。

教育効果として、教育委員会が把握している範囲で、実際により効果が現れていることをお聞きできたので、こちらに関してはここで質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、2つ目、いきっこ留学のこれからについて質問させていただきます。

今後、よりよいいきっこ留学について、どうしていくのか、どういう改善の余地があるのかということをお話の方にお話を聞かせていただいたところ、3つ挙げられるのではないかとのお話でした。

1つ目は里親と教育機関、2つ目は里親と実親、3つ目が里親同士、この3つのつながりをもってコミュニケーションをもっと取るようにしたほうがいいのではないかと。それによっていきっこ留学の情報交換をしたり、いろんなお子さんのこともそうですし、実親の方、あとは里親同士の関係はどうなのかとか、そういったことの情報交換したほうが、よりよいいきっこ留学につながっていくのではないかとのお話をいただきました。この3つに関しては、コストもあまりかからずに、すぐに取り組めるようなことのように個人的には思いましたが、これについてどう思うかということをお考えを聞かせていただければと思います。

また一方で、このような取組を行えば行うほど、里親の負担が増し、成り手不足が加速する気もしております。いきっこ留学の環境を整備していくということと、成り手不足、この2つというものは相反することのような気がしているんですけども、この課題について、どう今後、取り組んでいこうと考えられているかお聞かせください。

よろしく願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** ただいま3者のコミュニケーションについての御質問がありましたけれども、本当に私たちも同じところを問題であると、課題であると思っております。

まず現状についてお答えいたしますが、最初の里親と市教委、あるいは学校との情報共有ですが、これは十分取れているのではないかと、十分というのは何を以て十分というのはございますが、全く情報共有がないという状態では全然ございません。本当に再々、里親からは子どもさんの状況について市教委のほうにも御相談ございますし、学校からも御相談ございます。そういう状況を見ておりますと、私自身が教育長室に座っていながらも、いろいろな報告書が上がってきて、どこの小学校でどういうことが起こっているか想像がつくぐらいでございますので、ここは十分であるだろうと今のところ思っております。

それから里親と実親のことですけれども、こちらも随時、十分行われているのではないかと思っております。というのは、結局、里親と実親の間で、例えば意見の食い違いとか、方針の違いがあった場合は、ほぼ必ず市教委のほうに連絡が入ってきます。市教委のほうで把握してる

のだけを見ても、つまり何らかの動機があるから市教委に上がってきてるわけですけども、それがかなりの数であることを考えておられますと、それ以上のコミュニケートが取られているものと考えているところがございます。そのほか、授業参観であるとか、あるいは学校の運動会とか、そういった行事にも実親がやってきてるところを見ますと、結構かなりの率で交流しているというふうに考えております。

第3の里親同士でございます。これはなかなか鋭い指摘でございます、これまで市が主導して、里親同士のコミュニケートを促したということはございませんでした。ここは非常に反省しているところでございます、今年度、いろいろやっております会議であるとか、あるいは教育総合会議なんかでも御指摘があつてございまして、何らかの形でコミュニケートする場をつくるべきであるというふうに思っております、今、準備をしているところでございます。形としては、里親さんたちが希望する形での研修会であるとか、意見交換会、そういったものを行っていかうと思っております。

次に、里親の負担が増し成り手不足が加速するのではないかとということですが、これも我々が思っている、懸念している課題でございます。先ほどコミュニケートの御指摘を受けましたが、里親の負担が一番大きいのは、その部分じゃないかと思えます。つまり、子どもが自分たちがイメージしたように育っていかないところに大きいストレスを抱えるわけですが、そのとき相談する相手だとか、対応する相手が、これまで学校だったと思うんですが、これはこれから、今、市教委が間に入りまして、話を聞いて実親と話をつないであげるとか、あるいは学校と相談していくとかいうことをすれば、里親の負担が減っていくというふうに考えております。そこで、この前の3月の教育総合会議を受けて、留学生のコーディネーターというのを採用しております。最近試験をしまして採用することを決めたんですが、この配置によりまして、これまで以上に、里親、あるいは実親、子ども、学校の意見を聞くことができるようになると思えます。

このほかにもいろんなことを用意しておりますけれども、そういったことでコミュニケートを密にすることによって、里親の負担感を減らし、成り手不足の解消につなげていきたいと考えているところがございます。

以上です。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございます。幾つか御答弁いただいた内容について追加でお聞かせください。お聞かせくださいというのと、あと僕からのちょっと意見を述べさせていただきます。

1つ目の里親と教育委員会のコミュニケーションに関しては、僕はそこまで知らなかったというところで、コミュニケーションが取れてるという御回答をいただきましたので、承知いたしました。

次に里親と実親のコミュニケーションというところに関してなんですけれども、僕ももちろん多くの里親の方にお話を聞かせていただいたわけではないんですけれども、実際に里親の方と実親の方があまりコミュニケーションを取る機会がなかったりだとか、あと連絡は密にされていらないというお話ももう少し伺いしてる部分があるので、どこまで介在するかというところはあるんですけれども、そこのところを、教育委員会とていいますか、推奨していく、啓蒙していくという動きをしていただけたらいいのかなというふうに感じました。

3つ目の里親同士のコミュニケーションのところなんですけれども、そこを課題に感じていただいている、今後、動いていく見込みだということをお話いただきましたが、一方で、情報共有すればするほど難しくなってくる部分もあるかなというふうに思っております、やはり里親同士の環境の違いだとか、多分、多々あるかと思うんですね。一概に、こちらの里親のほうでこういう取組をしていて、それがすごくいい方向に動いているということが分かったとしても、それはすごくいいことなんですけれども、別の里親の方が果たしてそれをできるのかどうかみたいところというのは、知っちゃったがゆえに、もちろん子どもが知るかどうかは別の問題ですけども、何かうちの家は、このレベルしかできてないとか、ここまでやらなきゃいけないのだったらできないとかということも起こり得るのかなというふうにちょっと想像しておりますので、そこのところは、里親同士のコミュニケーション、もちろん取っていったほうが良いと思ってるんですけれども、ちょっと繊細に取り扱っていただければなというふうに考えております。

最後に成り手不足のところに関しましては、今のお話だとコーディネーターの方が配置されてきて、コーディネーターの方に話を聞いていただくことによって、里親の方のストレスが軽減されていくのではないかと、それによって、成り手不足が少しずつ解消されていくのではないかとこのお話だったかと思うんですけれども、もちろんそれがあつたほうが良いとは思いますが、それは多分、今、里親をやられている方はストレスが解消されていくのを実感されるかもしれないんですけれども、やっぱり今足りてないのは、里親の母数自体が足りてないと思いますので、これから里親になろうとしている方には、コーディネーターの恩恵というものを多分全くこう、想像するのが難しいと思うんですね。

なので、これから里親の母数自体を増やしていこうと思ったときは、また少し違った角度からのアプローチが必要なのではないかなと。もちろんこれも大切なことなんですけれども、考えておりますので御検討いただければというふうに思っております。僕も何かいいアイデア

が出てきたら共有させていただきますので、よろしく願いいたします。

ここまで、いきっこ留学について御答弁いただいたんですが、ちょっとここから、2つ、質問ではないんですけども、僕のこの件に関わる考えをちょっとお話をさせていただければと思っております。

1つ目は、今回のいきっこ留学の件につきまして、物事を1つの面からだけでなくいろいろな面から見ようとしてほしいということになります。

昨日、議員から1家庭の里親が預かる子どもが多過ぎるのではないかという趣旨の質問がありました。実際に、僕も、ちょっと前に同じようなことが気になりまして、多くの子どもを預かっている里親のお家に見学に行かせていただきました。

そこでとても印象的だったことがあります、それは、夕方の時間だったんですけども、下校した夕方の時間に、留学しに来ている子どもたちと里親さんの子どもたちが、六、七人、とても仲よく遊んでいたんですね。見学させていただいた時間が1時間から1時間半ぐらい滞在させていただいたんですけども、その間ずっと外で、みんな和気あいあいと遊んでいまして、その姿がとても印象的でした。

ちょっと子どもが多過ぎて聞いたときに、僕もやっぱり目が行き届かないんじゃないかなって思ったんです、最初。なんです、もちろんそういう部分もあるのかもしれないけれども、一方で、子どもが多いことによって、そういう子ども同士のコミュニケーションが活発になって、みんなで遊べたりとか、いい面もあるんだなということに気づかされました。自分も子どもが2人いるんですけども、自分の子どもも成長していくタイミングで、こういう経験をさせたいなと思うような場面でした。

昨日、教育長の答弁の中で、1つの家に複数人数を預かるのはどうなんだという考えもあるが、環境によるので一概には言えないという趣旨の答弁がありましたが、実際に見に行ったからこそ、この教育長の発言に僕はすごく納得感を持っています。

もちろん複数人を預かることがいいんだとか、オーケーだとか、一概にそう思ってるわけではないんですけども、子どもが複数人いることのメリットというものも実際に行き行って感じました。教育長の言うように、里親の資質だったり、環境に関しても非常に大きな影響があると思いますので、一概にはこれに関して判断はできないと考えています。しかし、恥ずかしながら、それについては実際に現地に足を運んでみなければ分からなかったことでもあります。

僕が見に行った里親の方は、実際に、ほかの議員さんの中で見学に行けないというか、現場を見に来た方というのは1人もいなかったとおっしゃっていました。大切なのは目に見えやすいところであったり、自分の考えに合っているところだけを見て物事を判断するのではなく、物事を多角的、本質的に見ようとする姿勢だと考えています。

この件に関しては、いろいろなメディアで報道される部分も多かったので、やはり見え方が一面的になる部分が非常に多かったのかなというふうに思っておりますので、これについてお話をさせていただきました。

2つ目です。これ2つ目は、事実と解釈を混同しないでほしいということです。

これも昨日の一般質問の中で、一部メディアの報道内容が事実かのような発言がありました。これに関しては、強く否定の意見を表明させていただきます。

例えば、虐待の告発があった、死にたいとメモがあった、こうしたことがメディアに報道されたこと自体は事実です。ただ、虐待の告発があったから虐待があったんだ、死にたいとメモがあったから自殺なんだ、これは解釈であり、事実ではないです。そしてメディアや誰かが言ったことが必ずしも正しいわけではありません。

そういった解釈を事実かのように議会で発言することは、市民の皆様を事実誤認へと導く可能性が高いと考えています。かつ、今回の事案に関しては、市民の方の名誉毀損にもつながることだと考えています。

事実と解釈を混同しないということに関しては、特に公の立場ではやってはいけないことであり、ここにいる議員だけではなく、執行部の皆さんもだと考えておりますが、我々全員が最低限、ここにいる以上できなければいけないことだと考えておりますので、自戒を込めて発言させていただきました。

すいません、長々と。以上であります。

次、3つ目の質問に行かせていただきます。

小学校の統廃合と中学校のスクールバスについての質問なんですけれども、昨日の樋口伊久磨議員の質問の中で、小学校の統廃合に関しては御答弁ありましたので、こちらに関しては結構ですので、中学校のスクールバスの対象地域について、教育長が替わられましたので、何か新しい見解があれば教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** 教育長が替わったから見解が変わるわけではございませんので、大変苦しいんですけれども、答弁させていただきます。

中学校のスクールバスについては御存じかと思いますが、平成23年度の中学校の統廃合によって通学路が変更になったことに基づいて始まっております。通学距離が6キロを超えると、遠距離通学が発生したことによって導入しております。

この問題については、これまでも何度も市議会で取り上げられてきているということでございます。どこで線引きをするかということが非常に難しく、ずっと考えております。私も教

育長になりましてから、既に部下に命じまして、この問題について答えがないのかと、実は研究させております。が、どこまで議論しても、やはり一番いい答えというのは正解はございません。最大幸福を求めていけば、どっかで距離とか何とかできるんですけど、そうすると、その距離に100メートル足りない方とか、100メートル超えてる方とかいらっしやって、何がいいのかということのをいまだに結論が出ないでいるところでございます。

そして、最終的には、今までどおりということになっております。ただもうバスの運行が始まって13年たってます。ですから、私も何とか現状に合わせるようにしたいという気持ちを持って、努力しているといったところで、私の答弁とさせていただきます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。

これに関しては、今、教育長もおっしゃったとおり、今まで散々議会で議論されてきたことであるので、今、特にこうこうだからスクールバスやってくれと言うつもりはありません。もし見解が変わっていたらなと思って質問させていただきました。

ただ新しくスクールバスをどうするのがいいのかということに対して、リサーチを既に始めていただいているということだったので、今後の動きに期待したいと思います。ありがとうございます。

次に最後の質問になります。消防職員のパワハラ行為についてです。

これは伝聞形式ではあるんですけども、長期間にわたるハラスメント行為があり、職員の間では公然の事実だったというように伺いました。これについて上長への相談があり、またそれが白川市長の耳にも入っていたという声も聞いております。第三者機関に話が行ったことによって、今回の件が懲戒という形になったという話を聞いているんですけども、その前に、実際に消防署内であったりだとか、市役所の中でどういった動きがあったのか、どのような対応をしたのかということについてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） このたび消防職員が部下職員に対し、ハラスメント行為を行う事案が発生しました。議員皆様、市民皆様に心からおわび申し上げます。

1番、森議員の消防職員のパワハラ行為についての御質問にお答えをいたします。

ハラスメント行為は、平成25年から昨年までにかけて行われており、令和元年7月頃には壱岐市ホームページへ意見としてメールが届いており、原文のまま消防本部へ転送されました。内容は、今回同様、同僚に対するハラスメント行為が行われている内容でした。

当時の対応については書類が残っていないことから、前消防長に聞き取りを行いました。何人かの職員に事実確認したが、確たる証拠、供述は得られなく、当人に事実確認するも供述は得られなかったため、疑わしい行為を行わないよう口頭で注意したとのこと。消防本部の組織としての対応がなかったことを深く反省しております。

令和4年9月4日に、パワハラ的事实を確認した隊長が、翌日、9月5日朝、署長へ報告し、対応について協議をしていたところ、午後2時頃、総務省消防庁が行うハラスメント等相談窓口からの情報提供がありました。

総務省消防庁の相談窓口の方からは、行為者から複数の暴言等を受けたとの情報のみで、対象者等の名前の公表はありませんでした。すぐに、市長、副市長に報告し、適正に対応するよう指示がありました。

調査の進め方について、数回、顧問弁護士の助言をいただき、職員全員に対する聞き取り調査を実施することとなり、迅速に調査を実施いたしました。その中で、行為者及び被害者との供述内容が食い違う部分が多々あったため、複数回に及ぶ聞き取り調査を実施することとなり、日数が経過することとなりました。

総務省消防庁については、2か月経過ごとに調査結果の報告を求められており、調査の進捗状況について適時情報を提供いたしました。

処分につきましては、岐阜市職員分限懲戒審査委員会に諮問を行い、令和5年5月22日に委員会が開催され、その答申を受け、岐阜市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、また、他の自治体の事案も参考に処分いたしました。

その間、職員に対する再発防止策として、ポスターの提示、ハラスメント撲滅宣言、職員研修及び訓示を行いました。

今後このようなことがないように、常に相手の立場になって考え、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。また、ハラスメントの研修を受講するなど、職員に指導を徹底し、ハラスメントの撲滅に努めてまいります。本当に申し訳ございませんでした。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございました。

追加で幾つか伺いさせていただきます。ちょっと細かいんですけども、ごめんなさい、日にちまでちょっと正確に聞き取れなかったんですが、上長に対してハラスメントの報告があり、それにちょうど対応していたときに、ちょうど第三者から連絡が来たということで合ってますかね。

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。



○消防長（山川 康君） 森議員の再質問にお答えをいたします。

総務省消防庁からの連絡前に、そういう事実があったということで、隊長のほうで報告を受け、それを署長のほうに報告していたところ、昼過ぎ2時頃に総務省消防庁のほうから情報提供がありました。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 今のお話ですと、署内で、組織内部で対応しようとしたところに、ちょうど第三者機関からお話が来て対応したということだったんですけれども、そんなにタイミングがいいことがあるのだろうかということはさておき、やはり、もちろんハラスメントが起きないということが一番いいというのは大前提ですけれども、起きたときに外から言われたから対応するというのではなくて、事前に組織内で、きちんと対応しておけたほうがよかったということは、皆様、分かっていたいただけると思うので、それに関して今後、意識していただければと思います。

ちょっと追加で質問しようとしたことの内容について、先んじてお話いただいた部分があるんですけれども、パワハラをはじめとしたハラスメントを組織内で起こさせないためにどうしたらいいのかということが大事だというふうに考えております。僕が調べた範囲で、この場を借りて共有させていただきます。

まず1つ目が、トップのメッセージというものが大切だというふうに言われております。これに関して、消防署内でポスター、訓辞したりだとかってお話がありましたけれども、消防署長、あるいは市長、組織のトップの人間がこのハラスメントはいけないことだよというメッセージをきちんと対外的、組織内に向けても発するということが大切だというふうに言われております。

また、もちろんハラスメントのあるなしに、ハラスメントはあってはならないことなんですけれども、これによって、社員の、組織の人間の心理的な安全性が確保されることにつながるというふうに言われておまして、心理的な安全性が確保されている組織では、仕事のパフォーマンスは向上するというような結果も出ておりますので、こういったトップからのメッセージというものは行っていただければなというふうに思っております。

2つ目が、ルールを決めるということで、何がハラスメントなのか、何をしてはいけないのかということ組織として決めておくということが重要だというふうにされております。この後の、先ほど研修を受けたということもありましたが、結構、ハラスメントって抽象的な言葉なので、実際に何がいけないのかということっておのおのによって認識が違いますし、実際にやっている側が、ハラスメントしているって認識してない場合もあるんですね。なので、何を

もってハラスメントなのかということのルールというものは、組織の中できちんと整備したほうがいいのかというふうに思っております。こちらに関しては、先ほどの御答弁の中では、まだされてないような印象を受けましたので、ぜひ取り組んでいただければというふうに思います。

3つ目が、実態を把握するというところで、これは今お話ししてるのは予防に関する話なので、起きてしまった後に、本当に起こったのかどうかという調査とは別で、もし可能であれば市役所の中でもぜひやってほしいんですけども、今、働いている職員が自分の組織でハラスメントがあるのかどうかであったり、その空気感、そういったものを把握しておくということが大事だと。

実際に被害を訴えてるわけでもなかったり、誰かがハラスメントの加害者だという認識がなかったとしても、もしかしたら職員の中に、これってどうなんだろうと思っている方とかっている可能性がありますので、そういった実態を把握することが予防の意味でも大切になってくるというふうに言われております。

次に4番目、教育するというところで、これは先ほど研修を行ったというお話をされていたんですけども、実際にルールがあった上で、こういったことはしちゃいけないよとかいうことを、ただルールを読むだけではなくて、実際に研修を受けたりだとか、教育を受けることによって、職員の中により浸透させていくということが大事だというふうに言われております。

次、予防の面で言うと、最後になるんですけども、それを周知する。この周知するということは、組織の中に周知するのではなくて、対外的、この場合でいうと市民の皆様に向けて壱岐市消防署というものは、ハラスメントを許さないんだよということをメッセージを周知していくことによって、外からのチェックの目がより厳しくなるといいますか、そういったことを言っている組織で、まさかやってるわけがないよねというようなチェックの目が働きますので、外に向けて、こういったことは許しませんよということを発信していくことによって、よりハラスメントの起きにくい職場とか、組織になるというふうに言われております。

次に、予防ではなくて、実際に起きてしまったときに、どうするのかって話で言いますと、1つ目が相談や解決の場を設置するというところで、相談窓口の設置であったりだとか、相談が来たときに、どうやって対応するのかということを決めておくということが大切だと言われております。

もちろん、従業員の、組織の職員の方々が相談しやすくするために、相談者の秘密が守られることであったり、不利益な取扱いを受けないこと、匿名性を保ったまま対応することなどはもちろんのことですけども、恐らくは、この事後対応の部分がきちんと定められていなかったがゆえに長期間続いたりだとかしたのかなというふうに考えております。

一番最初に相談があったときってのは、かなり前だったというふうにお話がありましたが、その後、恒常的に続いていたということで、やはり相談があったときに、どのように対応しましょうかということに関しては、きちんと組織の中で決めておくべきかなというふうに考えておりますので、こちらについて、どのようにお考えかということの後ほどお聞かせください。

次に、再発防止の取組が大切ですよということで、ハラスメントした側も、受けた側だけではなくてした側も、きちんとケアしたほうがいいですということで、また当事者、加害者と被害者だけではなくて周りにいる人間も心理的ダメージを受けているケースが多いということで、周辺社員、周辺職員へのケアであったり、支援だったり、教育だったりということもきちんと行いましょうということが言われております。

恐らく、一緒の組織で働いてる人間としては、その後、実際ハラスメントどうなったんだということが一番気になることだと思うんですね。取りあえずは、処分といたしますか、何か動きがあったけれども、その後もなんだかんだそういう空気感あるよねというふうになってしまうと、あまり意味はなかったということになりかねないので、その辺りを組織の上に立っている方々は意識して動いていただければというふうに思っております。

消防署含め市役所、役場というものは、一般的な組織と比べて、恐らく新陳代謝が悪い組織なのかな、かつ上下関係が割とはっきりしている組織なのかなというふうに思っております。だからこそハラスメントというものが、一般組織と比べると起こりやすい気がしているので、だからこそ予防であったりとか、事後対策の仕組みを整えるということが重要だと思っておりますので、ちょっと偉そうに申し訳ないんですけども、頭に留めておいていただければというふうに思います。

今後の対応について、今お話をさせていただきました、ちょっとまとめさせていただきますと、トップのメッセージ、ルールを決める、実態を把握する、教育をする、対外的に周知をしていく。そして事後の対応としてしましては、相談解決の場を設置する、再発防止のための周囲のケアということが今お話しさせていただいたんですけども、これについてやれることは全部やってほしいなと思ってるんですけども、これはやっていきますよとか、そういった御意思というかを消防長と市長にお聞かせいただければと思います。

よろしく願いいたします。

**○議長（豊坂 敏文君）** 中上総務部長。

**○総務部長（中上 良二君）** 森議員の再質問の、ただいま数点御提案等いただいた内容につきまして、既に取り組んでいる内容もございますので、その辺りのところを含めて、私のほうから答弁をさせていただきます。

まずハラスメントの防止等に関する要綱というものを、令和2年6月に整備をいたしており

ます。その運用方針として、苦情相談、そしてパワハラ、セクハラ、モラハラとか、そういったハラスメントに対する指針を詳細に定めているところでございます。

また、ただいま申し上げました苦情の相談等につきましては、各部局で、総括相談員または相談員という者を選定をいたしまして、もし仮にハラスメント等があった場合については、そこに申立てを行うというような体制を取っているところでございます。

またその周知につきましても、これ老岐市ハラスメント対策委員会というものを、本要綱に基づいて設置をいたしておりまして、その委員長、副市長でございますが、その委員長名でハラスメント防止の周知というものも定期的に行っている状況でございます。

また職員に対するハラスメントの研修につきましてはですが、以前からの定期的な開催をいたしております。令和2年から4年までの直近3年間は、毎年、開催をいたしております。参考までに申し上げますと、参加した職員数については、令和2年度が89名、令和3年度が13名、令和4年度で54名、加えて本年度も7月にオンライン研修、そして8月末には集合研修というものを予定をいたしております。

また、こういったハラスメントの事案が起こった際に、そういった被害を受けた職員に対してのケアというのも当然行っているところでございまして、またそういった事案が発生した場合には、当該その職員に対して、そういった内容で、ちゃんと対応したというようなこともちゃんと報告というか、するようにはいたしております。

苦情相談員の配置については、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ総括相談員とか、相談員というものを設置をして対応しているということでございます。

まず、こういったハラスメントの未然防止ということで努めておりますけれども、やはり重要なものでいきますと、まずはそういったことを起こさない環境づくり、これはまず、ただいま申し上げました研修とか、そういったところで職員に対して、そういった意識を持つこと、起こさないという意識を持つこと、そのことになるかと思っております。

また2つ目には、そのことを、発生した場合、いかにいち早く対応するかということが重要であろうかと思っております、それにつきましては、ただいま申し上げましたハラスメントの防止に関する要綱に基づいて苦情相談とか、そういったもので現在対応をしているところでございますが、今回こういった事案が発生をいたしましたので、引き続き職員の研修等をはじめ、ハラスメントの未然防止に、市としても全力で努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

○消防長（山川 康君） 森議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど総務部長が言われました答弁と重なる部分もありますが、今回、平成25年からのパ

ワハラ行為ということで、早期に発見できなかったということを反省をしております。

発見できなかったことは、相談できる環境ではなかったんじゃないかというのを思っております。今回、先ほど言われました相談窓口というのを、管理職だけじゃなく、若い職員を相談員として配置をいたしました。よりいろいろな相談が、早期にできるように、今後もコミュニケーションを取りながらやっていきたいと思っております。またハラスメントの研修会も全ての職員が参加して、勉強ができるようにしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** 森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** 御答弁ありがとうございました。

今のお話で、市役所で行っていることと消防のほうで行っていることがどこまで重なってるかってのは正確に把握することはできなかったんですけども、仮に同じようなことをやっているとすれば、やはりその穴をくぐってという言い方はちょっと正しいか分かりませんが、やはりこういった事案が発生しているわけで、今、僕が、お話をさせていただいた内容であったり、今、御答弁いただいた内容というのは、やっぱり一般的なこうしたほうが予防できるよという話だと思うんですけども、それでもやっぱり起こってしまうことってのはあるわけで、そのときに、どこが穴で起こってしまったんだろうとか、どこに原因が考えられるんだろうかということを考える、鑑みると言いますか、ことは大事だというふうに思っております。

今、消防長のほうから、管理職が相談員になるだけではなく、若い方が相談員になるという話もありましたけれども、もうこれ僕の感覚ですけども、やはり同じ組織の人間に相談するというのは、結構、心理的なハードルは高いのかなというふうな気がしますので、やはりこういったことが起こってしまいましたので、そこのところは第三者機関といいますか、第三者の相談できるところ、組織を設けるとか、そういった対応したほうがいいのかというふうに思いました。

ちょっとここで、じゃ、具体的に何で起こったんだみたいなことを言うつもりないんですけども、心の中に留めておいていただければと思います。

僕の一般質問は以上になります。

以上です。ありがとうございました。

〔森 俊介議員 一般質問席 降壇〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 以上をもって、森俊介議員の一般質問を終わります。

**○議長（豊坂 敏文君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

6月26日は各常任委員会を、6月27日は予算特別委員会を、いずれも午前10時から開

催いたします。

次の本会議は、6月29日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時45分散会

---

---

令和5年 壱岐市議会定例会 6月 会議録 (第5日)

---

議事日程 (第5号)

令和5年6月29日 午前10時00分開議

日程第1	議案第33号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第2	議案第34号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第3	議案第35号	壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第4	議案第36号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第5	議案第37号	壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第6	議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画(変更)の策定について	産業建設常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第7	議案第39号	財産の取得について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、討論あり、可決
日程第8	議案第40号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第2号)	予算特別委員長報告、可決 本会議、可決
日程第9	議案第41号	高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結について	総務文教厚生常任委員長報告、可決 本会議、可決
日程第10	議案第42号	損害賠償の額の決定について	建設部長説明、質疑あり、委員会付託省略、討論なし、可決

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

---

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君

9番 赤木 貴尚君  
11番 小金丸益明君  
14番 市山 繁君  
16番 豊坂 敏文君  
10番 音嶋 正吾君  
13番 中田 恭一君  
15番 土谷 勇二君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君  
事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部長	中上 良二君
企画振興部長	塚本 和広君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	平田 英貴君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	目良 顕隆君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	横山 将司君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。沓岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案1件を受理しております。

---

**日程第1. 議案第33号～日程第9. 議案第41号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第33号から日程第9、議案第41号まで9件を一括



議題とします。本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○**総務文教厚生常任委員長（市山 繁君）** 皆さん、おはようございます。

令和5年6月29日、苓崎市議会議長、豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長、市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告をいたします。

議案第33号、苓崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第34号、苓崎市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第35号、苓崎市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第36号、苓崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第37号、苓崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第39号、財産の取得について、原案可決。

議案第41号、高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結について、原案可決。

以上で報告を終わります。

○**議長（豊坂 敏文君）** これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容については提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（豊坂 敏文君）** 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○**議長（豊坂 敏文君）** 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 令和5年6月29日、老岐市議会議長、豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長、赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、老岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第38号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。山川忠久予算特別委員長。

〔予算特別委員長（山川 忠久君） 登壇〕

○予算特別委員長（山川 忠久君） それでは、予算特別委員会の審査について報告いたします。

令和5年6月29日、老岐市議会議長、豊坂敏文様。

予算特別委員会委員長、山川忠久。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、老岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第40号、令和5年度老岐市一般会計補正予算（第2号）、審査の結果、原案可決。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（山川 忠久君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第33号老岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、

議案第37号老岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまで5件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号から議案第37号までの5件を、一括採決を行います。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 賛成多数です。よって、議案第33号から議案第37号まで5件は、原案のとおり全て可決されました。

次に、議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（豊坂 敏文君）** 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号財産の取得について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 議案第39号財産の取得について、反対討論を行います。

この議案は、郷ノ浦町片原触の鎌崎地区にある県有地を購入するというものであります。金額は6,136万円余であります。

財政難を理由に、市民への補助金カット等をしている市にとって、小さい金額ではないはずであります。市は、県払下げ単価算出方針が見直されたため、この土地を取得し、企業誘致並びに老岐市公共施設用地等の地域振興に資する用途に活用すると説明しております。しかし、市は財政改革の基本方針に、「市有財産については、売却や解体の検討など、適正な管理・処分に

努める。」としております。その方針ならば、安易な土地の購入は行財政改革の方針に反するものと考えます。その点での説明がありませんでした。

また、市は企業誘致等によって、地域振興に活用するとしておりますが、現状はその計画は全く示されておられません。この点でも、市民の理解は得られるものではありません。

行政改革の基本方針に反し、無計画な土地の取得は一度立ち止まり、土地の利用計画をしっかりと進めた上で、土地の取得に当たるべきだと考えます。よって、議案第39号財産の取得について、反対といたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成多数です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号高機能消防指令センター総合整備事業請負契約の締結についてを討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第42号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、建設部長に説明をさせますのでよろしくお願い致します。

[市長（白川 博一君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 平田建設部長。

[建設部長（平田 英貴君） 登壇]

○建設部長（平田 英貴君） 議案第42号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市石田町の個人。

2、損害賠償額は、3万5,000円。

3、損害賠償の理由といたしまして、令和5年5月15日午後2時30分頃、壱岐市郷ノ浦町釘山触の市道藤山鳥山線を、個人が運転する自家用車が、経年劣化等によりコンクリート舗装が破損している箇所を通過した際、脱輪により損害賠償の相手方の車両を損傷させたため、損害賠償金を支払う必要が生じたことによるものであります。

なお、相手方の個人から6月19日に示談の内諾を得たため、6月23日開催の壱岐市損害賠償審査会の審査に付し、本日議案として提出するものであります。

提案理由は、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

主な修理箇所は、左前輪タイヤのパンク、ホイールの修理並びにフロントバンパーの修理で、市道施設の瑕疵については、保険会社の認定結果において50%とされたことに基づき、修理代に当たる50%を賠償するもので、保険会社から相手方の個人に直接支払われることとなります。

改めまして、相手方の個人に心からおわびを申し上げます。

今後も、危険箇所の点検、補修などを行いながら、安全に走行できる道路環境の維持に努めてまいります。

以上で、議案第42号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 道路の管理についてですが、以前にも、去年も用水の鉄のカバーが不十分で事故を起こしたというような、こういう事故がありました。やっぱりどういう点検体制をきちっとしているのか、それから、見過ごさないためのいろんな意味での地域からの声をきちっと吸い上げる体制等も含めて、市民の協力得ながら危険箇所をどう早期に発見して、早期に修理するということできないのかということですよ。今回も、もうこれだけの事故が起きるとるわけですから、かなり前からそういう道路の劣化は進んでいたと思うんですが、そういう点で気づけなかった、修理が遅れた点については、改めてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 平田建設部長。

○建設部長（平田 英貴君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

市道の異常箇所の早期の発見についての取組ということであると思っておりますけれども、これまで建設課におきましては、現場の立会い等々ありますが、その際に点検をして回って、そして通勤時等にも巡視を行っておりますが、本年度より週に1回2人一組でパトロールを行うように準備を進めております。また、あわせまして、市役所全職員に対しまして、道路の異常を発見した際の報告の要請を行ったところでございます。

また、自治公民館や市民の方に対しましては、公民館長会や市報において、情報提供の呼びかけを行っておるところでございます。さらに日本郵便と道路損傷情報提供の協定を締結していることから、昨年度にも引き続きまして今年度も郵便局に出向きまして、協力の要請を行っております。それと壱岐市公式LINEアプリ等を活用しまして、異常箇所がある場合は、お知らせを情報提供いただくというような体制を取っております。

ちなみに、道路改良以外で補修の実績でございますけれども、令和4年度では、公民館からの補修の要望でありますとか、市民の方からの通報等が年間で759件あっております。緊急性や安全性を考慮しまして、そのうち686件の対応を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐全体ということで、大変な広さもありますけれども、できるだけ地域の協力、それから早く通報で早く修理という点で、迅速な処理をお願いしておきます。

以上です。

**○議長（豊坂 敏文君）** ほかにありませんか。音嶋議員。

**○議員（10番 音嶋 正吾君）** この議案に関するのみならず、本議会で三、四件のこの損害賠償の報告がなされております。私は不可抗力もあろう点もあります。しかし、もう少し緊迫感を持ってやってもらいたい。全て保険にかたっておりますので、保険請求をする。毎回ですよ。そして、後の慣用句ですが、二度と起きないように注意を喚起をいたしますと。こうでしょう。もっと緊張感を持って仕事をしてもらいたい。

職務中ですので、当然、職務に関することですので、行政が責任を負うべきではありますが、個人であれば、全て個人の責任になるわけですから。あまりにも毎回毎回ほとんどがこの損害賠償の請求の議案が、報告が上がってきております。もっと緊迫感を持ってやってほしいというのが総体的です。

そしてもう一つ、もうシーズンも訪れますが、観光地、トイレもろもろの、市が委託管理をいたしております。筒城浜に例えたら悪いですが、あれも委託管理です。立派なもんです。全部委託をしとるんですよ。安いから、安く落札したからどんどん発注を取る。しかし仕事をしなきゃ一緒でしょう。現場をつぶさに皆さん方も見てさらいて、発注したからそれで終わりじゃなくて、いかに発注した内容が履行されておるかをもっと緊張感を持って、仕事をしていただきたい。このことを皆さん方を含め、我々も含め、厳守していかねばならないと痛切に考えておりますので、よろしく願いいたします。

答弁をいただけるならば、副市長さんにいただきましょうか。

**○議長（豊坂 敏文君）** 眞鍋副市長。

**○副市長（眞鍋 陽晃君）** 音嶋議員の御指摘について答弁させていただきます。

確かにこれまで毎年令和2年度に2件、令和3年度に2件、そしてまた令和4年度に2件、今回3件という形で、損害賠償ということで、議会の承認をいただくような形になっております。常々、車同士の分とかそういうところについては、やはり職員の不注意によるものがほとんどでございます。そういうところで、その都度徹底をしてきておるわけでございますけれども、さらに今、音嶋議員に御指摘いただきましたところについても、口酸っぱく職員には注意を徹底してまいりたいと思っております。

それから本日の提案の分についての事案につきましては、公民館にお願いをされてない、してないところの分について、そういう箇所があって事故に遭われたということでございます。特に先ほど平田部長も言いましたように、職員による点検をしてまいりますけれども、特に公民館等に管理をお願いしてないところについては、やっぱり市が責任を持って管理をする必要があると思っておりますので、そういうところを徹底してまいりたいと思っております。

また、公園等のトイレの清掃についても、確かに委託をいたしております。職員の所管課そ

れぞれありますので、そういうところの点検については日頃しておりますけれども、さらに徹底をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 組織すなわちガバナンスの引締めをもっと厳粛にさせていただきたい。内政的には副市長が要であると私は考えております。市長は、なかなか忙しい身でありますので、そこら辺はひとつ引締めを再度図っていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号損害賠償の額の決定についてを採決します。この採決は起立によって行ひます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。6月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、壱岐市議会会議規則43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。



〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 6月会議閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には6月15日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、初日の行政報告で申し述べましたが、来る7月2日には本市で4回目となるNHKのど自慢が壱岐の島ホールで開催されます。4月26日から募集を開始し、出場申込総数309組、観覧申込総数1,126通とたくさんの御応募をいただきました。予選に出場される皆様には見事予選を突破され、本選に出場されることをお祈りいたしますとともに、観覧の皆様、テレビで御覧いただく皆様には、ぜひここ壱岐の島で開催される全国放送公開番組を楽しんでいただきたいと思っております。

また、10月21日には、第6回となる神々の島壱岐ウルトラマラソン2023を開催予定であり、このほかにも市制施行20周年を記念した様々な行事・イベント等を実施し、観光振興をはじめとする全ての産業の振興につなげ、市内経済の活性化を図ってまいります。

次に、6月18日に諫早市の長崎県立総合運動公園陸上競技場で開催された第39回長崎県小学生陸上競技交流大会において、霞翠小学校6年中田靖稀さんがコンバインドB、これは走り幅跳びとジャベリックボールという3枚の羽根のついた楕円形のボールを投げる競技を合わせたものでございますけれども、そのコンバインドBで見事優勝いたしました。来る9月17日に神奈川県の日産スタジアムで開催される第39回全国小学生陸上競技交流大会における素晴らしい結果を期待いたしております。

次に、6月23日に行われた一般社団法人壱岐市観光連盟の定時総会において任期満了に伴う役員改選が行われ、長嶋立身様が御勇退され、新会長に下条正文様が御就任されました。下条新会長におかれましては、アフターコロナにおける誘客競争が激しい中であって、本市の観光振興の先導役として御活躍を御期待申し上げます。

一方、今回御勇退される長嶋立身前会長におかれましては、壱岐市観光連盟初代会長として長きにわたり、卓越したリーダーシップの下、組織の強化はもとより、大手旅行会社等と連携し、自らトップセールスにも出向かれるなど、本市の知名度向上と誘客に御尽力賜りました。また、壱岐市総合計画審議会の会長をお務めいただくなど、多くの委員会等の委員を引受けいただき、壱岐市政の振興に多大な御貢献をいただきました。長嶋前会長の長年の御功績に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により延期が続いておりました壱岐郷ノ浦祇園山笠

が7月30日、4年ぶりに開催される運びとなりました。皆様御承知のとおり、壱岐郷ノ浦祇園山笠は、五穀豊穰、叶大漁、商売繁盛、家内安全、無病息災の5つの祈りを込めて行われる286年の歴史を持つ壱岐最大の夏祭りです。生業の傍ら献身的に御尽力いただいております関係皆様に対し、心から敬意を表しますとともに、祇園山笠の活気が、これら5つの祈りはもちろん、壱岐市に大きな活力をもたらしてくれますことを大いに期待するところであります。

さて、これから梅雨も後半に向かうにつれて、大雨等自然災害のリスクが高まります。市消防団をはじめ、関係機関と連携し、防災対策には万全を期してまいります。市民皆様におかれましては、気象情報等に十分御注意いただくとともに、日頃の備えなど、再度御確認いただきますようお願いいたします。夏本番を間近に控え、これから壱岐が観光地として最も輝く季節を迎えますが、一方で厳しい暑さも予想されます。熱中症対策など、健康に十分御留意され、市民皆様が日々健やかに過ごされますことを心から祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年壱岐市議会定例会6月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時32分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 武原由里子

署名議員 山口 欽秀